

平成26年第2回(6月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号(6月26日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○報告第1号の報告	8
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○諮問第1号の上程、説明、質疑、採決	18
○諮問第2号の上程、説明、質疑、採決	19
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○修正案提出の動議	40
○会議時間の延長	44
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○散 会	55

第2号(7月2日)

○開 議	59
○諸般の報告	59
○一般質問	59
○ 菌 田 靖 邦 君	59
○ 野 口 直 次 君	67

鈴木多津枝君	82
坂本政司君	102
中澤莊也君	112
芹澤廣行君	128
○議案第29号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	141
○会議時間の延長	148
○日程の追加	148
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○川根本町議会議員派遣の件	159
○閉会	160

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成26年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成26年6月26日(木) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について(平成25年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第28号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第29号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第30号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)
- 日程第12 議案第32号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第33号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第34号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第2回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月16日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告1件、承認2件、諮問2件、議案7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる、議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 鈴木議員。

○10番（鈴木多津枝君） 議員の派遣の決定の報告書ですけれども、安芸高田市へ行ったのまで議員の派遣になるんですか。これは行政が議会として行ったのではなくて、一般町民として参加していただきますということをずっと聞いていたんですけれども。

○議長（中田隆幸君） 今事務局のほうから訂正をお願いしたいと、こういうことが言われま

したので、訂正をお願いいたします。いいですか、鈴木さん。

○10番（鈴木多津枝君） どういう訂正ですか。

○議会事務局長（大村敏秋君） その広島の問題ですが、それにつきましては行政から依頼がありまして、一般町民として参加ということですので、議員派遣ではありませんので、失礼いたしました。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木さん、いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい、いいです。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） それでは、会議を進めます。

今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

きょうは平成26年第2回の川根本町議会定例会ということで、全員の議員の皆さんに御参集いただきまして会議ができますことを、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

そのような中で、私も就任いたしましてから8カ月余りたちました。その間、議会の皆様方にも大変御指導または御協力をいただきまして、心よりお礼を申し上げたいというふうに思っております。

そのような中で、私、この間、それぞれの場所で申し上げておりますのは、この一、二年が川根本町にとって非常に重要な時期であるということ認識をいたしております。特に今現在南アルプスがエコパークに認定をされた、登録をされた。また、大井川鉄道の問題、川根高校の問題、それから茶業、観光の問題、また、若干の明るい話題ではございますけれども、トーマスが大変人気があるというようなことの対応、それから、リニアの関係、これにつきましても多くの皆様方に関係するというような中で、やはりこれら一体の対応といたしましては、行政と議会がどうしても一体となって対応する必要があるというふうに思っております。そのような中で、まだまだ少子化の対応等々におきましても、まだ不備な点があるということも認識をしております。そのような中で、これから皆様方と一緒に、町民も含めて対応することが必要ということ、きょう改めて皆様方に申し上げておきたいというふうに思っております。

そのような中で、私の6月17日からの行政報告をさせていただきます。

皆さんとともに6月17日に議会の全協を開催をしております。このときに、全国の林業会議所の会長であります榛村、前の掛川市長がお見えになって、これからこの中山間地域の非常に重要性というのを私に教えていただいたというのがこの日で、わざわざ来ていただいた

というのが17日でございます。

それから、6月18日、この日には中電の大井川電力発電所の所長が代わられるということで、異動に伴います挨拶にお見えになったというのがこの日でございます。

6月19日には中部地域政策局長が来庁をされまして、懇談をしております。この日には、恒例でございます円卓会議、これは農林事務所並びに土木事務所のそれぞれの幹部の皆さんが、今後の事業計画等々について説明をされたというのがこの日でございます。

また、この日には長島ダムの所長もお見えになりまして、今年少し降雨が少ないということで、長島も大変水が汚れてきているというような話をお聞きをいたしました。これについては、当然ながら水の量よりはきれいな水を必要としているということを申し上げました。

6月20日ですが、全員協議会を開催しております。

6月21日、22日ですが、来年徳山のときどんの関係のホタルの環境サミット、これの全国大会をやりたということで、私どもも積極的に全国大会を応援するというような立場から、徳山地区の皆さんがほとんどだったんですが、大変多くの皆さんに参加していただいて、福井県の勝山市へ行ってきたというのがこの日でございます。

6月22日には、午後、富士山の世界遺産登録1周年の記念式典が沼津市でありまして、これに出席をしております。

6月23日、この日には、自衛官募集相談員委嘱式というのがございまして、役場の職員ではありますが、小長谷という職員が委嘱をされたというのがこの日でございます。これは自衛官の募集の窓口になってほしいというような話のことでした。

それから、6月23日、これは茶草場農法のフォーラムというのがございまして、掛川グラウンドホテルへ行ってまいりました。この折、大変著名な皆様方がこの日にフォーラムを行いまして、次の日にはつちや農園のほうへ現地視察ということで、大勢の外国人を含めた多くの皆さんがお見えになったというのが、この日でございます。

6月24日、この日は県の町村会の総会がございまして、東伊豆へ行ってまいりました。

それで、本日の定例会ということで6月26日でございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森照信君、10番、鈴木多津枝君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月2日までの7日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月2日までの7日間に決定しました。

◇

◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度川根本町一般会計予算）

○議長（中田隆幸君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成25年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案ですので、本案について、町長からの報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第3です。報告第1号、繰越明許費繰越計算書についての説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成25年12月定例会及び平成26年3月定例会において御承認をいただきました、平成25年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

資料1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、情報通信基盤整備事業調査・設計業務委託は、翌年度繰越額4,494万円です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、町単独事業、創造と生きがいの湯ボイラー改修工事は、翌年度繰越額373万2,000円です。

第2項児童福祉費、事業名、保育対策等促進事業、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託は、翌年度繰越額378万円です。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、町単独事業、林道長尾川線測量設計の業務委託は、翌年度繰越額220万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設事業は、翌年度繰越額1,670万円、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、翌年度繰越額1,058万円、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事は、翌年度繰越額855万円、県単独林道（開

設) 事業、施業道ヒラト線開設工事は、翌年度繰越額2,300万円、県単独林道(改良)事業、林道南赤石線改良工事は、翌年度繰越額373万2,000円、県単独林道(改良)事業、林道富沢線改良工事は、翌年度繰越額84万2,000円、県単独林道(改良)事業、林道大沢線改良工事は、翌年度繰越額112万8,000円、町単独事業、林道蕎麦粒線改良工事は、翌年度繰越額228万円です。

資料2ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査業務委託は、翌年度繰越額620万3,000円、町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う測量設計業務委託は、翌年度繰越額424万3,000円、社会資本整備総合交付金事業、町道路面性状点検業務委託は、翌年度繰越額741万7,000円、町単独道路修繕事業、町道下泉原線舗装修繕工事は、平成25年度末までに工事終了のため翌年度繰越額はありません。社会資本整備総合交付金事業、町道桑野山細尾線修繕工事は、翌年度繰越額1,077万2,000円、社会資本整備総合交付金事業、町道坂京線舗装修繕工事は、平成25年度末までに工事終了のため、翌年度繰越額はありません。町単独事業、町道長松線改良工事は、翌年度繰越額2,215万円、道整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、翌年度繰越額1,465万6,000円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋下部工橋梁修繕設計業務委託は、翌年度繰越額324万4,000円、社会資本整備総合交付金事業、梅地1号橋、梅地2号橋橋梁修繕工事は、翌年度繰越額1,500万円です。

資料3ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、町単独事業、第5分団1部(元藤川)詰所設計監理業務委託は、翌年度繰越額300万円、町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入施工監理業務委託は、翌年度繰越額472万5,000円、町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入は、翌年度繰越額1億666万9,000円です。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の4ページから6ページをごらんください。

以上、繰越明許費について報告をさせていただきました。

○議長(中田隆幸君) これでは報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものです。御了承ください。



◎日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町
税条例の一部を改正する条例について)

○議長(中田隆幸君) 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第4です。承認第1号、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容を説明させていただきます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため、町条例の一部を改正する必要が生じました。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

提出議案の5ページから12ページと新旧対照表をあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページ、第1条の川根本町税条例の一部を改正する条例についてです。

第23条の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定の整備を行う改正でございます。

1ページから2ページをごらんください。

第33条の改正は、地方税法の改正に伴う引用部分の項ずれに伴う改正でございます。

次の、第34条の4の改正は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れることにより、法人税割の税率12.3%を9.7%に引き下げる改正でございます。

次に、2ページから4ページをごらんください。

第48条及び第52条の改正は、法人税法の改正に伴う所要の規定の整備を行う改正でございます。

次に、4ページをごらんください。

第57条及び第59条の改正は、子ども・子育て支援新制度が施行されることから、認定こども園の用に供する固定資産・小規模保育事業の用に供する固定資産・病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う改正でございます。

5ページから6ページをごらんください。

第82条の改正は、自動車税と軽自動車税の格差による負担の公平の観点から、その是正を図ること及び自動車取得税は消費税が8%になったことによる引き下げ、10%の段階では廃止が予定されていることに伴い、自動車取得税交付金に係る代替財源として、軽自動車税の税率が引き上げられる改正でございます。

原動機付自転車のうち2輪のもので、ア、50cc以下については1,000円を2,000円に、イの90cc以下については1,200円を2,000円に、ウの90cc超については1,600円を2,400円に、エの

3輪以上のミニカー等については2,500円を3,700円に改正するものであります。

軽自動車及び小型特殊自動車のうち、ア、軽自動車2輪のもので、250cc以下については2,400円を3,600円に、660cc以下の3輪のものについては3,100円を3,900円に、4輪以上のもので乗用の営業用については5,500円を6,900円に、自家用については7,200円を1万800円に、貨物用の営業用については3,000円を3,800円に、自家用については4,000円を5,000円に改正をするものであります。

専ら雪の上を走行するものについては、降雪量の多い地域に限られていることから、削除いたしております。

イの小型特殊自動車のうち農耕用作業用のものについては1,600円を2,400円に、その他のものについては4,700円を5,700円に改正するものであります。

2輪の小型自動車250cc超については、4,000円を6,000円に改正をしております。

次に、6ページから7ページをごらんください。

附則第4条の2の改正につきましては、租税特別措置法の改正にあわせて所要の措置を行うものでございます。

7ページから15ページをごらんください。

附則第6条、第6条の2、第6条の3の改正は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除したものであります。

15ページをごらんください。

附則第7条の4の改正は、条例改正に伴う条項番号の整理を行うものでございます。

16ページをごらんください。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成30年までとする改正でございます。

次に、16ページから17ページをごらんください。

附則第10条の3の改正は、耐震改修促進法の改正に伴い、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物の耐震改修を行った場合の減額措置が創設されることによる改正でございます。

17ページから18ページをごらんください。

附則第16条の改正は、軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した翌年度から、標準税率の20%の重課税率を導入するための改正でございます。

18ページから19ページをごらんください。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し平成29年度までとする改正でございます。

19ページから20ページをごらんください。

附則第19条の改正は、規定を明確にするための改正でございます。

次に、20ページから21ページをごらんください。

附則第22条の改正は、公益法人制度改革により、移行された一般社団法人及び一般財団法人に係る非課税措置が廃止されることによる改正でございます。

附則第22条の2の改正は、地方税法の改正に伴い条項番号を整理するものでございます。

次に、22ページから28ページをごらんください。

附則第23条、第23条の2、第24条の改正は、東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例には規定されないこととされたため、削除するものであります。

附則第25条の改正は、前条の削除に伴い第23条に繰り上げるものでございます。

以上が、川根本町税条例の一部改正でございます。

次に、新旧対照表の29ページをごらんください。

第2条の川根本町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則第20条の5を削るの次に、地方税法の改正に伴い条項番号を整理した条文を追加し、同じく29ページから30ページで附則第1条の施行期日、第2条の経過措置について、国税である所得税法の改正、地方税法の改正に伴う規定の整理をするものであります。

次に、提出議案の10ページから12ページをごらんください。

改正附則の第1条では施行期日を定め、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で軽自動車税の税率引き上げの適用区分と経過措置を、第5条で軽自動車税に係る経年車重課の適用区分を、第6条では軽自動車税の既存車に係る税率引き上げの経過措置について定めております。

以上、専決処分いたしました川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきましたので、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

(何か言う者あり)

○議長(中田隆幸君) 補足を説明。

○総務課長(前田修児君) 今の専決の税条例の一部を改正する条例についてですけれども、新旧対照表の6ページの今の町長の説明のところ、イの小型特殊自動車4,700円を5,700円と申しあげましたけれども、4,700円を5,900円に、の誤りです。訂正をさせていただきます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告してありますので、簡条的に申し上げます。

1番目が、それぞれの改正の主なものでもいいですけれども、中身と施行期日、それから当町への影響について伺います。

2点目は、町民税の法人割で総額幾らの減税になるのかお聞きします。

3点目は、もうけている企業への優遇減税という面が大きいわけですがけれども、7割の企業は法人税割の対象になるほど収益がないと報道されています。この減税の恩恵がないと報道されている状況の中で、当町では法人が何件、件数ありまして、それから、法人割の対象の件数、それから、減収の見込みなど見込まれるものをお聞きいたします。

4点目は、当町の軽自動車の割合についてお聞きします。

5点目は、軽自動車税では幾らの増額になるのかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、長嶋一幸君。

○税務課長（長嶋一幸君） 税務課の長嶋です。

今の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1番目ですがけれども、それぞれの改正の中身と施行日、当町への影響ということでございますけれども、この内容を全て御紹介していると、とてもこの時間ではありませんので、最初に要点だけを説明させていただきます。

この改正によりまして、町民の皆さんに影響を及ぼす主な点は2点ございます。そのほかにも2点ございますけれども、最初の1点目ですがけれども、82条の改正でございます。これは軽自動車の税率を自家用車は1.5倍、その他は1.25倍に、原動機付及び2輪車も1.5倍に引き上げて、なおグリーン化を進める観点から、13年を経過した車両についてはおおむね20%の重課を導入する等の車体課税の改正を行っています。

2点目ですがけれども、34条の4の改正です。これは先ほど町長からも説明あったとおり、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の税率を引き下げる改正でございます。国は、これにあわせて地方法人税を創設し、その税収全額を地方交付税の原資とすることとしています。

そのほかでございますけれども、附則10条の3、耐震改修促進法の改正に伴い、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地を接する建物の耐震改修を行った場合の減額措置が創設されています。

それから、附則17条の2でございますけれども、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長し、平成29年度までにするという改正がございます。それらが今回の主な内容になってございますけれども、続いて、それらについての施行日、今回の改正に当たっては、施行日がかなりずれているものがございます。今回25条の改正を行っています。その中で、これも先ほど町長から提案説明があったとおり、26年の4月1日の施行を基本としているわけです。これに該当するものについては、今回9条項が該当しております。

なお、ただし書きで施行日を設定しているものがあります。時系列で主なものについて補足説明を加えながら説明させていただきます。

平成26年10月1日施行日となるものが1条でございます。これは先ほど説明したとおり、34条の4、法人税割12.3%を9.7%に引き下げる改正です。

続いて、平成27年1月1日に5条項が施行となります。これは附則4条の2、附則23条から第24条、附則第25条となります。

続いて、平成27年4月1日が1条項と改正附則2条項の施行日となります。これは第82条、軽自動車税の税率改正、それから、改正附則第4条、軽自動車経過措置で新車から適用ということと、附則第6条、既存車の不適用、13年経過の除外の施行となります。

続いて、平成28年4月1日が4条項と改正附則2条項の施行日となります。これは第23条、第48条、第52条第1項の町民税の外国法人関係でございます。それから、附則第16条の軽自動車税の税率のグリーン化適用、それから、改正附則第5条、経年車の適用日、それから、改正附則第6条、グリーン化の適用日の施行日となります。

続いて、平成29年1月1日が3条項の施行となります。第33条第5項、附則第7条の4、第19条の1項です。

最後に、第57条及び59条の改正規定がございます。これは先ほども言いましたように、子ども・子育て支援法による固定資産の非課税施設の範囲を示したものでございまして、これは同法の施行日が施行日となっております。

以上でございます。しかし、それらの改正内容については、法の改正に合わせたものが14条項、規定の整備、削除、条項のずれ等に伴うものが11項の内容になっていますので、以上でございますけど、よろしく申し上げます。

それから、あと3つございますけれども、2番目ですけれども、町民税、法人税割では総額幾らの減額かということでございますけれども、これは第34条の4、税率改正によるもの内容かと思っておりますけれども、平成26年10月事業開始からとなりますので、平成27年9月決算で11月申告分となることとございます。また、法人税の増減は大きいことから、大変試算は難しいわけですが、25年の決算見込みから試算しますと、通年の課税として330万円ほどの減額が予想されます。

次に、3番目ですけれども、もうけている企業への優遇減税で7割の企業が法人税割の対象になるほど収益がなく、この減税の恩恵がないと報道されている当町の法人件数及び法人割対象の件数、減収の見込みですけれども、平成25年法人均等割納税者、結局事業所数のことですが、150社の法人が対象となっております。そのうち法人割の対象社は50社余りとなっております。

減収の見込みですけれども、今2点目で申し上げたとおり、25年の決算から試算しますと、330万円の減額が予想されています。

次に、4番目の当町の軽自動車の割合ですけれども、これはうちのほうに軽自動車以外のデータはございませんので、県企画広報部の統計情報課から発行されている自動車保有台数報告書によりますと、川根本町の自動車保有台数はおおむね7,800台、そのうち軽自動車は3,600台となっておりますので、おおむね45%がその割合となるかと思っております。

最後に、5番目ですが、軽自動車税では幾らの増額かということでございますけれども、

今回の82条の改正による影響、全対象車両はおおむね4,500台となります。25年度決算見込みから試算しますと、増税対象車は900台、増税額で100万円、これは軽自動車は新規から取得したものが新しい税率の対象となることから、このような金額になります。

なお、グリーン化の条項がございます。13年経過すると重課を課するというものでございますけれども、これをそのまま25年の決算見込みの台数で合わせますと、その対象車が1,100台、金額で言いますと330万円ほどとなります。これは平成28年度から対象となるものでございます。

以上でございますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認ですけれども、全協で聞いたときの金額とちょっとメモが間違っているのか、5点目の軽自動車税で幾らの増額になりますかということでは、100万円で間違いないですか。何かもう少し多かったような。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、長嶋一幸君。

○税務課長（長嶋一幸君） 今申し述べましたように、今の増税対象車はあくまでも900台で100万円ということになります。おおむねでございます。台数はいろいろ変わりますので。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。承認第1号、専決した事件、町税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、3月20日の参議院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決、成立した2014年度政府予算3案の一つである、地方税法などの一部を改正する法律に基づき、当町の条例を専決で改正したもので、議会の承認を求めているものです。

3月20日と言えば、当町では3月議会が18日に終わったところであり、議会を開こうと思えば、少し改正などの条文をつくるのに大変でしょうが、4月1日までに開けないことはなかったのではないかと思います。なぜなら、住民に負担を伴わない、あるいは住民の暮らしを少しでも楽にするための専決であれば、私もそんなに問題にはしませんが、法人税の減額があるとはいえ、もうかっている法人しか恩恵はない一方で、庶民でも何とか購入できる足として欠かせない軽自動車税の50%にも及ぶ税率引き上げなどが盛り込まれていて、まさに庶民いじめ、町民いじめとしか言いようがない負担増で、たとえ国が決めたからといって、

地方の議会がその影響さえ議論できない専決を行うことは、議会軽視、議会側も議会の形骸化と批判されても仕方がないことではないでしょうか。

18日の全協や先ほどの質疑に対する答弁でも、町民への負担増の影響が明らかになりました。当町では法人税減税の恩恵があるのは330万円の減税ということで、150社中の50社にかすぎません。減税、減収の見込み額も330万円ということでは、軽自動車税の引き上げの影響が100万円という今の答弁があったんですけれども、ちょっと今資料が見つかったんですけれども、軽で900万円の増というふうに全協では言われたものですから、私もすごい大きな増税になるなと思ったんですけれども、そうではないという確約をいただきましたので、ここの部分は討論から省きます。

とにかく現にもうけが出た企業への減税であり、軽自動車税の引き上げのほうや重課税では、本当に庶民の人たちがやっとやりくりをして車を買える。それが軽自動車であるという状況の中でとか、なかなか買い替えができない、そういう人たち、大事に乗っている人たちに13年たったら重課税を加算する、こういうことが、私はたとえ国が決めたことであっても、到底賛成することはできません。そういうことでどこを応援するのか、誰を元気にしていくのか。一部の大企業や大資産家を喜ばせる一方で、懸命に生活している多くの庶民、町民に苦しみをもたらす当議案には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、反対討論を聞いておりましたけれども、本当に難しい問題で、国の上位法の改正によって、我々の町もこういう法の改正という立場に立たされますけれども。いろいろな影響を言われましたけれども、企業の減税もありましたけれども、地域全体がそれによって活気づく、活性化してくれば、またその減税も生きてくるというような見方もできるわけがございます。いずれにしましても、上位法の改正による改正ということで、万歳賛成ではございませんけれども、上位法の改正、いたし方なしという立場でございます。賛成です。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから、承認第1号、専決処分をした事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

◇

**◎日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）**

○議長（中田隆幸君） 日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第5です。

承認第2号、専決処分した事件の承認についての提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることにより、所要の改正を行うものであります。

議案14ページ、15ページ、新旧対照表31ページ、32ページをごらんください。

第18条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収額について定められており、項ずれの措置により改正するものであります。

国民健康保険税の減額について、第23条では、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるための改正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

低所得者に配慮した軽減対象世帯を拡大するという軽減措置なんですけれども、軽減額が幾ら増えるかということと、それから、軽減される額について、もう一つ限度超過額というものもあるんですけれども、こういう軽減した場合、あるいは収納ができないものについて、国保税で本算定のときにどのように扱っているのか説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しに伴い、軽減額が幾ら増えるのかという鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の改正では、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が改正されておりますが、世帯平等割額と被保険者均等割額の改正前との比較で、計187万2,000円軽減額が増える試算となります。

また、次に、軽減額と限度超過額の財源は何かという御質問についてですが、軽減世帯の軽減に伴う税の減収分につきましては、一般会計からの保険基盤安定負担金繰入金として、毎年度10月20日を基準として軽減世帯に該当する世帯の保険税軽減総額を基礎として繰り入

れることになっております。限度額超過分につきましては税金にはなってきませんが、これに対する補填等の財源はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第6、諮問第1号です。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の16ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をすることになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、芹澤通江氏が平成26年9月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き芹澤氏を推薦をいたすものであり

ます。

芹澤通江氏は昭和27年1月7日生まれの62歳で、平成23年10月1日から人権擁護委員に就任され、現在1期目で、確実にその任に当たられ、御活動をされております。引き続き委員に推薦したく、御同意をお願いするものであります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦についての説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 日程第7です。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案17ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうちの1名が平成26年9月30日をもって任期が満了となり、退任されることになりました。今回、新たに鈴木信子氏を推薦したくお

諮りをするものでございます。

鈴木信子氏は、昭和26年2月19日生まれの63歳で、昭和46年4月から平成20年3月までの38年間、町立保育園で保育士として勤務され、退職後も平成20年9月から平成25年10月まで教育委員を務めるなど、地域の皆さんの信頼も厚く、その職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので、推薦いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第8 議案第28号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第8です。

議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町では、川根本町附属機関設置条例の定めにより、教育委員会に属する附属機関として就学指導委員会を設置し、障害があり教育上特別な配慮を要すると思われる児童・生徒の就学に関する事務を遂行しております。

静岡県では、この3月、就学指導委員会を就学支援委員会へと名称変更をいたしました。

これは平成24年7月の中央教育審議会初等中等分科会の報告を受けての改称であります。本町においても、同報告が示すとおり、該当する子供個々の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う機関として、本委員会を位置づける必要があります。

このことから、本委員会の機能を拡充し、該当する障害のある子供に対して一貫した支援を行うことを目指し、条例の別表に規定する附属機関、就学指導委員会を就学支援委員会に名称変更する条例を定めるものであります。

なお、設置に必要な規則については、執行機関である教育委員会において改正をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告をしておりますけれども、数字、法令には関係がないことですので、少し説明をお願いしたいと思います。

いろいろ全協でも説明を聞いたんですけども、例えば障害のある幼児、児童及び生徒に行うというふうに書かれているんですけども、先ほど町長も、該当する障害のある子供というふうに提案説明で言われましたけれども、どういう障害を該当するというふうに言われるのか。そして、今社会的に大きな問題になっている子供たちのいろいろ悲惨な事件があります。いじめとか子育て放棄といいますか、命を奪われている幼い子供たち、本当に気の毒だと思うんですけども、そういう子供たちに対する支援というのはここでは該当しないのかどうか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それでは、鈴木議員の質問にお答えします。

今の障害という場合には知的障害とか情緒障害を指すのであって、例えばいじめとかの問題でなくて、そういう知的障害、情緒障害に対して早い時期からケアができるという、そういう体制にしようということと同時に、従来は指導ということですから、どこの特別支援学級に入れたらとか、どこの特別支援学校とかという、そういうものの振り分けが中心でしたのが、そうでなくて、ケアをしていこう。その後の例えば就学後も含めたような形で、いわゆる障害者が自立できるようなケアをしていこうという趣旨で、支援という言葉に変えたという意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第29号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第9、議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、日程第9です。

議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案19ページから21ページ、新旧対照表35ページから42ページをごらんください。

後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者に対する課税額の課税限度額の改正と、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分、後期高齢者支援金及び介護納付金課税被保険者等に対する税率等の改正をするものであります。

新旧対照表、35ページ、36ページをごらんください。

第2条第3項中、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に改め、同条第4項中、介護納付金課税被保険者等に対する課税額の課税限度額を12万円から14万円に改めるものであります。

第3条第1項中、基礎課税分所得割額の算定率を100分の3.52から100分の4.02に改め、第

4条中、基礎課税分資産割額の算定率を100分の20.50から100分の16.70に改め、第5条中、基礎課税分被保険者均等割額を1万4,300円から1万5,800円に改めるものであります。

37ページをごらんください。

第5条の2中、基礎課税分世帯別平等割額を1万5,900円から1万6,600円に改め、特定世帯の7,950円を8,300円に改め、特定継続世帯の1万1,925円を1万2,450円に改め、第6条中、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定率を100分の1.71から100分の1.80に改め、第7条中、後期高齢者支援金等の試算割額の算定率を100分の9.78から100分の7.95に改めるものであります。

38ページをごらんください。

第7条の2中、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を5,600円から7,000円に改め、第7条の3中、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を6,800円から7,700円に改め、特定世帯の3,400円を3,850円に、特定継続世帯の5,100円を5,775円に改め、第8条中、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の算定率を100分の1.85から100分の2.05に改め、第9条中、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の算定率を100分の11.55から100分の9.10に改め、第9条の2中、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を9,400円から1万200円に改め、第9条の3中、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を7,400円から8,100円に改めるものであります。

39ページをごらんください。

国民健康保険税の減額について、第23条各号列記以外の部分中、14万円を16万円に改め、12万円を14万円に改め、同条第1号ア中、1万10円を1万1,060円に改め、同号イ中、1万1,130円を1万1,620円に、特定世帯の5,565円を5,810円に、特定継続世帯の8,348円を8,715円に改め、同号ウ中、3,920円を4,900円に改め、同号エ中、4,760円を5,390円に、特定世帯の2,380円を2,695円に、特定継続世帯の3,570円を4,043円に改めるものであります。

40ページ、41ページをごらんください。

第23条第1号オ中、6,580円を7,140円に改め、同号カ中、5,180円を5,670円に改め、同条第2号ア中、7,150円を7,900円に改め、同号イ中、7,950円を8,300円に、特定世帯の3,975円を4,150円に、特定継続世帯の5,963円を6,225円に改め、同号ウ中、2,800円を3,500円に改め、同号エ中、3,400円を3,850円に、特定世帯の1,700円を1,925円に、特定継続世帯の2,550円を2,888円に改め、同号オ中、4,700円を5,100円に改めるものであります。

41ページをごらんください。

第23条第2号カ中、3,700円を4,050円に改め、同条第3号ア中、2,860円を3,160円に改め、同号イ中、3,180円を3,320円に、特定世帯の1,590円を1,660円に、特定継続世帯の2,385円を2,490円に改め、同号ウ中、1,120円を1,400円に改め、同号エ中、1,360円を1,540円に、特定世帯の680円を770円に、特定継続世帯の1,020円を1,155円に改め、同号オ中、1,880円を2,040円に改めるものであります。

42ページをごらんください。

第23条第3号カ中、1,480円を1,620円に改めるものであります。

以上が一部改正の内容でございます。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

総括的な質疑ですので、町長にお尋ねをいたします。

とても重大な議案が出されました。今回の6月議会で私が一番心配していたものですが、今回初めて歳入不足が見込まれるという約5,000万円とほぼ同額の一般会計からのその他の繰り入れに踏み切ることを国保の運営協議会で聞きました。でも、それで値上げが回避されると私は期待していたんですけれども、そうではなくて、値上げの条例案が出されて、本当に驚いています。

国保の加入者は、何度も言いますけれども、消費税増税やお茶も昨年に続いて不作、収入減で、年金の繰り返しの削減、観光客の減少など、多くの人が収入は減り続け、憲法第25条に規定する全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する生存権の保障以下の人間らしい生活を営むためのやりくりは、もう限界を超えた生活を強いられているというのが現状ではないでしょうか。しかし、当町では町内の商店や農家、自営業者、高齢者などが地場産業を懸命に守り、観光客を呼び込むまちづくりに力を発揮し、町の魅力づくりの中心となって支えてきてくださっている。そういう方々が大半の国保の加入者である、その国保税の引き上げは、国の悪政に加えて行政自ら住民に頭から水をかけるにも等しい行為であり、行政の不信を招き、町の活力に大きな打撃を与えるのではないかと、私は強く危惧するものです。町長は、国保税の値上げでそのようなことはないと考えておられるのか、なぜそういうふうに見えるのか、その根拠を伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 後ほど担当課長もお話をしたいということがあるかもしれませんが、私の考え方を申し上げます。

基本的には、基金が非常に残高が減っているということがございます。そのような中で、一般繰り入れをどのような形にしたら、一番明瞭でわかりやすいかという中での判断が一つございます。それは安定した基金を組み入れておくべきだというのが一つです。

それから、このように大変厳しい状況の中では、やはり応分の負担、過度ではいけませんけれども、最低限の御負担はお願いしてもいいのではないかとというようなこと、それが結果的には対応ができるようになるという思いから、このような判断をしたということでございますし、やはり安定した財政基盤が必要だということが一つであります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は基金の残高が減っている、それから、基金の繰り入れの道筋というんですか、根拠というのかな、決まりをつくりたいということで、基金に繰り入れが減った分を基金に繰り入れましょうという一般会計からの繰り入れの道筋をつけたいと。それから、応分の負担はお願いしてもいいんじゃないかなというふうに思っている。私はそのところがとても矛盾しているんじゃないかと思うんですよ。基金は減っていますけれども、今回一般会計で繰り入れをするということで5,000万円決めたんですけれども、その繰り入れをするお金で値上げを食いとめることはできますよね。基金が減った分を増やそうというもので今回の繰り入れの中に入っているわけですよ。基金を取り崩すのが、これから審査するから詳しい正確な数字はわかりませんが、約3,500万円ぐらい基金を取り崩して、足りない分に充てましょうということになるわけですが、それ以外に基金を増やそうというところに1,000何百万か使おうということで、私、町長、ごらんになられたかどうかわかりませんが、県内の基金の残高というのは、川根本町1人あたりは最高額です。保有残高。基金がもう残高がほとんどゼロに近いような自治体もありますし、川根本町より少ないところはたくさんあります。そういう中で、今値上げを回避することが一番の大きな課題ではないかと、私はずっと訴えてきたけれども、そうではなくて、町長は応分の負担はお願いしていいんじゃないかという、そのところが私には理解できないんですけれども、なぜそういうふうに応分の負担と、今、私は値上げができない状態だよと。本当に大変な状態、収入が減っている、どんどん減らされている年金、そういうものがある中で、増えるものがないときに、どんどん負担だけ増えていったら、町民の人たちは元気をなくすし、増税だよということ自体が、本当に町民の元気を奪ってしまうことになるんじゃないかと思いますが、町長はそういうことには配慮する必要はないというお考えなのか。その根拠を教えてください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 負担が今現在、今基金の残高をおっしゃっていましたが、保険料、これの位置づけが、私は高いとは思っておりません。県下でも最低の位置にあるという中、それで基金を安定して、なるべく負担を少なくしようというのがこれまでの行政のあり方だったと思います。それを維持しながら、若干の医療費の値上げ等もございまして、大変伸びているという中では、やはり基金の安定したことも必要だけれども、若干の負担、若干だと思いますが、その負担をお願いして、やはり安定した国保会計が運用できるというようなことにしておかないと、基金は例えばゼロ、こういう大変人口の少ないところは、大きな病気が出ますと一発で逆転するというような差異があります。それらをなるべくないようにする。安定するためには基金の繰り入れを一般財源からして、安定し、県下でも最低限の御負担はお願いしてもいいのではないかという判断です。基金がなくて負担をなくすということは、できれば一番いい話ですが、なかなか手法としては難しいのではないかと

うことと、安定した財源が必要であるという思いから、このような形にさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

また、県下の順番についてはちょっと私、今覚えてないものですから、担当のほうから報告させます。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 医療費の急激な高騰に備えるために、支払い基金は年間の医療費の約25%ほどを常に保持していきたいという一応基準を持っております。24年、25年と税率の改正をしてこなかったわけですけれども、やはり医療費の高騰によって基金の取り崩し額は大変大きい状況で、残額も8,000万ほどになっております。そういうことから、将来安定した基金の残高を維持して備えていくために、今回基金取り崩し分4,000万を一般会計から繰り入れ、基金の安定化のため、基金残金増額のために1,390万を一般会計から合計で5,390万の繰り入れで積み立てをお願いしたいというものになります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと資料が……ありました。基金の残高状況とか、それから国保税の県内での順位とか、資料を一部、全部ではないんですけれども、いただいてあります。委員会審査をしていくと思いますので、今町長や課長が言われたことが本当にそうなのかということを検証したいし、私は総括質疑ですので、考え方をお聞きしているんですけれども、本当に町民の人たちの暮らしが大変だという認識がないんじゃないかなと思えてしょうがないんです。若干の負担と言いますが、若干ではないですよ、今回の改正で。一番多い人は2万円近くになるんじゃないですか。世帯でどれくらい、数万円増える世帯が出るんじゃないかと思えます。そういうことを若干と言っている、そのことが私にはちょっと驚きだということを表示して、質疑を終わります。

○議長（中田隆幸君） 答弁はいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第一常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第10 議案第30号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第10、議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町自然休養村農林水産物直売所（三盃直売所）は、平成18年9月から奥大井ふるさと特産振興会が指定管理者となり利用してまいりましたが、施設は築35年余を経過しており、今後、自然休養村施設事業の目的を達する活用がなされていないことから、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例第2条から削るものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第11、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定(不動の滝自然広場オートキャンプ場)についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、日程第11、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を説明をさせていただきます。

議案23ページをごらんください。

不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設に関する指定管理者につきましては、3月議会において、「組合400」組合長、鈴木論氏を指定管理者とする旨の議決をいただき、4月1日より管理業務を行っているところであります。

今回、同組合がより一層キャンプ場管理運営に取り組むため、経営形態を任意組合から合同会社に、社名を合同会社「River roots research & lab」(リバー・ルーツ・リサーチ・アンド・ラボ)に変更したことを受け、指定管理者としての再議決をお願いするものであります。

今回の変更は、経営形態及び社名の変更であり、それ以外の構成員、事業計画等に変更を生じるものではありません。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、公の施設の指定管理者の指定(不動の滝自然広場オートキャンプ場)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定（不動の滝自然広場オートキャンプ場）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午後 2時17分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第12 議案第32号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
(第2号)

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第12です。

議案第32号、川根本町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,720万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,511万1,000円としたいものであります。

第2表では地方債の限度額について補正をしたいものでございます。

今回の補正は、高度情報基盤整備事業に係る需用費、施工監理業務委託料、工事請負費の増額と、訪問看護ステーション利用者交通費扶助費の追加、臨時職員賃金等の補正、未来子ども育成事業費の追加、大井川鐵道におけるきかんしゃトーマス号運行に係る事業費の追加、川根高校スクールバス運行経費の増額、中川根南部小学校外壁雨漏り補修工事費の追加などが主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は3億5,564万6,000円の増額です。これは高度情報基盤整備事業の事業説明用パンフレットの印刷製本費の追加及び同事業の施工監理業務委託料の増額、同事業の工事請負費の増額、千頭駅前に防災情報ステーションを新設するとともに、本庁舎や総合支所などにインターネットのアクセスポイントを設置するための工事請負費の追加、

元長島ダム工事事務所を改修し、高度情報基盤整備事業を運営する見込みの事業者に貸借借するための工事請負費の追加、高度情報基盤整備事業における国庫補助金内示額の変更に伴う財源更正をお願いするものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費は314万円の増額です。これは訪問看護ステーションの利用者への交通費扶助制度創設に係る経費の追加をお願いするものであります。

10ページをごらんください。

第2項児童福祉費は249万8,000円の増額です。これは人事異動に伴う臨時職員人件費の追加をお願いするものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は110万3,000円の減額です。これは保健衛生総務費として、人事異動に伴う臨時職員人件費の減額です。母子保健費として、未来子ども育成支援事業の実施に係る経費の追加です。地域医療推進費として、いやしの里診療所における電子カルテ機器類の補償に対する損害保険料の増額に対応するよう、特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものであります。簡易水道施設費として、主要地方道川根寸又線つけ替え工事に伴う水道管移設工事費の追加に対応するよう、特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものであります。

11、12ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は1,555万9,000円の増額です。これは観光費として7月12日から9月28日までの大井川鐵道による、きかんしゃトーマス号運行で見込まれる多くの来町者へ対応するため、音戯の郷駐車場へ設置する無料休憩所、仮設トイレ等から成る会場設營業務委託料及び設置する仮設トイレの維持に必要なくみ取り手数料、清掃料、さらには期間中増加する観光バス、自家用車により通常の通行に支障を来す可能性のある、国道362号小井平、崎平間と千頭駅前周辺における交通整理業務委託料としての追加、並びにもりのくに運営費として、もりのくにちびっこ広場内の木製遊具故障に伴う修繕費の追加をお願いするものであります。

第10款教育費、第1項教育総務費は76万4,000円の増額です。これは川根高校スクールバス運行について、朝、千頭駅から家山駅行きを追加し、島田市等へ通学する高校生への利便性の向上のため、経費の増額及び川根高校スクールバス購入に対する寄附金受納に伴う財源更正をお願いするものであります。

第2項小学校費は70万1,000円の増額です。これは中川根南部小学校の西側校舎外壁雨漏りの補修工事請負費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,678万7,000円の減額です。これは衛生費国庫交付金として、未来子ども育成支援事業の実施に係る地域少子化対策強化交付金の追加と、総

務費国庫補助金として、高度情報基盤整備事業に対する情報通信利用環境整備推進交付金の内示に伴う減額と、千頭駅前等に整備予定の無線LAN整備工事に伴う防災情報ステーション等整備事業費補助金の追加をお願いするものであります。

第16款寄附金、第1項寄附金は686万円の増額です。これは教育費寄附金として、川根高校スクールバス購入に伴い、島田市島の株式会社中部衛生検査センター様からの御寄附の申し出を受けたことによる寄附金の追加をお願いするものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は1,737万1,000円の増額です。これは高度情報基盤整備事業の事業費増額に係る地域振興基金の繰り入れ増額をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は3,386万1,000円の増額です。これは前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

第20款町債、第1項町債は3億4,590万円の増額です。これは総務債として高度情報基盤整備事業の事業費増額に係る合併特例事業債の増額をお願いするものであります。

第2表地方債補正につきましては、一般3ページをごらんください。

高度情報基盤整備事業の事業費増額に係る合併特例事業債の起債限度額を12億4,550万円に増額補正をするものであります。

以上、御審議の上、よろしく御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありましたので、通告に従って質問をいたします。

先ほどの秘密会の全協での質問と、もしかしたら重なるところがあるかもしれませんが、多岐にわたりますので、選択していただけないので、全て言わせてもらいます。それに、秘密会では町民の人たちに伝わりませんので、質問をします。

9ページの主に情報政策費のところなんですけれども、2款2項5目の情報政策費、15節の工事請負費3億3,841万2,000円について増額の積算根拠を求めます。

2点目は、住民には全然何も説明をしないで事業の拡大がされようとしていますけれども、当初の計画自体可決されたとはいえ、住民には具体的な説明や利用状況の調査なども何もしていません。インターネット加入希望者のアンケートなどはいつ行うのかお聞きします。

3点目、今回、光対象世帯を住民の要望や将来寸又地区の光化に備えて700世帯余り増やす計画変更などをもとにした増額予算の追加計上ですけれども、寸又地区こそ光の要望が一番強かったにもかかわらず、この増額をしてもいつのことかも定かでない状況であり、これまで住民説明会や広報などで、無線でも十分速度もとれるし、災害にも強いなどと説明してきたことは間違いだったと認める補正予算ではないかと思われまして、どうなんでしょうか。

4点目、インターネット利用者の推計、運営会社の運営経費など、どのように見積もっておられるのか、不足分は誰がどのように負担することになるのか、町の財政を圧迫する大型事業になるのではないのか、どう考えているかお聞きします。

5点目、戸別端末機は全世帯に配布する必要があるとお考えですか。希望者には昨年配布した防災ラジオを必要な改造をして使うことはできないのか、可能かどうか、その点についてお聞きいたします。要するに動画でなくてもいいよというお宅です。

6点目、将来、NTTが電話線の光化をするときが来るのは確かですが、そのとき、町が整備している施設をNTTに移管したり接続することができるのか伺います。

7点目、総務省が進める公衆無線LANは誰でも携帯が使える強い電波を使うということ聞いていますけれども、今回の防災無線ステーションと町が進めようとしている基盤整備は、委託費のところですね、町が進めようとしている基盤整備はどのような互換性があるのかお聞きします。

それから、8点目です。希望して現在使っているインターネットを町の整備したものに切り替えたときに、今受けているサービスとほぼ同じサービスが受けられるかどうかお聞きします。

9点目、議会の中継や遠隔診療など、光がないとできないような説明も聞いていますけれども、島田市では6月議会からインターネット中継を配信することにしたと聞きました。遠隔診療も現在既に行われており、光がなければならぬ人がどれほどおられるのか、そしてどのような不満の声を上げておられるのか、その点について当局が把握していることをお聞きいたします。

また、今後の支出予測、見込みなど、きちんと示して進めなくては、これまで多くの赤字の箱物を抱えている当町では、住民の不安を増大させる要因になり、町民の協力、参加が欠かせないまちづくりに支障を来すのではないかとかねがね言っていますけれども、そのような心配にどう応える考えか伺います。

10点目、工事請負費の増額の中に含まれる防災情報ステーション整備事業は、北部へ4カ所、南部は本庁舎1カ所だけというふうになっていますが、なぜこのように偏った設置をするのか。この整備は町が進めている……あ、ちょっと重複しましたね。情報通信のネットワークに入るものかどうかお聞きします。重複しているところは一つにして答えていただいて構いません。

11点目、13節の委託料の施工監理委託料1,693万5,000円の増額は、当初予算の1,080万円の1.5倍もの増額で、しっかりと監視できるようにするための人員配置など、人件費が主だという説明だったと思いますけれども、余りにも金額が大きいわけで、その中身についても増額の積算根拠が示されていません。委託業者はどのようにして決めるのか、その点だけ、ここではお聞きいたします。

以上、11点についてよろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、情報政策費、15節の工事請負費の増額ですけれども、増額分は高度情報基盤整備工事、無線LAN整備工事、元長島ダム工事事務所改修工事の合計による増額であります。高度情報基盤整備工事につきましては、公表されている国土交通省の積算基準と建設物価版を採用し、積み上げたものです。無線LAN整備工事についても同様です。元長島ダム工事事務所改修工事につきましては、業者の見積もりをとったことからの増額です。

2番目の質問にお答えいたします。

住民には全然何も説明していない事業の拡大という御質問ですけれども、住民の皆様には具体的な設計が完成した時点で説明会を行っていくこととしております。

また、インターネットの購入希望ですけれども、これは町の直接的なサービスではなくて、運営事業者が皆様のところに訪問をして行っていくこととなります。住民への説明につきましては、事業内容が確定したところで計画を立てて進めていくこととしております。

それと3番目ですけれども、光対象世帯、住民の要望や将来寸又地区の光化に備えての質問ですけれども、当初からの計画どおり、今回整備する幹線部分からある程度離れている地域については無線区域とし、今回の情報基盤計画は災害対応を考慮し、同報無線機能も更新しますので、災害時において情報の孤立地域とならないよう計画をしています。

無線の有利性である整備費や維持管理費の縮減に関しましても、遠隔地、少数世帯のみの地域などで採用し、効率化をしていきたいと考えております。

増額分につきましては、事故や災害に備えるケーブルのループ化や、将来的に大間地区などの北部地域や他の無線区域地区において拡張を検討できるよう、基盤の根幹部分を強化するために、光区域の世帯が約700世帯増加したことが主な要因となっております。無線区域についても調査の結果、中継局数が14局増加したことも関係しております。

無線では将来対応できないということではありませんが、現に無線区域で整備する地域も数多くあります。しかし、将来的にそれらの地域が光を望んだときに、検討できる形で整備していくこととして行ってまいりました。現に大間地区については、町政懇談会や議員の皆様から整備を望む声が数多く出されております。地形的な要因により大きな整備費が必要という事情もあり、今回の計画では、光ケーブルによる光区域とすることはできませんでした。しかし、将来的に拡張を検討できるよう幹線の部分を延ばし、段階的に整備を検討できる準備として対応してきたものです。

あと、インターネット利用者の推計、運営会社の運営経費など、どのように見積もっているのか、不足分は誰がどのように負担するということですが、インターネット利用者の数の推計や運営経費などは、運営事業者による見積もりとなります。議員の皆様も提案内容の説明を受けたと思いますが、運営開始5年程度は収支が合わない、赤字経営によることは資本金で賄うとの運営事業者の見解でした。運営に関する経費につきましては、運営事業

者の経営努力で改善するものと考えております。町は、町民の利便性の向上などを目的に加入者を増やすことを目的とした施策は実施しますが、経営そのものには助成はできないものと考えております。

次の5番目の戸別端末は全世帯に配布する必要があるのかという御質問ですけれども、それと、防災ラジオを使うことはできないのかという御質問ですけれども、防災ラジオへの情報は同報無線の設備を通して送信されております。この同報無線の設備が老朽化して更新の必要があることから、今回の計画に盛り込まれていると考えております。この町には戸別の端末は必要であると考えております。防災ラジオは、同報がデジタル化されたときには受信できなくなりますので、そのときには防災ラジオとしての役目は終わってしまうというふうに考えております。

将来N T Tが電話線の光化をするときが来るのは確かだが、そのとき、町が整備する施設をN T Tへ移管したり接続できるのかという御質問ですけれども、N T Tが電話線の光化することはN T Tが計画をすることですので、その計画自体については、町のほうからお答えすることは差し控えます。ただ、現時点では川根本町に光回線の導入計画はないということは確認をしています。光化が確実という情報は持っておりません。また、今回整備するネットワークがN T Tのフレッツ網に接続できるということは、これまで説明してきたところです。

それと、総務省が進める公衆無線L A Nは誰でも携帯が使える強い電波を使うがということですが、今回整備するネットワークに防災情報ステーションを接続して、無線L A Nによるインターネットが利用できる環境を整備します。

それと、希望して現在使っているインターネットを切り替えたとき、今受けているサービスとはほぼ同じサービスが受けられるのかですけれども、これは具体的に今受けているサービスを個々に示していただいたところでお答えをしていかななくてはならないと思っております。

9番目ですけれども、議会の中継や遠隔診療など、光がないとできないような説明をしている、島田市ではということですが、議会の中継につきましては、特にこちらから言及をしたことはありませんが、遠隔診療については現在行われているA D S Lの専用線が今回整備する光ファイバーネットワークに変わることで、より大きな効果ができることを聞いております。町政懇談会の際にもお話ししましたが、今回の整備は将来の利活用を考えた最低限の基盤整備という位置づけです。ただ単にインターネットの利用速度を速めるということではなくて、住民生活の向上のため、整備した後に何に使うのが大変大事なところだと思っております。

年間の維持管理費につきましては、1月31日の全員協議会で説明いたしました。その時点、概略の設計時点ですけれども、修繕費用を除いて年1,080万円という説明をいたしました。今回の設計では、光ファイバーを添架する電柱が増えることが見込まれます。更新費用

の増額については、今回の増額分は光ファイバー関係が多いことから、30年以降に更新が推定される機器類が該当すると思われますが、工事費を含めて約3億円が、30年経過以降に必要なになると考えております。

10番目の工事請負費の増額の中に含まれる防災情報ステーションの整備事業、北部4カ所、南部は庁舎1カ所の理由ですけれども、防災情報ステーションの設置の基準がありまして、それは災害時の拠点となり得る役場庁舎、障害者を含む多数の避難者を受け入れられる施設、一時的に避難できる場所として町が決定をいたしました。今回は防災時の利用が主体となりますが、今後必要であれば、他の施設への検討もしていきたいと思っております。これもネットワークに接続し、利用できるようになります。

それと、11番目の委託費の関係です。委託費の施工業者のお問い合わせですけれども、施工業者は入札により決定をされます。そして、施工監理はその請負業者が設計思想を理解して施工し、設備完成後に良好な運営ができるよう、東海ブロードバンドサービス株式会社と見積もり合わせにより随意契約を予定しております。積算の根拠は、国交省が定める積算基準と人件費単価によるものです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まず最初に、2番目のアンケートなどを行う考えはないわけなんですか。何か運業者が各家庭に訪問して加入を勧めるということだけで終わってしまうのでしょうか。

3点目ですけれども、大間地区には……その前に無線局、今度の工事の増加の中身で、将来の光の拡張ができるように700世帯を新たに光エリアに入れたと。それから、無線局14局を増加したというお答えがあったんですけれども、無線エリアが減るにもかかわらず、無線局を14局ふやしたということがちょっと理解できないんですけれども、そういう地形があったということなのかなと思いついて聞いていましたけれども、その点を説明してください。

それから、大間地区には大きな費用が必要で、今回計画変更ができなかったと。光化できなかったという答えだったんですけれども、大きな費用が必要ということであれば、今回の3億円よりも大きい費用がかかるということなんですか。町は盛んに合併特例債が使えるときに、国の交付金も県の補助もあるときというふうなことをずっと言ってきたんですけれども、今回の3億円増額分は補助申請には入っているのか、入っていないのか、その額が。その点が非常に疑問なんですけれども、申請するときに大間地区も入れて申請すれば、町が日ごろから言っている、有利な財源で整備をすることができたんじゃないかと思うんです。無料で沢間から長島ダムまでの光を払い下げてもらえるといっても、そこで先ほども1億円ぐらいその先の工事にかかるということじゃないかなと、はっきりじゃないけれども、推定ということでは言われたんですけれども、本当にきちんと、細かいところは出ないとしても、どちらが有利なのか。盛んに有利なことを、こっちが有利だ、こっちが有利だと、今や

らなければ有利な財源がもうなくなるんだ、来年からなくなるんだとか言ってますから、それだったら、大間地区こそ光にするという目標があるんだったら、今回の計画変更の中になぜ入れる考えが起きなかったのか、非常に矛盾している答えだなというふうに思うんですけども、そののところが説明をお願いします。

それから、4点目ですけども、赤字になったらということで、町がお金を出すようなことにはならないかということの質問に対して、経営には町は助成はできないというふうに答えられましたね。5年間は資本金の中で、もし赤字になっても賄っていくということですけども、その前回のアンケートを見ても、1,000世帯ぐらいしか超高速インターネットになぎたいという希望はなかったわけですよ。そういう中で、この業者さんが5年間は資本金で賄うよ。じゃ、その後はどうするのか。経営努力でやっていくんだという町の考えですけども、じゃ、10年間のIRU契約ですか、両方とも解約できないという縛り、それが切れたら、それでももし赤字で続けてくれるのかな。5年後だってわからないなど、どうなるんだろうと非常に心配なんですけれども、やっぱり町民のニーズというのか、そこは最低限の整備といっても、将来いろいろなことに使っていきたい。そしてインターネットが超高速でやれるような環境をつくってほしいということで、この大きなお金をかけていくんだから、やっぱり町民の人たちのニーズ、希望をきちんと確認を、把握をして進めるべきじゃないかと思うんですけども、その点についてお聞きいたします。

それから、防災無線の拠点整備についてですけども、公衆無線LANではない、総務省が進めている公衆無線LANとは違うということですよ。それで、でも、こういう整備をすると、そのステーションのところでは携帯とかスマートフォンとか自由に使えるようになるという説明だったのか。誰でも使えるのかということで、今整備をしているのはそういうことができないわけですよ、無線の地区でも。そのことの違い、何が違っていて、今の無線の整備では使えるようにできないけれども、この無線ステーションをつくれば、そういうのできるようになるのか、その点を教えてください。

8番目はいいです。

ちょっと後のほうはメモができなかったので、これくらいをお願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） まず、インターネットの加入希望のアンケートのお話があったかと思えますけれども、これにつきましては、町としてインターネットに入るかどうかということは現時点では考えておりません。

それと、無線の中継局が14局増えたという理由ですけども、これはあくまでも現地確認によって無線によって届く家屋等を目視した結果、必要となった局数の合計です。議員がおっしゃいましたように、地形的な問題、どうしても高低差等もありますので、14局増えたというのが調査設計の結果でございます。

それと、大間地区の問題ですけども、光ケーブルをなぜ今回の補正の中で対応できな

ったということですが、基本的には、大間地区まで引くには太く1本大きなものを続けていく施設が必要となります。どうしてもそういう形をとらなくてはなりません。また、サービスを提供していく上で、今回の町の施設整備及び交付金の目的は住民、町民への公共アプリ等、サービスの提供となります。大間地区の必要性は大変感じておりますし、やらなくてはならないと思っておりますけれども、全体の事業費を切り詰めていく必要性と、それと無線と有線、それらを組み合わせて、あとのランニングコストを考えていったときに、今回サービスをする上で来年の4月1日、全世帯に同時期にサービスを提供しなくてはならないという、その中では断念をせざるを得なかったというところがあります。

無線のメリットも生かした上での防災上の問題もありますけれども、今できることは将来的な施設整備が可能となる幹線を引くところで今回の補正の中での対応で、全体の整備計画となりました。

すみません。御質問の内容が抜けていたら、また後で御指摘ください。

赤字経営ですが、5年間は運営事業者が資本金を崩してでもやっていきますという説明を受けております。その先10年後はどうかということですが、赤字を前提にお話するのは非常に今の時点ではちょっとしづらいんですが、ただ、IRU契約は誰を守るかといったら、契約者同士ではなくて、利用者、消費者を守るための法律の意味合いもございますので、片一方がもうサービスできないからというようなことで契約を解除することはできないというふうに考えております。実際町が住民への利用をしていくための施設としてつくったものを運営事業者が手を挙げてしまえば、住民へのサービスができなくなりますので、順調に運営が成り立っていくことは大変希望しているところですが、赤字前提の話はちょっとこれ以上は、想定というか、決めることはできないと考えます。

それと、今回の防災情報ステーションですが、あくまでも現状は町の情報基盤の中につながっていくものですが、非常時において開放できることは考えられるというふうに聞いております。

あと何でしたか。抜けていたら。

○10番（鈴木多津枝君） あと言ってないです。

○議長（中田隆幸君） あと言ってないです。そこまでです。

再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、もうこれで終わりですよ。3回目ですね。

○議長（中田隆幸君） そうです。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目ですが、アンケートを町として入るかどうかがやることは考えていないという、すごく非常にがっかりした答弁で、ここまで住民の説明が足りない、声を聞いてほしいということを私は繰り返し言ってきたんですが、もう全然やる気がないということなんですね。そういう利用を業者に任せてしまうよということなんですね。それはなぜなのか。なぜやらないのか。やらなくてもいいと思うのか。そこのところ、

赤字を前提の話はできないというのにつながっていると思うんですよ。私たちとか町民の人たちは、そこを一番心配しているわけですよ。この事業がみんなに喜ばれて、本当に大勢の人が使ってくれて、もう経営もばっちり大丈夫という見通しがあれば、そんなに反対する人たちはいないと思うんです。でも、私だけの耳に入っているわけじゃないと思うんですよ。入ってくる声は、やっぱり心配する声なんですよ。前回つぶれた事業、それをまたすぐ再構築する。何だろうねという声がいっぱい上がってきているわけですよ。それで、町長はじめ行政の皆さんが、町民の福祉を守る、いろいろな生活環境をよくする。本当に将来的に必要なものだ、やるんだと幾ら言われても、本当にいいと思ってやっていることが赤字に、みんな全ての施設も、最初はそうやって説明してつくってきたと思うんですよ、箱物でも。だけど赤字になっていっている。活用を、活用と言わなければいけないような状況になっている。この事業ももちろん活用をと言わなければいけない事業だとは思いますが、やっても。本当にそういうことをきちんと一つ一つ町民の人たちの心配、不安を取り除いていく努力というのは、行政はやるべきじゃないかと思うんです。それがまちづくり基本条例の精神ではないのでしょうか。私はちょっとおかしいなと思って納得できません。もう一度町長からお答えをいただきたいと思います。町長にはお願いできるんですよ、お答えをね。

それから、次の③のところですけども、現地の確認によって無線局が14局増えたんだというふうな現地調査で答えがあったんですけども、こういうふうな形でまた何かが必要になりますよとか業者さんに言われると、また増やさなければいけない。そういうことが起きるのでしょうか、これから。起きると思っているのか。いや、そんなことはもう絶対にありませんと言ってくるのか、その点をお聞きいたします。

それから、赤字のことは言ったから、それだけです。とりあえずお願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません、私のほうからちょっと言葉の足りないところについて補足します。

インターネット加入希望のアンケートなどを行うのかという御質問に対しては、それについては町で行わないという、そういう答えの内容です。実際、利活用についてはどのようなものかというのは、当然町民の皆さんからお聞きすることはやらなくてはならないというふうに考えております。それがアンケートの形になるのかというのはちょっと、いろいろな皆さんと会って話をするのかというのは、今は計画、日程等はまだ示すことはできません。

それと、中継局14局ですけども、これは最初調査設計をしてきた中で増えたもので、当初は平面図、図面上での位置を確認した中で局数を割り出したものです。現地へ行って増えた結果、14局増えたという報告を受けております。

今後は今の状況であれば、特別な障害とか現地へ行って地権者の了解が得られなかった。もしそのようなことになると、ほかのルートを想定しなくてはならない。計画しなくてはな

らない。そのときには可能性としては数が増えるか減るかは実際そういう場面に行かないとわからないかと思えますけれども、今出た設計の中で、あとは地権者との話し合いの中で移動することはあり得るということは、可能性としてお答えをしておきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどアンケートの話の質問がありまして、それに答えろという話だったと思えますけれども、今課長が言われたとおり、これは最終的には事業者が対応する問題だというふうに思っております。しかしながら、端末のアプリ等については、今ここで何が必要か、どういうことが必要かというのは当然ながら調べていかなければ、この町に合った対応はできないだろうという思いがあるものですから、インターネットの加入の関係はできませんけれども、そのような端末の対応はしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、アンケートと言いましたけれども、私、いつも思い出すんです、アンケートというのは。以前、本川根、中川根町時代の公衆電話はもう要らないということで、これからは携帯電話になりますよというときのアンケートの結果をよく知っています。というのは、もう使わないよ、要りませんというのが7割あったんです、当時。しかしながら、今では当たり前になっているというような状況の中では、やはり設定の仕方によっては、アンケートという結果は非常に不安定になるということも実際経験して知っているものですから、その辺のアンケートのとり方も非常に難しいというふうに思っております。

いずれにしても、周回遅れの基盤整備ではあるかもしれませんが、最終的にはモデルになるような新しい端末等も対応していくということは、当然ながら行政がやるべきだというふうに思っております。

以上です。

○10番（鈴木多津枝君） あの、答弁漏れ。赤字の経営に対して、今そういう前提ではしゃべれないと言ったけれども、その利用者も確認しないでやって赤字になったらどうするんですかということに答えてほしいです。そこを町民の人は一番心配していますよということなんですけど。

○議長（中田隆幸君） いいですか、繰り返しでいいです。

企画課長、山本銀男君、その点お願いします。

○企画課長（山本銀男君） 町とのIRU契約においては、人件費その他の一定の示した、前に議会の全協のときにも一度お示したかもしれませんが、町が持つもの、運営事業者が持つもの、そして相互に相殺される分という決め事が契約の中で出てきます。その中で人件費等はもう運営事業者が持つものですので、町のほうでお支払いというか、直接持つものはやっぱり無線の使用料、それと線の添架料とか、そういうものが入っていると思いますので、赤字になったから、その人件費を町が出すというのは最初から契約上も今想定はされておられません。

よろしいですか。

○10番（鈴木多津枝君） よろしくないけど。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。
（「議長、動議」の声あり）



◎修正案提出の動議

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ただいまの質疑をしても、なかなか先ほど午前中からの4時間、5時間にわたる質疑の中でも、やはり私は住民を不在にした事業が進められているということで、ずっと当初予算のときから問題にしてきたんですけれども、そういう状況の中で、初日、きょうここで今から採決をするというのは非常に町民の人たちにもまだ変更のことさえ伝えられていないということで、修正案を提出して、この事業をとりあえず除いて、あとはどうするかは当局が考えればいいと思うんです、いつ出すかというのは。でも、初日にこの重要な、まだ解明しなければならぬことがいっぱいある。3回しか質問ができない、そういう状況で採決するというのではなくて、もっと解明されて採決に臨むべきだと思いますので、修正案の提出の動議を出したいと思います。

○議長（中田隆幸君） ただいま鈴木多津枝君から、議案第32号の修正案を提出することの動議が提出されました。この動議に賛成する方はございませんか。

○10番（鈴木多津枝君） 挙手ですか、採決は。

○議長（中田隆幸君） 挙手でお願いします。
（賛成者挙手）

○議長（中田隆幸君） この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立をしました。
ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 4時30分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○10番（鈴木多津枝君） 議長、暫時休憩をお願いします。提案した修正案の訂正をしたい

ので。

○議長（中田隆幸君） 暫時休憩、どのぐらい欲しいですか。

○10番（鈴木多津枝君） 10分ぐらいあれば。

○議長（中田隆幸君） 提案者のほうからここで提案していただかなければなりませんので、まだ提案の理由ができないということで、10分間だけ休憩をいたします。

再開は40分からであります。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時40分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議を議題とします。

本案に対しては、鈴木多津枝君ほか3名から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者鈴木多津枝君の説明を求めます。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 大変不慣れなことをしまして、不手際がたくさんあって時間をかけたことを、最初におわびいたします。

それと、発議者の名前が6人になっていますけれども、先ほど午前中からずっと説明を聞いて、全協でも聞いたと思うんですけども、中澤荘也さんと根岸英一さんが発議者からおりたいと。説明がもう十分納得できるからおりたいということで、発議者は4人に、小藪侃一郎、鈴木多津枝、太田侑孝、芹澤廣行、この4人の議員になりました。そのことを先にお伝えをいたします。

それから、修正案ですけれども、皆様のお手元にお配りました修正案をごらんいただきたいと思います。

まず、一番修正したいというのは、もうずっとこの間、さきの全協のときから言ってきました。きょうの初日の採決にこういう3億円以上の補正予算を、まだ説明も十分でない、そういう状況で、議会のルールといっても川根本町だけのもう慣例のような形で初日の議決ということのをこれまでも続けていまして、私も繰り返しこの改善を求めてきたんですけども、なかなかそれが実現しない状況で、こういう提案がされて、当局もこの部分だけ外したほかの一般会計の補正予算にしてほしいと、何回も要望しましたけれども、結局一括で上程して、一括で採決をしてもらいたい。先ほどから説明していますけれども、とても緊急な状態に、厳しい状態になっているからということで、外されず原案どおりの上程となりました。

そのことで私たちは、この4人はこういうことが議会の慣例になってはいけないということもあります。そして、町民が何よりも納得した形で議案を進めたい、行政を進めていただきたいという思いもあります。そういうことで今回修正案を出すことにしました。

今回6月議会に上程された3億7,720万円を追加して、歳入歳出予算の総額80億8,511万1,000円とするものは、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）、情報政策費で3億5,564万6,000円、補正額の94.3%が出されておりますが、この大半95.2%を占めている高度情報基盤整備事業工事請負費3億3,842万2,000円の増額は、3月当初予算工事費15億1,200万円に22.4%も上乘せし、18億5,000万円とするものであります。

平成25年12月26日、瀬平地区から始まった町政懇談会は、平成26年2月27日、青部地区まで23回開かれました。情報基盤説明では、同報無線の更新9億円も兼ねて各戸に端末機を設置し、想定事業費15億円で、最低限の情報基盤の整備をしていく。通信サービスは使う人は有料で、使わない人は無料である。情報通信基盤は国の補助基準の30メガビットの速度を町内どこでも確保できる整備を行うと繰り返し宣言されてきたものです。各地区での質問には、無線エリア、有線エリアの区分説明をぼかして検討中を連発し、詳細がわかり次第、町民の皆様にごこのような説明会でお知らせをすとしてこられたものです。

3月定例議会の予算審議で15億円余の事業費を検討してきました。今回は最新の無線技術、高速無線を使うことで情報通信と同報無線を包括的工事とし、金額も前回よりも大幅な削減を図れることなどから、賛成多数で議決されました。その後、2カ月余りしかたっていない6月17日の議会全員協議会で、3億3,841万2,000円の工事請負費と当初予算の1.57倍を追加する施工監理委託料1,693万5,000円、計3億5,500万円を越す多額な増額補正について、不安と説明不足がありました。

なお、今回の工事費の中に運営会社、資本金5億円の事務所に貸し出しのための旧千頭小学校跡地にある元長島ダム事務所、昭和62年建築、1階は駐車場になっていて、2階の高床式事務室ですけれども、この改修経費1,200万円ほど含まれております。

光有線地区の拡大のためとする増額要件の理由説明も後づけ風の説明で、何事だと疑問を感じました。ちなみに、当初予算成立直後の4月4日付のエリア区分地図に、幹線沿いの地区は光有線となっているということでは、先ほどの全協でも、回答がこの矛盾については説明がありませんでした。

また、以下の理由からも議会初日に決裁できるものではないと考えています。一つは、議会軽視の姿勢は、議会基本条例に照らしても、このまま見切り発車することはできないこと。二つ目は、増額理由の積算根拠や安芸高田市では設備更新時の費用は基本的に運業者が保障するとされていると聞いておりますが、当町では設備更新費用問題の対応も示されていないこと。3点目、有線、無線のエリア区分分けなどの住民への説明も行われておらず、町長、行政と町民の信頼関係を損ねていること。町民は住民不在の事業執行行政手法を横暴と捉えられていると感じます。住民、町民の皆様にご十分な説明のために時間が必要であります。

4点目、各地区で行われた地区懇談会や安芸高田市視察研修の意見を検討委員会などをもって議論されたのか。端末機によるサービス内容の検討はどのように検討されたかも不明です。3月議会の企画課長答弁でも、今後議決前が大事になってくると認識している旨の発言がありました。

このような問題を初日に採決をするなどで禍根を残さないために、議会の一員としてチェック機能を果たすためにも、初日補正予算議案（第2号）の一括審議から情報基盤整備工事費増額部分を一旦離した、一般会計補正予算修正案を、4人の議員の連署で提出するものです。

これは小藪議員が作成してくださった提案理由の説明です。提案理由は小藪議員からやっていただくことになっていましたけれども、議長から私が指名されたので、代わって私が代読させていただきました。私も同じ思いです。

それで、修正案を読み上げます。

議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

1、第1条中、3億7,720万5,000円を5,129万3,000円に改める。

2、第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

款、項、補正額、計というふうに読んでいきます。

17款繰入金、2項基金繰入金、補正額63万5,000円に改めます。それで合計が9億3,478万1,000円となります。

それから、18款繰越金、1項繰越金、補正額2,218万5,000円、計1億2,218万5,000円。

20款町債、1、町債4,840万円、計14億2,860万円。

歳入合計5,129万3,000円。計77億5,919万9,000円。

歳出、2款総務費、2項企画費、補正額2,973万4,000円、計24億795万4,000円。2項企画費のところでは、2,973万4,000円、この計が17億7,895万1,000円。

歳出合計5,129万3,000円、計77億5,919万9,000円。

3、第2表地方債補正を次のように改める。

起債の目的、補正前、補正後、限度額について修正をさせていただきます。

合併特例債、補正前限度額8億9,960万円、補正後限度額を9億4,800万円とするものです。

4、修正箇所の説明資料として修正した事項別明細書を配付していただきましたけれども、不手際で間違いもありましたので、事項別明細書は先ほどの全協で説明したように、たくさん修正箇所がありました。また改めて正しいものを提出したいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。



◎会議時間の延長

○議長（中田隆幸君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。



○議長（中田隆幸君） それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の順は、討論交互の原則により、議会運営委員会の申し合わせによります。

まず、反対者の発言を行い、次に、賛成者の発言を行います。

これより原案と修正案を分けて討論を行います。

最初に、議案第32号に対する修正案の討論を行います。

討論はありませんか。9番、森照信君。

○9番（森 照信君） ただいま議案第32号について修正案が出されましたけれども、私は反対の立場で討論させていただきます。

当初、15億という、私は暫定予算だと思っておりますし、その後、設計をいたしまして18億という数字になりました。これが私は本の予算だと思っておりますし、この3億というものは、そのためについたお金であります。それで、その中であって、やはり旧中というんですか、が5地区ですか、それと旧本で3地区、8地区に今まで無線だったものを光ということで、これは23地区の説明会を回った中であって、皆さんの要望もあったし、やはりこの光というものは格差をなくすためにやらなくてはいかん。本当は全地区光にやらなくてはいけないことでもありますけれども、とりあえずは幹線だけは太い線を引いて、後々必要なところへは車と言えば乗用車の道をつくった、例えですけれども、軽の道をつくろうとした。その中であって、予算もあったから普通車が通るような道にしようというような、そういう形のものだと私は思っております。

ですから、もうこういうしっかりしたものが出ておりますし、期間も間近に、もういろいろ出さなくてはいかん申請書もあります。ですから、ここで修正案出して、じゃ、最終日といって5日間ですか、それでそのときに何をやれるのかということもありますし、議員は議員として、やはりその中のものに対しては、議決したのものに対してはしっかり説明もしなければいかん。やはり行政ばかりに頼っていてもいかん。やっぱり自分たちもそれなりのことをしなくてはいかん。私はそのように思っております。ですから、この補正予算に対して

は賛成の、修正は反対ということで討論させていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

修正案に賛成の立場から討論を行います。

私は当初予算にも反対をしました。なぜかという、この事業の進め方がやはり逆立ちをしている、さかさまだ。行政が決めておいて説明をする。行政が計画をもう国へ申請をして、現地視察をする。こういうふうにもう変えられない状態で見せたり、説明をしたりしていく。これは町が一昨年、3年前になるんですかね。1年かけてまちづくり基本条例をつくったんですけれども、まちづくり基本条例の精神とも本当に反するものではないかと思っています。まちづくり基本条例の第1条には、目的ですけれども、町民みずからが考えて行動し、ともに助け合いながら町をつくるという理念のもとに町民、議会及び町の役割と責務を明らかにして、住民自治によるまちづくりを実現することを目的とすると定めてあります。そしてずっと住民自治、町民参加、本当に町民の人たちの力をとにかく議会も行政も集めて、協働のまちづくりをしていくんだと定めています。

ところが、最初からアンケートもとらない、それから、町民への説明も、町長は本当に選挙で10月に当選されて、11月にはこの計画を打ち出されて、12月の暮れにはもう説明会を始めた。各地区23回という本当にこれまでにないすばらしい精力的な説明をされて、住民の方々も町長選が終わったばかりのほとぼりの冷めない中で、本当に町長を応援した方はたくさんいらっしゃると思うんです、大差で当選されたわけだから。だから、町民説明会に来られた人たちは本当に町長を信頼しておられたということがよくわかる懇談会でした。私も聞いていて、本当に鈴木町長の人気というのはすばらしいものだなと感動して、ついてきました。

でも、やっぱりやり方が違うんじゃないか。私はずっと、こういう重大な事業があんな町を二分するような形で分解してしまった。そのために再構築をするというのであれば、なおさら反対した人たちも含めて、いろいろこの事業に関心を持っている人、やってほしいと強く町長に言っている人たち、そういう人たちを入れて一緒に計画を練っていく、それが私は行政として当たり前のことではないか、住民を主役と考えなければならない行政として、当たり前のことではないかと思うんです。

補助金がなくなる、補助金がなくなるということを盛んにおっしゃいますけれども、言われれば言われるほど、私はそういう行政としての責務を放り出してしまう。そのための何かおどし文句に聞こえて仕方がありません。確かに国はもう光情報基盤整備は全国ほとんど96.6%ですか、4%ですか、整備済みだと。あと残っているのは0.6%のこの川根地域と、あと東海地域では川根本町だけだとか、そういう説明をされましたけれども、でも、それはもうほとんど整備が済んでいるから、申請が少なくなっているから補助金が減っていつい

るんであって、もともとちゃんとこういう事業を今組み立てるから、補助金を確保してもらいたいということを国のほうへ伝えていけば、その次の年には予算化されるものだと私は思っています。なぜなら、国は100%整備を目指しているわけですよ、この整備を。じゃ、残されたままのところでもいいのか。もし切っていったら、そこでやっぱり国にきちんと訴えるのが、行政のトップ、私たちも加えて、その責任だと思うんです。町民の人たちが本当に必要だ、やってくれということを受けてやる事業だったら、やっぱりそこを本当に一肌も二肌も脱いで、国に対して要望していくというのが、行政の仕事では、ましてやトップの仕事だと思います。

そういうことで、まるで国が補助金を切っていくから早くやらなければならない。町民の声も本当に懇談会23カ所やったからいいと思っていらっしゃると思うんですけども、私はそれは大きな間違いで、私たちの周りには、前回反対して、これをやめさせた町民の方々がたくさんいらっしゃるわけです。もうそういうものを出してきたのか、本当に町の将来のことを考えていると行政は言うけれども、お金はどうなるんだ。人口は減っていくし、高齢化していくし、その人口が減っていく、高齢化していく、そういうのに対応するための事業なんだよと、私たちが一生懸命賛成したいと思って説明をしても、反対の町民の人たちはなかなかそこが切り替われません。だったら、もっともっと説明をして、やっぱりせめて半数以上の方が賛成なんだよと。そういうところをアンケートなどで確認をして進めていくのが、あれだけの大きな事件に発展した、その後、再構築をしようという、私は行政の責任ではないかと。こここのところがないということが、一番残念でなりません。

前議長からも言われました。今の議会の人たちは前回3,000人を超す署名で請求された住民投票をやってほしいと、決めてほしいという、それを住民投票反対派の人が否決したときに、その中の1人がアンケートを、住民投票は賛成か反対かしか、二者択一しか意見が聞けない。アンケートなら町民の人たちのいろいろな複雑な気持ちも聞けるから、アンケートをやってほしいということで、賛成多数で議決を行いました。私たちは反対したんですけども、でも、その結果を見て、前佐藤町長はこの事業を断念されました。その結果というのは鈴木町長も当然御存じだと思うんですけども、町が計画している情報基盤整備事業は町の将来にとって必要だと思いますかという問いに対して、思うという答えは27.4%でした。思わない、必要とは思わないが41.5%でした。新聞には大きく報道されました。そして、もう1点、超高速インターネットに加入したいですか。要するに超高速インターネットに加入したいかと聞いたんですよ。したいと思うが22.8%しかありませんでした。そして加入したくないは68.6%でした。佐藤町長はこの数字を見て、続けるわけにはいかないと言って断念した大きな事件です。それを鈴木町長が将来のことを考えて、若者を呼び込みたい、いろいろな事業者を呼び込みたい、この町を元気にしたい、本気で思われるんだったら、やっぱり町民の大半の人が、町長、本当にそうだね、一緒にやろうよという形をつくってくれないと、私たちが一生懸命説明をしても不安な人たちはいっぱいいるんです。住民説明会やっても来

ないから悪いんだとか、先ほども全協のところで疑問があったら聞かないから悪いみたいな言い方をされると、本当にそれは行政が上から目線の言葉でしかあり得ないわけですよ。そうじゃなくて、やっぱり飛び込んで行って、町長、いつでも自分の部屋に来てくれとか、本当にすばらしい公開の姿勢を見せてくださっていてありがたいんですけども、町民の人たちはやっぱり敷居が高いと思います、行政に来るのは。

だから、やっぱり繰り返しいろいろなことで教えていく。そして最後はやっぱりアンケートをとる。ここがないと、町民の人の信頼は回復できないと思うんです。アンケートをとった結果、50%以上、半数以上の方が欲しいと言っていた、あるいはアンケートの中で若い層がこんなに欲しがっているよと言っていた。こういうことを町民の人たちのお年寄りの人たちにはもう使えないかもしれないけれども、町がそれはお年寄りの人たちを一生懸命見守りに使うから、活用するから、そういうことを一生懸命言って説明して、やっぱりこんな大きな事業は町民の合意をつくっていく努力をすべきだと思います。

その町民の合意を図ることが本当にできていない。もうできていないとしか言いようのないこの事業に、私は当初予算でそういうことを言って反対の中の一つにしました。今回も3億余の増額補正ですけれども、これに対しても、もう全く町民の人たちにとっては寝耳に水の話だと思うんです。15億円でできるよ。光と無線で30Mbitの速度はちゃんと確保できて、町内どこでもインターネットが高速でできるようになるよという説明をされた。それなのに、今回もう説明からまだ5カ月半ぐらいしかたっていないのに、3億余の増額なんです。この先これやったらどれだけ増えるんだろうと、すぐ言われました。だから、私は説明することがだんだんできなくなってきました。ぜひ議員が堂々と説明できるような状況をつくっていただきたい。そういうことを最後に心からお願いいたしまして。

それと、議会の慣例になっている初日の採決に対しては、もう何回も初日採決で重要な議案までやるのは問題があるということで、繰り返して要望してきましたけれども、こういうことになった以上は、初日の採決というのも改善していかなければならないと、私は強く要望いたします。利用者がどれくらいいるかもわからないところで3億余の増額をしていく。その増額の根拠も町民の声を聞いたと言われてはいますが、一番肝心な、一番要望が強かった寸又は光になるのが後回しだと。これでは、そのための前段のできるだけ寸又に近いところまでは光化していくんだよ。そのための増額もいっぱい入っているんだよということでは、町民の人たちは納得しないのではないかと。じゃ、無線はだめなのかというふうに思われてしまいます。

だから、全体が光化するという目的で今回増やされた3億余の補正予算です。光と無線をあわせて大丈夫だよと言ったことは、どう町民に担保するのか、そこが消えてしまっているということが、きょうの説明で明らかになりましたので、ぜひこの補正予算の修正案、時間がない、日にちがない。行政担当者の人たちは本当に大変な努力をして、私も自分で修正案つくってみてわかりました。でも、本当にそれは行政としてやらなければならないことで、

きちんと町民に説明をしてから進めるべき。せめてこの議会の初日に採決するなんていう無謀なことはやってほしくないということで修正案を提出しましたので、ぜひ皆さんに議会人として、議会基本条例にもものをもって、住民を基本とする議会を進めていく。このことにもものをもってぜひ賛成していただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで修正案の討論を終わります。

それでは、次に、議案第32号の原案の討論を行います。

討論ありますか。

10番、鈴木多津枝さん。

まず、原案に反対の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 採決をするんじゃないですか、先に。

○議長（中田隆幸君） 原案と一緒にやります。

○10番（鈴木多津枝君） 違うでしょう。

○議長（中田隆幸君） 討論をやってからやります。議会運営のほうで。

○10番（鈴木多津枝君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（中田隆幸君） じゃ、ここで休憩をとります。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時14分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、次に、議案第32号の原案の討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

原案というか、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）に対して、反対の立場から討論を行います。

先ほどの修正案に対する賛成討論とほとんど同じ理由になってしまうわけですが、反対するのは。

○議長（中田隆幸君） なるべく簡潔にやってください。

○10番（鈴木多津枝君） はい。先ほど言い残したところで、議会基本条例のことについて、少し皆さんにお話をしたいと思います。

議会基本条例3条、議決の責任というところがあります。議会は議決責任を深く認識する

とともに、議決し、自治体としての意思決定または政策決定をしたときは、町民に対して説明をする責務を有する。5条に、議会は町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるように町民参加の機会の充実に努めること。7条で、情報の提供、町民との協働、それから町民との意見交換会を開かなければならないと規定しています。これも前議長のときに1年かけて一生懸命、町民に信頼される議会にしていこうということで、あの大きな事件があった後、考えてつくったものです。

町民なくして町政なし。町民の声を聞くべきだという、そのことを繰り返し私たちは議会基本条例をつくりながら確認をしてきました。なのに、私が要求してもアンケートも行わない。それから、パブリックコメントもさきの17日でしたか、全協で言ったときもパブリックコメントもかけない。それから、3億余もの計画変更を初日に採決するという、抵抗する議員の人たち、私たち議員が初日の採決は無謀だと抵抗したんですけども、今回の修正案に対しても人数も減りましたけれども、当局の説明が納得できたということで発議者も減って、私たち4人で、それでも修正案を出しました。何とか議会の基本的な形としてこういうものを初日に採決をするという前例を崩していきたい。そういうことが私は一番大きな目的です。このことで私はよく予算、決算に反対をします。ほとんど1人ですけども。でも、その心の中には意見を言いたい。意見を言わないと改善されていかない。行政も改善されていかない。その思いが物すごく強い思いがあって、一生懸命意見を言っています。今回も同じです。同じ思いで、この事業についてはいいか悪いか決めるのは町民だと思います。私はそういうことを確認をしていない事業の推進については、当初予算のときから賛成できないことを明らかにしてきました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 私はこの案に賛成の立場から討論させていただきます。

特にきょうもそうですが、全協で2款2項5目の情報政策費、これについてきょうをはじめ、先日も皆さんで議論をしてきました。それに対しての賛成討論をさせていただきます。

将来を見据えた事業の補正予算であり、ただ単に追加した予算ではない。多くの関係者のお力添えで、特に国の交付金の約8割が与えられました。今回の予算、設計では国庫交付金、県補助金及び合併特例債を最大限に活用し、基盤の根幹の部分を強化していて、将来における町の北部地域への拡張も可能となるようにしています。

全員協議会でも少し話しました。足回り強固にしてエンジンを乗せていきたい。川根本町バージョンを積み上げていくべきです。7月中旬には総務省関係者がICT情報通信技術を活用した遠隔医療の視察もあるそうです。国が8年前の小さな町の合併のみ、先輩方がつくった町に期待しているということです。事業費はもちろん大事、しかし、この町の人口推移、人口年齢、未来を考えていく事業だと言い切りたいです。私はこの予算案に賛成の立場から討論します。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。3番、野口……

反対者の意見を求めます。

○3番（野口直次君） すみません、賛成のほう。

○議長（中田隆幸君） いいですか。間違いですね。

ほかに討論はありませんか。いいですか。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） どうしても賛成のほうでやりたいですね。それじゃ、3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それじゃ、すみません、特例ということで。

また「議員必携」を見直して勉強させていただきます。

一応聞いたつもりではいたんですが、私の聞き間違いでございました。

すみません、私は原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

きょうの全協でも再度確認はできたんですが、この原稿はきょうの全協の前にゆうべつくったものですので、よろしく願いいたします。

私は、過去一般質問で、町民一人一人に大事な税金を利用させていただく、将来町民がよりよい暮らしができるため、15億円の重みを質問いたしました。

情報通信事業の必要性、目的、将来どのように利活用するか。町民が光があつて本当によかったと必要不可欠になるようお願い、賛成いたしました。

今回の補正予算、基盤整備事業で工事請負額が約3億3,800万増額、当初予算10億1,200万、予算の中には、大井川流域の地名から千頭周辺に至るまで光エリアだと思っていました。23回の町政懇談会でも各地区質問には、無線エリア、有線エリアの区分説明は検討中。詳細はわかり次第、住民に今後の説明会で知らせる。3月の当初予算、6月になつても町民に具体的な説明もなく、当初予算10億1,200万には当然私たち流域は有線エリアとほとんど現在に至るまで地区住民は思い込んでいます。今さら田野口、水川等8エリアが無線エリアと言われても、言葉が出ませんでした。

6月17日の全協、6月20日の全協、6月23日も担当課に最終確認をしても、水川等は有線ではありませんと断言され、もしこの補正予算が出てこなければ工事実施になつていたなどと思うと、ぞっといたしました。

6月17日以降、私は議員、町民等に相談し、考えながらも、自分自身の判断がなかなかできませんでした。その間にも基本設計約18億5,000万、当初だから、今がスタートだから、早期にいろいろな方法で十分町民に説明するように全協で繰り返しお話しし、お願いをいたしました。

6月26日、上程しようとしている補正予算から、情報基盤に関する追加予算の部分を外して計上し、議会が納得できる積算根拠を示すとともに、町民に説明を果たすまで上程しないように、6月20日付で有志議員7名と一緒に要望書を鈴木町長に提出いたしました。却下

されました。

私を含め多くの議員が今回の6月議会の最終日または臨時議会、9月議会等追加計上できないかと思い、要望いたしました。私は担当課に最終確認したところ、26年度内に完了には、国の交付金を利用するために事務手続を考えると6月26日しかないと言われ、国・県への今後の職員の折衝、前回情報整備事業の延期、凍結、またほかの事業の今後を含めて影響がと思い、断腸の思いで了承し、今回の補正の件には賛成に回りました。

また、工事運営会社が、この先長期にわたり元長島ダム事務所の跡地、町所有事務所借用に対する改修経費約1,200万も町持ち、また、及び補正時期に計上にも疑問も持っておりますが、今後これ以上絶対に町民にさらなる負担をかけないのだという強い意識を持ち、整備工事、施工監理業務にチェックをかけ、早期に約3億4,800万を増やした理由を、また、この事業においてこれから、最初からそうでしたが、私のほうも悪かったんですが、時間が無いということは行政も議会もタブーにして、十分丁寧に事業内容確定等住民に説明、今後事業の多くの課題を一つ一つクリアし、その都度明確にわかりやすく町民及び議会に説明し、特にこれからは設計説明、協定内容説明、これから構築していくことになる将来のソフト面、また大事な利活用、本町が中心となり指導、監督を努め、運用にも各課も協力し、説明責任を果たすことを終始徹底をお願いし、二度と町民、議会に踏み絵をしないように、町民、行政、議会、3本の矢をもってなし得る、これから大きな事業と思い、賛成討論いたします。

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいま修正案が提出されておりますので、まず、修正案を採決します。

修正案が可決となった場合には、次に修正案による修正された部分を除く原案についての採決をとり行います。

また、修正案が否決された場合は、そのまま原案の採決に移ります。

この採決は起立によって行いますが、この際、起立をしない議員の取り扱いについてお諮りします。

議案第32号の採決は起立によって行いますが、起立をしない議員は本案に対し反対とみならずことで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議がありませんので、さよう決定いたします。

初めに、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての修正案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立少数です。

したがって、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての修正案は否決されました。

次に、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての原案を採決をします。

議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）議案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第32号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についての原案は可決されました。



◎日程第13 議案第33号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程13です。

議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,920万円としたいものです。

今回の補正予算は、主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水第4ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は270万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は27万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事費の追加に伴う一般会計繰入金の増額をお願いするものです。

第2項基金繰入金は108万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴

う水道管移設工事費の追加に伴う基金繰入金の増額をお願いするものであります。

第6款諸収入、第3項雑入は135万円の増額です。これは主要地方道川根寸又線付け替え工事に伴う水道管移設工事に係る県からの補償費の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第34号 平成26年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案の理由を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第14です。

議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,497万4,000円としたいもので

す。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものです。

今回の補正予算は、いやしの里診療所に整備された電子カルテ機器類の保守に関し、昨年度まで保守点検業務委託により対応していたものを、補償契約により対応するという経費の増額をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第2款医業費、第1項医業費は4万7,000円の増額です。これは電子カルテ機器類の補償に対する損害保険料の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は4万7,000円の増額です。これは電子カルテ機器類の補償に対する損害保険料の増額に係る経費の財源として、一般会計から繰り入れるものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、診療所2ページをごらんください。

いやしの里診療所電子カルテ機器類補償コンサルティング契約については、平成27年度までの契約となりますが、平成26年度中に損害保険料を前納しますので、限度額はゼロ円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

委員会審議のため、6月27日から7月1日までの5日間、休会としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、6月27日から7月1日までの5日間、休会とすることを決定しました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本当に長い時間ありがとうございました。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 5時38分

平成26年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年7月2日(水)午前9時開議

諸般の報告

日程第1 一般質問

日程第2 議案第29号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第3 川根本町議会議員派遣の件

追加日程第1 議案第35号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第3号)

追加日程第2 議案第36号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	前田修児君
企画課長	山本銀男君	税務課長	長嶋一幸君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	野崎郁徳君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月26日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月26日に午後5時50分から第1常任委員会を開催し、条例改正案について熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、藪田靖邦君、野口直次君、鈴木多津枝君、坂本政司君、中澤莊也君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

1番、藪田靖邦君、発言を許します。1番、藪田靖邦君。

○1番（藪田靖邦君） おはようございます。

通告に従って、2点について質問をさせていただきます。

まず1番目ですが、現在の大井川鐵道の状況は、皆さん御存じのとおりですが、私たちができる大井川鐵道沿線を使ったイベントの対応を考えていくべきではないかと思えます。メディアで既に各駅ごと取り上げていただいております。これから行楽シーズンに向けて、お客様に少しでも乗車していただける工夫を町でも仕掛けて、大井川鐵道沿線のにぎわいをつくっていただきたいと思います。

また、来週7月12日から運行する大井川鐵道トーマスについてですが、今議会で上程をされた駐車場警備、国道警備等、議案を通しました。そのほかに千頭駅はもちろん、お客様へのおもてなしを町としてどう捉えているか尋ねます。

2点目は、先月、南アルプスエコパークが世界で認められ、私たちの町もさらに世界に向けて全てを発信していける町となりました。先月、議員で視察にも出かけました。

並行してリニア新幹線の問題があることは、皆さんも周知しているところだと思います。自然環境とインフラ整備がバランスよくできるのか疑問もありますが、巨大プロジェクトで課題も多い整備計画。ただ、新たなインフラ整備の先駆けで、日本全体がわくわくしているところもありますが、計画の初年度、昭和48年度と今を比べると、環境への考えが全く違います。

以上、2点についてお考えを尋ねます。お願いします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、藺田議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

大井川鐵道につきましては、皆様方にも御承知のとおり、新聞等で報道されております。

会社は、定期旅客を中心とした地域公共交通事業において、沿線市町の少子化などに伴う人口減少により、その利用者数は減少の一途をたどっております。一方、基幹事業として地域公共交通事業の損失分を補完してきたS L列車を中心とした観光鉄道事業につきましても、東日本大震災や関越自動車道のツアーバス事故をめぐる法改正で団体客が減少し、著しく悪化しております。このため、会社の経営は3年連続の赤字の状況となり、3月26日に大幅な減便を行いました。

今までの経緯を簡単に説明しますと、今年の2月3日に大井川鐵道から、鉄道事業に対する今後の地域公共交通輸送としての必要性、社会的な役割、路線の存続を含めた検討する場を設けていただきたい意向から、島田市、川根本町へ協議会の設置要望が提出されました。これを受けまして、地域公共交通としての大井川鐵道の存続と地域活性化に関する協議会を3月25日、5月30日と2回ほど開催しております。協議会のほかにも幹事会を2回開催し、地域活性化・利用促進についてを協議し、また、作業部会では大井川鐵道の経営の部分についての協議を行っております。

質問にありました大井川鐵道沿線の活性化につきましては、幹事会の場で方策等を協議しているところでございます。方策の中で、大井川鐵道沿線各駅での町及び町民の取り組みについては、既に実施しているものもあり、また予定している事業もあります。少し御紹介したいと思います。

町の取り組み状況といたしまして、大井川流域の市町が連携して地域資源を生かした交流事業を展開し、地域住民の相互交流とともに、地域外からの交流客を誘引し、地域の魅力再発見と情報の発信を図るために、S Lフェスタ事業を平成23年度から、S L実行委員会のもと実施をしております。26年度においても、既に開催に向けて準備をしているところでございます。

また、鉄道沿線の景観整備といたしまして、大井川沿線景観整備事業を実施しております。

内容につきましては、国の補助制度を活用し、平成25年度は、井川線沿線を重点に景観伐採、花木植栽を実施し、平成26年度も国の交付金を活用し、本線を重点に景観伐採、花木の植栽を実施していく予定でございます。

そのほかには、鉄道駅の魅力度アップ、駅の環境美化の向上、住民への自ら利用して公共交通を維持する意識の醸成を図るため、町が木製プランター、土、花を購入し、希望団体へ配布を行い、団体が駅等へ設置する事業を実施しております。平成25年度では、田野口駅、塩郷駅、崎平駅で地域花の会等が実施しております。平成26年度においても、既に3団体ほど要望が来ている状況でございます。

また、鉄道と連携した地域のイメージアップとして、SLに手を振ろう運動を企画をさせていただきました。これは、SLが運行する時間帯に沿線にいる皆さんがSLの乗車客に対し積極的に手を振ることにより、乗客と地域の交流となり、地域でのおもてなしの一つとすることを目的としているところであります。

大井川鉄道は、生活交通としての役割のみならず、日本でも唯一SLの動態保存に取り組み、SLを毎日定時運行する鉄道として全国の鉄道ファンも多く、奥大井地域、ひいては静岡県の観光振興に大きな役割を果たしている鉄道でもあります。地域公共交通として、大井川鉄道の存続及び運行の確保に関する対応策並びに地域活性化策について、皆様方とともに実施していきたいと思っておりますので、どうか御支援、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、きかんしゃトーマス号の運行に際してのおもてなしに関する御質問をお受けいたしました。お答えをさせていただきます。

本事業は、大井川鉄道が7月12日から9月28日までの48日間、きかんしゃトーマスの意匠をまとったSLを運行するものであり、きかんしゃトーマスの母国イギリスでは、デイ・アウト・ウィズ・トーマスの名称で親しまれているイベントであり、今回の開催は、日本はもちろんアジア初の開催となるものであります。

期間中の千頭駅周辺への来場者数は、列車の乗車予約状況や3月に実施いたしましたプレイベント状況から、1日2,000人を超えるものと推計をされております。これら来場者の交通手段として、鉄道利用以外にも観光バスや自家用車利用での来場者も多数見込まれており、観光バスの台数は1日10台以上、自家用車は来場も300台近くの台数に上るものと予想をしております。

町として数多くの来場者に対応するため、無料休憩場所、仮設トイレ等の設置や臨時駐車場の整備とあわせ、奥大井音戯の郷においては、トーマス号に関する催しを展開するよう準備しているほか、町商工会、観光協会、千頭駅前を考える会等が主体となり、軽食等の提供や周辺観光施設の紹介等といったおもてなしの準備を今進めているところであります。

次に、南アルプスエリアのユネスコエコパークの登録による恩恵ということの御質問にお答えをさせていただきます。

川根本町は、今回の登録により、その全域がユネスコエコパークとして登録をされました。このことは、当町の豊かな自然のみならず、人々の暮らし、歴史・文化や地域農業、森林環境整備等を含めた川根本町全体が、自然環境と共生している世界に誇るべき地域としてユネスコに認められたものであり、このことが最大の恩恵であるというふうに認識をしております。

今回の登録を受け、町民が、自分の町、川根本町は、ユネスコに認められた町であることの誇りを実感し、共有できるよう取り組んでいくことが重要と考えております。今後は、エコパークとして世界に認められた町として、自然や文化等の情報発信やエコツーリズム事業をはじめとする様々な活用、充実に努めていくとともに、産業面の活用につきましても、ユネスコが認めた地域であるエコパークでの生産物としてのブランド戦略を展開している事例もあり、今後、関係者と協議を進めながら、エコパーク登録の恩恵を最大限に活用していくよう、対応に努めていくつもりでございます。

次に、リニア新幹線の恩恵につきましては、静岡県内区間10.7kmの全てが静岡市内山岳地帯をトンネル工法により通過するものであります。現在、環境省の環境影響評価を実施中であると認識をしております。

当町への直接的な恩恵に関しては、このような状況から推察が難しい状況もありますが、現時点では、県、静岡市等の対応を見守り、一緒になって、残土、また大井川流域の水量減少等の懸念に対する適切な情報を収集し、対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 町長、ありがとうございました。

とにかく駅の魅力とかSLに手を振る運動、あるいは広報にも出ていたんですけども、先ほど田野口駅のことが少し町長のほうから話されましたが、少し私のほうも。

とりあえず私も、時々田野口駅のほうにはお邪魔するときもあるんですけども、区民の有志の皆さんで行っているイベント、また千頭駅の軽トラ市、継続は力なんだと思っています。皆さん、生き生き楽しくやっています。有志の集まり、そこから地域交流はもちろん、町内外の交流も生まれてくるそうです。職員の皆さん、我々議員もそうですが、町の理解、バックアップ対応に応えられる体制をさらにつくっていただければと思いますが、どうでしょう。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） ただいまの御質問でありますけれども、今、事例で議員が申し上げられました軽トラ市等につきましても、実施主体であります商工会と協働して、町としても取り組んでいるところであります。実際会場となります千頭駅前、町有地でありますけれども、その使用については協力させていただいて、より大きな活用ができるよう取り組んでいるところでありますし、駅周辺に問わず、様々な場において実践できるような場の

提供という形で御協力をさせていただいているところであります。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても企画課、または商工観光課といろいろな意味で協力のバックアップ体制を行政としてもお願いしていただきたい、このことを思います。

次の質問ですが、駅周辺的环境、施設を、私は少し見渡してみることも大事じゃないかな、そんなことを考えています。例えば塩郷駅のつり橋、千頭駅周辺、両国のつり橋、つり橋を中心とした遊歩道整備、公園を中心とした整備、水と森の番人がつくる癒しの里の充実もさらに心がけていただけたらと思いますが、この辺は建設課長、時々あちこち回っているものですから、いろんな施設のことも詳しいこともあると思いますので、少し建設課のほうでちょっと答えていただければありがたいなと思います。

○議長（中田隆幸君） 質問者は選べませんので。

○1番（藺田靖邦君） すみません、なれていませんので。町長、お願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、つり橋の関係につきましては、以前からもそのようなコースをつくって対応しているという実績があります。しかし、徹底していない面もあるものですから、やはりその辺は対処方をしっかりしていくというPRのことも進めていかなければ、それぞれの町民の皆さんが観光の皆さんに案内ができないというようなことも聞いておりますので、やはりちょっとしたつり橋のツアー等々のコースをパンフレット等に掲示しながら対応するという、以前もやったんですが、今途切れているということを承知しているものですから、観光と企画含めてセットで対応していくことが必要というふうに思っております。

つり橋だけでなく、ハイキングコース、大変、千頭駅へ大勢来た場合に、どのような形で分散をするかということもあるものですから、やはり井川線に乗っていただく、またはハイキングをしていただく、または川で遊んでいただく等々、それぞれの皆さんが満足できるような、駅に滞留するだけではなくて、少し足を延ばしていただくというようなことも当然ながら考えていく必要があるということで、具体的に観光のほうでそれらについては対応するということの指示はしております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） すみません、なれていないものですから。指名は、これから注意します。

いずれにしても、とにかく駅周辺から始まる事業というのがこれから大井川鐵道沿線、大事なことだと思いますので、よくその駅周辺の状況とか、何があるかということ職員の方々も時々足を運んでいただいて、これから先の沿線の活用、それも心がけていただけたらと思っておりますので、お願いいたします。

関連して3つ目の質問ですが、駅を中心に広がる地域内外の交流を盛り上げていくためにも、今回の議会、議案第31号の指定管理団体、不動の滝自然広場オートキャンプ場、ここ議

案も通しました。最寄りの駅、下泉駅も拠点にしながら、町としても大いに宣伝をし、応援もし、町のおもてなしにつなげていってもらいたいと思いますが、またその場所へ行ってみたくなるような斬新な情報、的を射た告知、駅周辺には、ここにも斬新な看板の作成、設置等も考えていただけたらなと思います。どうでしょう、その辺は。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことは、当然ながら対応しなければいけないというふうに思っております。特にきのうですね、川根温泉のホテルが開業をいたしました。それにお招きいただきまして出席をしておりますけれども、その中で、やはり川根温泉、大変多くの皆さんが年間お見えになっております。

その中で、やはりホテルの近くといいましょうか、温泉のほうへも。やはりこの奥の魅力というもののパンフレット等も置きながら、奥へ来ていただくようなことにしたいということも、きょう、静岡新聞か何かに載ってございましたけれども、そのようなことで、当然、奥の案内を流域全体で対応することが必要ということで、今まで、先ほども申し上げましたけれども、ともするとこの町には何もないよという方が、非常に一般の町民の方が多かったということも反省点としてあるものですから、やはりこんなすばらしいところがあるよということを地元の人が思える、そのようなことが観光の一番の原点ではないかなと。やはり住んでいる人が、すばらしい町である、また、こういういいところがあるということ、町民にも知っていただくという意味でも、そのような案内のパンフレット等は当然必要というふうに思っております。

今までともすると、少し枠が狭かったのかな、やはりもう少し幅を広げた案内も必要かなということを感じております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 町長のおっしゃるとおり、少し攻め方が弱かった面もあったりして、的を射ていないこともあったんじゃないかと、そんなことを議員やる前に、私も痛感しているところでして。何にしても、やはり場所の告知とか、そういったことは、町からみんながもう、役場全体もそうですが、我々もそうですが、みんなが盛り上げて、この町をさらに盛り上げていく、そういった環境づくりにさらに町長、専念して行っていただきたい、こんなふうに思います。

関連して4つ目の質問ですが、駅からの交流、町として発信できる情報を町内外の皆さんに伝えて行っていただきたい。大井川鐵道トーマス運行に際しても、町内外から協力いただけるところには話をかけ、お客様へのおもてなしを考え、努めて行っていただきたい、そんなことを思っています。

ただ、一つ気になるのが、今回、大型バス、一般車両、大鐵さんとの絡みもあるとは思いますが、何か駐車場へ行ってピストン輸送か何かするんですか。少しその状況をちょっと教えていただきたいですけれども。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） きかんしゃトーマス号の運行に関します車両対応についてお答えをいたします。

駐車場、千頭駅周辺については、皆さん御承知のとおりなかなか広い場所がないということもありまして、千頭駅から若干北部、上った形になりますけれども、J A大井川本川根支店の横の場所。あと中部電力さんの御好意を得て、中部電力さんの敷地内。また、そのちょうど対岸になりますけれども、両国の河川敷、さらには桑野山地内の町有地といった形に駐車場を配備いたします。

河川敷についてはなかなかバスの車両進入が難しい点もあろうということで、河原に遊歩道を設置いたしまして、千頭駅のところの歩道に隣接するようなコースを考えております。

今、議員のほうから御指摘ありましたシャトルバスにつきましては、大井川鐵道のほうと最終的に今協議をしているところでありますけれども、農協横駐車場、また桑野山についても可能な限りシャトルバスの運行については検討したいというところでありますけれども、現在のところは、桑野山についてはシャトルバス対応を考えると、J A大井川のところについては、現在のところだとシャトルバスの運行は予定をしていないという状況になっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 今回、1日に2,000人、バスが10台以上、そんなぐあいで一般車両も来るもんですから、ちょっとやはり千頭駅から離れていると、またそこにも問題がある。ただ、あの周辺、なかなか駐車場のことも難しいところもあると思いますので、丁寧な対応を望みたい、そんなふうに思っています。

あと一つ、せっかく川根本町が協力してやるというなら、警備員さんが多分ついて駐車場もやると思うんですけども、川根本町のはっぴを着せるとか、そういった方法もあると思いますので、できるだけ細かい丁寧な、親切丁寧な川根本町全体で盛り上げているんだよ、そういったことも示しながらやっていただければ、努めていただければなと思いますので、お願いをいたします。

次に、関連して5番目なんですけど、町長もよくおっしゃっている川根本町ファンをつくりたい。さらにリピーターを、またこの町に来てみたくなる、そういったお客様を増やすためにも、駅周辺で店を営んでいる方たちも、さらに巻き込んで沿線活性化事業に取り組んでいただきたいと思っておりますが、その辺のところ、町長、千頭駅周辺のお店をやっている方々のさらに強い連携といったものを何か考えておられるようでしたら、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） トーマスを3年間開催するよというような情報が入ってから、久しぶりに駅前の人がまとまって、何とか対応しようということになったというのが現実です。駅

前の皆さんが、業種は違っても一体となって対応するということで、駅周辺の皆さんがまとまって今協議をしているという状況です。

やはり駅前の皆さんだけではまだ対応ができるかどうか、非常に不安なものですから、駅周辺でいいますと、小長井の皆さんの商工会だとか、観光の協会に入っている皆さん、それぞれの皆さんも、やはりこのようなこと、今までに経験したことのないというようなこともあるものですから、一つ対応を間違えると、来年につながらないということもありますし。先ほど議員から言われました、やはり一度来て、リピーターとして、応援団としてやっていただける、サポーターとしてやっていただけると。そのようなことを増やさなければ将来につながらないということもあるものですから、少し枠を広げて、千頭、小長井周辺の人にも入っていただいて対応しているというのが現況です。駅前の方は当然ながら、全員の方が入って協議をしているというのが現況でございます。

詳しいことは担当のほうから説明をさせます。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） お答えします。

トーマス運行に関しましては、今、町長申し上げましたとおり、千頭駅前周辺の商店の方々を中心にお話をさせていただいておりますけれども、多くの方がお見えになるということで、食事の提供だけでもなかなか難しい問題があるというふうに考えております。

それらを開放するために、商工会を通じまして、町内全域の方にお願いをかけまして、本議会で可決していただきました補正予算に上げさせていただいた休憩施設に隣接する形で、飲食等の物販の場所も設けさせていただく予定でおります。そちらについては、今申し上げました町内全域の商店の方の中で、出店可能な方々が連日御出店をいただけるというような形で対応を進めているところであります。

○議長（中田隆幸君） 1番、藪田靖邦君。

○1番（藪田靖邦君） 川根本町全体で、とにかくこういったイベントにおいては、みんなで盛り上げていくし、我々もそうですが、皆さんにも声をかけていただいて、遠くの御親戚の方にも電話したり、こんなことやっているよと。職員全体でもそういったことをしていけないと、町の活性化にさらにつながっていかない。我々もそうですが、そういった意味も含めて、これから先、後ほど話す南アルプスユネスコエコパークのこともそうですけれども、世界に発信していく町にどんどんして行っていただきたい、そんなことを強く思います。

1つ目の質問は終わるんですが、2つ目の、議長、入ってよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○1番（藪田靖邦君） 2点目の質問の本題ですが、エコパーク、リニア新幹線、2つの事業から生まれる町にとっての恩恵、先ほど町長、話していただきました。これから先の状況がまだわからないところもあるんですが、リニア新幹線整備計画、JR東海さんは自己負担で完遂すると表明しています。事業量が大きければ経費をできるだけ抑える、これが基本です

ので、先ほど申し上げましたトンネルの廃土における河川への影響、大井川流量、生態系の問題、自然環境を前面に出してJR東海さん、国への協力要請をお願いしていただけたらと思いますが、どうでしょう、町長。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたとおりで、やはり環境問題が大きく影響するということは、ほとんどの大井川流域の皆さん、関係する流域の皆さんは感じております。そのことも含めて、やはり川根本町といたしましても、当然ながら長島ダムというのがございますし、その長島ダムの水を下流4市10町にお分けしているというような水源地でございますので、下流の皆さんが水源地のことを考えていただくいい機会になるのではないかとということも一つの面ではあるというふうに感じております。

特に、水量が2t減るといっても大変大きな問題ですけれども、その中で、私が少し気になるのは、濁水の関係。これが大きく影響するのではないかなというふうに危惧をしている一人でございます。やはり流量と濁水、それと当然ながら環境問題、これについては、地域である町ではなくて、流域全体で対応していく、そのようなことが必要というふうに考えておりますし、そのような方向で進んでいるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 我々議員も視察にも行ってきたんですけれども、先ほど町長が言われた濁水の問題、向こうはかなり崩土も多くて、いろんな意味で河川の濁水、またいろんな意味で自然環境、特に本当に自然環境のことを中心にこれから先、JR東海さん、国へ本当に対応していただければ、この町にとっても、少なくとも少しは、いろんな意味で恩恵も来るのではないかと、こんなふうに私も強く思っています。

先ほど町長、関連した2番目の質問ですけれども、先ほど連携をとりながら様々な事業をこれから先展開していく、そうおっしゃってました。南アルプスのエコパーク認定に伴って、日本はもとより世界からのお客様を受け入れるためにも、先ほど町長、連携という言葉を使っていたきましたので、島田市さん、牧之原市さん、関連する皆さんと連携してリニア新幹線事業が南アルプスエコパークと並行して、町にとってよりよい方向に導いてほしい、有効利用をお願いして、なかなかまだこの問題、進展中ですので、さらに質問がなかなか私も難しいものですから、この辺で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで藺田靖邦君の質問を終わります。

3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口です。通告に従って3つの質問をさせていただきます。

最初に、産業振興の中に低迷する茶の今後の具体的取り組みということについて、2番目が町民の暮らし・生活を守るため、3番が基幹道路整備についてです。質問の要旨はそこにあります。

じゃ、とりあえず1番からやらさせていただきます。お願いいたします。

私は常々、数字、金額の重さをお話しさせていただいています。今回、一般質問に当たり、前年対比とか、特に茶業界の異常気象が2年連続発生いたし、改めて数字の怖さを実感いたしました。比較対象に当たり、仮に去年を100とすると、今年何%かということで、生産者が困窮していても実態がなかなか浮かび上がってこないわけです。昨年の106%としますと、町、JA、一般町民はこの時代6%増なら、ほかの産業に比べたら、昨年より少しよいじゃないかと言いますと、いつの間にか4月7日の低温凍霜害、立て続けの4月29日のひょうの被害、また二茶の採算割れ、すっかり忘れかけようとしています。

近年右肩下がり、この先、茶業界は光が見えてこない。川根本町は茶業センターを中心に行っておりますが、シェアも川根本町の50%弱を占めるそうです。今後とも茶業センターも当然必要です。その中に、茶業センターからの5年間の統計から拾いますと、平成23年茶業センター、営農センターですね、あっせんになりましたので、取り扱い量を100としますと、昨年は平成25年は68.6%、平成26年69.1%、これは試算ですのでなかなかぴったり数字が合いませんでしたが、大体パーセントは合っていると思います。

今年は特に北部地区、旧本川根ですね。災害によってやむを得ず手摘みのウエートが大きくなります。そうしますと、単価は単純に販売金額を割る数量でありますから、単価が昨年に比べて上がります。近年、重油、ガス、電気料金と茶の製造に係る変動費は増え続けています。

一番茶、本町は南北に長いため、製造、お茶の開始日、早いところは4月25日から始まり、最も遅いところは、今年は5月18日になりました。終了日も一番早いところで5月11日、遅いところは5月29日、さらに驚くことは、各工場の稼働日数に差があります。私も大変びっくりしたんですが、一番短いところはわずか8日間、最長でも一番茶、22日間、規模により工場によっても違いますが、固定費の償却費が1kg当たり大変な違いがあります。

もう少しお話しさせていただきますと、10a当たりの生葉収量が300kgから500kg、近年は日々相場の下落が激しいため、下に行くほどミル芽摘みで収量がありません。平均約350kgとしますと、聞くところによると総収入は19万から21万、手取りは10万前後、単純に1ha100万、また我が町の統計センサスから見ても3町歩以上が4名、複合も含めているそうです。これが本当に現実の農家の手取りというか利益なんです。当然価値をつけて、通信販売している方は別ですが、そんな折、今年の二番茶は特に北部地区では8工場のうち1工場しか稼働せず、稼働も二、三日と聞いております。

近い将来、恐れられている計画生産、摘採面積、俗に言う生産調整がささやかれている中、今後の短期、長期を含めた具体的な町の考えをお伺いいたします。

続きまして、2番目の質問ですが、新聞紙上からも、我が町将来の展望に危機感を感じる記事が目立っております。私の地区でも子供の声も聞こえない、赤ちゃんの泣き声も。町民の暮らし、生活を守るために待ったなしの人口減少、特に働く人。少子高齢化に伴い、町民

の日常生活の維持、将来重くのしかかろうとする負担の軽減、具体的な方法を教えていただきたいと思います。

続きまして、最後になりますが、3番目として、基幹道路の整備、県道77川根寸又峡線は、田野口・徳山間の整備計画の見通し、地元地区要望を含めて町長にお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問にお答えをさせていただきます。

野口議員におかれましては、町の農業経営振興会の中心的メンバーとして活躍され、お茶や柚子の栽培においてリーダー的な役割を果たしていただき、大変心強く感じているところでもあります。まずもって、町長として感謝を申し上げたいというふうに思っております。また、農業者としての活躍にも非常に今後期待をいたしているところでございます。

さて、野口議員からは、御自身が調査・分析をしたデータなどに、日ごろの町民の意見を踏まえて、非常に具体性のある現状及び将来への心配の御質問をいただきました。また、その背景には、我が町の将来、川根茶業の将来への不安もあるけれども、期待もあるというような印象を受けました。

近年、荒茶買い取り価格が下降傾向にあり、消費動向も低下の傾向にあると言われており、茶農家、茶商、農協、あるいは町としても、その現実にはしっかりと対峙しなければなりません。当町においても、生産管理をしている茶園面積や茶の生産量自体も減少傾向にあり、特に二番茶につきましては、北部地区の共同製茶工場の稼働が、先ほど議員からも言われました、稼働が1工場となっているという現実がございます。

そのような中でも、町としては、川根茶は当町の基幹をなす産業であるというふうに考えておりますし、茶農家をはじめ町民全てがそうであると思っっているというふうに思っております。これは、銘茶川根茶産地として、我々の信条、生きざまそのものであると言っても差し支えないというふうに思っております。

茶農家の現実問題といたしまして、一番茶の荒茶単価1キロ当たり3,000円をベースに、共同管理を含めた生葉出荷農家、荒茶出荷農家、共同製茶工場の経営をどうしていくかを考えなければならない。加えて、二番茶の生産についても考えていかなければならない。また、内部的には茶生産者の高齢化と個人、または共同の荒茶加工施設の担い手不足の状況も事実として捉えて、各農家や共同組織、そして生産法人の経営を成り立たせる農業経営を確立させていく必要があると考えております。

以前は、土木建設や建築業関連をはじめとする雇用収入との兼業で家計を維持してきましたが、その方法を町民が確実に選択できる状況にないことも事実でございます。しかし、すぐれた技能を有している町民もおられることすし、また茶業以外の自営業との兼業により生計を組み立てている町民が多数おります。また、茶以外の農作物との複合経営による農業

所得向上及び安定化に取り組んでおられる農業経営者も増えてきております。そして、農業生産法人による共同化組織、機械の共同所有なども進んできております。

短期的な考え方としては、継続的な経営体制を構築しようとしている個人農家への農地の集積及び茶園管理の共同組織編成を推進していくことになるというふうに考えております。これは、今、短期という表現を用いましたけれども、随時対処の事務事業となっていくと考えております。農協の農地あっせん事務と協調して適正な農地管理を進めていくことしたいと思います。

長期的には、やはり農業の担い手の育成にかかっているというふうに考えております。農業は、それを担う人材と農地という2つの要素を地域がどうつくっていくかにかかっているというふうに考えております。茶産地としての消費者や茶流通事業者における川根茶の認識レベルや居どころをさらに押し上げていく施策、これはつまり農家が安心して茶生産を行える環境をつくるということでありますけれども、具体的には、全国茶品評会における産地賞の獲得を毎年目指していくこと、茶縁喫茶や対面販売、あるいはイベントなど、消費者と直接結びついた消費者が親しみ安心できる茶の購入を促進していくなどの取り組みを愚直に続けていく地域、それがまさに川根本町の真髄であるというふうに思っております。

我々も先人の汗と努力の結晶を引き継いでいく所存であります。その旗振り役として川根本町茶業振興協議会がごぞいます。その会長が事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、これを根幹に、お茶との複合経営作物の産地銘柄化を進め、農業経営の安定化を図っていきたい。具体的に申し上げます、自然薯、柚子、ネギ、ブルーベリー等、川根本町の環境に適した野菜あたりが候補になるわけではありますが、その他の農作物の選択と生産体制の構築を目指していくことしております。

先ほどからお話に出ております、6月に南アルプスがユネスコエコパークに登録されました。我が町は、町内全域がその範囲となっております。ユネスコエコパークは、当町だけの取り組みではなく、3県にまたがる取り組みであるがゆえに、関係市町村同士の生産物の流通も期待されると考えております。静岡市以外の市町村における茶の生産はほとんどないことから、南アルプスエコパークの定番飲料として、消費拡大を推進していきたいというふうに思っております。これには、同じ茶産地としての静岡市との協調姿勢が必要となりますが、静岡市のユネスコエコパーク登録エリアが中山間地域であることから、茶をツールにした深い連携ができるものと見込んでおります。この件に関しては、これまで先人が築き上げてくれた川根茶という産地銘柄を最大限に利用していくことができるというふうに感じております。

過日、大井川農協と懇談をいたしました。その際に、代表理事組合長と大井川の環境を守ること、そのための林業と木材活用、当町の根幹をなす茶業の振興について、農協側の心強い意志を感じた意見交換をいたしました。具体的な方策はこれから詰めてまいります、ま

ず大井川農協が昨年度から取り組んでいるロシアへの茶輸出事業に川根本町茶業振興協議会として後押しをするということから始めたいというふうに考えております。農協との連携を強くし、当町の茶の6割が集まる川根茶業センターの事業を押し上げ、農家が安心して茶の生産ができる体制、茶商が安心して茶を仕入れることができる状況を早く築きたいと考えております。

一方で、茶生産者にも、茶の取引先が安心して、また期待を込めて荒茶を購入するような、良質な川根茶の生産を継続していただく努力を求めていかざるを得ません。

野口議員の質問を振り返れば、茶業の厳しさを分析されておりますけれども、いま一つの町民の努力を、そしてここにおられる議員各位のサポートをいただきながら、先人が汗水たらして築き上げてくれた銘茶川根茶の名に恥じない足腰の強い農業をつくり上げていく、そんな気持ちを強く感じているところであります。

次に、町民の暮らし・生活を守るため、人口減少、少子高齢化に伴い、町民の生活を維持し、将来の負担を軽減する具体的な方法という御質問がございました。お答えをさせていただきます。

平成26年3月末における住民基本台帳における町の人口は7,797人であります。年齢区分ごとの割合は、14歳以下の人口566人で構成比7.2%、15歳から65歳未満の生産年齢人口は3,802人、構成比48.8%、65歳以上3,429人、高齢化率44%となっております。町の住民基本台帳人口の推移では、平成21年3月末現在で8,696人が平成26年3月末に7,797人となり、5年間で899人の減となっております。また、国勢調査の結果から、生産年齢人口数が人口総数に占める割合は、平成12年5,250人、53.7%、平成17年4,565人、50.8%、平成22年3,969人、49.2%となっており、10年間で1,281人の減、率にして24%の減となっております。

全国的に人口減少が予測される中で、昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表をいたしました日本の地域別将来推計人口によると、平成37年、2025年には、全ての都道府県で総人口が減少するようになると推計をされました。その推計では、全国の15歳以上64歳以下の人口は今後一貫して減少すると示しております。

昨年の人口移動報告によりますと、静岡県は転出者が転入者を上回る転出超過が6,892人で、全国ワースト2位となり、県内においても人口流出が拡大している状況が浮き彫りとなっております。町の昨年1年間の転入人口は172人、転出人口は242人であり、70人の転出超過となっております。

人口流出傾向は、県内からの流出者はその75%が東京圏であり、名古屋圏が20.6%、大阪圏が1.3%となり、東京圏の突出が際立っております。人口流出の要因は、複合的なものと考えられますが、雇用の場の確保や仕事と子育てを両立する環境整備の必要性がより求められているものと認識をしております。

川根本町の総合計画の策定に当たり、平成18年に行った住民アンケート結果において、誰を中心にまちづくりを進めるべきかでは、「若者を中心とする」が55.1%と半数以上を占め、

あとは「壮年・熟年者を中心とする」13.5%、「高齢者を中心とする」11.9%、「子供を中心とする」8.3%となっております。また、住民の定住のために必要なこととしては、「若者の雇用の拡大」46.2%が飛び抜けて高く、あとは「若者の交流・結婚に向けた支援」28.9%、「近郊都市への通勤路・鉄道等の整備」24.7%、「U I J ターン者への支援情報提供」21.8%となっております。

具体的な町の取り組みにつきましては、川根本町後期総合計画基本構想の中にある「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクトに基づいて、実施、または計画している事業概要の説明をさせていただきます。

このプロジェクトでは、多くの若者が定住し、子供や高齢者が生き生きと安心して暮らせる、にぎわいのあるふるさとづくりを進めています。若者の雇用対策に向けた取り組みと住宅整備、男女の交流機会の拡大に向けた重点的な取り組みを進め、過疎地域の共通の大きな課題である医療サービスの向上と、子供や高齢者のための公共交通機関の充実などを図る、全ての町民が住みやすいまちづくりを目指すこととしております。

具体的な事業といたしましては、男女の交流機会を増やすため、定住人口の増加や次世代育成へつなげ、地域活性化を図ることを目的に、独身の男女に交際のきっかけとなるような体験活動等の出会いの場を提供する事業として、縁結び事業を実施しております。平成24、25年度には、N P O等に委託をし実施してまいりました。平成25年度の実績では、4回シリーズ7日間の田舎コンパを開催し、26年度については、地域の団体が自由な発想により出会いの場を創出していただくよう、その事業経費に対し支援をしていく補助制度を立ち上げました。

次に、関連事業といたしまして、結婚祝い金として、婚姻成立一組に対し5万円を支給しております。出産祝い金としましては、第1子の場合2万円、第2子は3万円、第3子以降については、その都度5万円を支給するという制度を定めております。平成25年度の実績につきましては、結婚祝い金は16件の交付、出産祝い金は、第1子が10件、第2子は11件、第3子以降は7件の計28件の交付を行いました。

次に、情報提供の場として、現在、第3期田舎暮らし講座を実施をしております。この事業は、田舎暮らしに関心のある都市部在住者を募集し、年5回程度の農業講座を開催する事業であります。その中で、空き家バンクに登録された物件の見学ツアーを盛り込み、情報提供を行っております。

その他の関連事業といたしまして、町営住宅建て替え事業、定住対策事業の推進、緑のふるさと協力隊事業、町営バス路線などの公共交通の充実等の事業を実施をしております。

このように、町では後期総合計画に基づき、人口減少の問題に対し様々な対策を計画し、実施に向け検討し、実行に移しております。今後はさらに取り組みが必要になります。事業の充実と新たな展開を開いていくことが求められておりますので、検討を重ね実施していく体制を整えていきたいと思っておりますので、今後も議員の皆様方の御支援、御協力をいただけた

すようお願いを申し上げます。

次に、少子化に伴い、町民の生活を維持し、将来の負担を軽減する具体的な方法はこの御質問にお答えをさせていただきます。

少子高齢化に対し、本町では、次世代の子供を育成するため、町の第1次川根本町総合計画や川根本町次世代育成支援後期行動計画に基づき、様々な施策が展開をされております。

現在町で行っている支援といたしましては、出生祝い金、各種の予防接種費用助成や乳幼児健診、中学生までの医療費の無料化などの経済的支援や保護者の仕事上の理由により学校の放課後に児童をお預かりする放課後児童クラブ、地域の方々と子供たちの触れ合いを通じてたくましい子供を育てることを目的とした放課後子ども教室等が実施をされております。

子ども・子育て支援として重要な事業に保育園等の保育事業があります。これらの施設におきましても、通常の保育に加え、一時預かり保育等において広く子育て世代の支援をさせていただいております。また、国は子ども・子育て支援新制度を平成27年度からスタートする予定になっており、当町においても昨年度、子ども・子育てに関するアンケート調査を行っております。国の子ども・子育て支援新制度の動向を注視しながら、本年度策定する子ども・子育て支援計画にてお示ししたいというふうに考えております。

次に、生活健康課・子育て支援の観点からお答えをさせていただきます。

平成20年から25年までの直近6年間で見ますと、平均年間出生数は35人で、最大は平成23年の40人、最小は昨年、平成25年の28人でした。このように35人前後と、年間出生数は大変少ない現状ではありますが、保護者もお子さんも一人一人の顔がよく見え、声もよく聞こえるという非常に大きなメリットもございます。このことで、個々の家庭の実情に合わせた育児相談や成長の発達、育児不安のある母親を見守るための保健師、看護師、栄養士による訪問指導事業、また接種すべきワクチン種類が多くなった予防接種事業においても、個々の事情に合わせて接種スケジュール調整の相談に乗ったりと、非常にきめの細かい支援になるよう対応をしているところでございます。

26日議会初日に事業費用を補正予算で御承認をいただきました平成26年度地域少子化対策強化事業、川根本町未来こども育成支援事業も、地域における少子化対策の強化を図るため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に取り組んでいくための事業であります。

次に、川根本町では、少子化対策の推進と福祉の増進に寄与することを目的に、医療保険が適用されないために高額な治療費になる不妊治療を受ける御夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しております。平成23年度からは特定不妊治療に係る費用助成、そして今年度からは、さらに人工授精にも適用できる一般不妊治療費助成事業を追加して実施しております。どちらの治療に係る助成も所得制限の撤廃や助成率の拡大等で県の内容をさらに拡充して不妊治療を受けておられる、またはこれから受けたらという方々の経済的負担の軽減に努めております。

さらに町では、ゼロ歳児から中学3年生までのお子さんを対象に、入院・通院の保険診療

分の医療費自己負担額が無料になると、こども医療費助成事業を実施しております。静岡県の助成では、初診1回当たりの自己負担額は500円で、さらに所得制限も設けておりますが、当町では独自に県の助成内容を拡大して、所得制限の撤廃と自己負担額なしでの対応をしております。

このことで、ゼロ歳児から中学3年生までのお子さんを持つ全保護者に対し、入院・通院の保険診療分医療費では全く自己負担が生じておりません。また、従来、助成対象外であった入院時の食事療養費自己負担額についても、今年度から全額助成を行って、保護者の経済的負担軽減を図っているところであります。

このように、こども医療費の負担軽減を図ることは、必要なときに早期に必要な医療を受けやすくなることにもつながり、お子さんの健康がより守られ、保護者にとっても安心した子育てができるものと考えております。今後も、保護者、家族、子供たちの一人一人の顔が浮かび、声が聞こえるような子育て支援の継続に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、最後ですが、主要地方道川根寸又峡線、田野口・徳山間の整備計画についての見通しについてのお答えでございます。

町内の国道、県道につきましては、限られた予算の中で効果的な交通の安全・安心が図られるよう、県土木事務所で順次整備を行っていただいております。

私たちの町は、地形が急峻であることから、狭隘で曲線も多く、すれ違い困難な箇所や見通しが悪い箇所がまだまだ多く存在しております。このような道路事情の中で、町として最優先で整備をお願いしている箇所は青部バイパスの早期完成になります。

とはいえ、昨年水川地内の国道の法面崩壊による通行止めが発生したように、主要地方道川根寸又峡線は、生活道路としてはもちろんのこと、国道に災害等が発生した際には迂回路の機能もあわせて持っております。しかし、現状では大型車両の通行はできません。

県土木事務所では、現在、田野口・徳山間の拡幅改良等道路整備の具体的な計画はありませんが、より安心・安全な交通が可能となるよう、待避所の設置や安全対策施設の整備等を地元の皆さんと一緒に繰り返し要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私の質問は、大変幅広くて内容が悪かったものですから、それぞれ総務課はじめ皆さん、いろいろな面で資料を大変集めていただき、また数字を拾っていただきまして、ありがとうございました。

その中で、1番の産業振興の中というところから質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

昨年の後半、今年の初めにかけて、共同工場及び個人の聞き取り結果を担当課に尋ねました。そうしたら幾つかの問題があり、将来に向かってそれぞれ茶工場、なかなか答えが見出

されなかったということをお聞きしました。内容のほとんどが現状の維持、やはり私もこの質問の中に思うんですが、行政が、いろいろな準備しても、農家のやる気というんですか、農家がもう一步前に進むということの、先ほども町長が言ったように高齢化もあるでしょうし、また後継者もないという中で、お互いに役場とか指導機関がやってくれば、あるいはそれは農家だよということの繰り返しもありまして、本当に、先ほど言ったように、これから進めていく中で、農家も一步前進ということ私たちも考えて、とにかく大きな問題は山積みしてありますけれども、今の県とか国なんかはいろいろな事業がありまして、ちょっと工夫すれば本当に方向づけができる、本当に20年前から比べれば、農業、特に茶業なんかは、非常に防霜一つとってもいろいろな方法で改善することができます。

これから、質問の中にですね、町長もおっしゃいましたが、やっぱり早急に若いリーダーの育成、そうすれば行政指導もアドバイスも十分できますので。今後我が町の茶業の位置づけ、厳しいときの官民一体ということは一通り言うんですが、マニュアルづくりから進めていただきたいと思います。その点、町長はどのように思うか。先ほどの大変、答弁で十分わかっておりますが、もう一度お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、やはり後継者づくりが必要ということは、一番の前提かと思えます。その中で、後継者づくりの中で、どうしても安定的な経営ができなければ、なかなか後継者は育たないという現状があるわけです。その点をどんな形で対応したらいいか。やはり少し多くの皆さんと対応しないと、これをやれば全てが解決するという問題ではないということも十分承知しておりますし、その中で一つ大事なことは、やはり農家の皆さんだけをお願いして後継者づくりに対応しようというよりは、異業種の皆さんも参画していただいたほうが、より具体的な発展につながるではないかということをつい最近感じております。

と申しますのは、やはり新しい起業家の皆さんも相当おられるということもうわさでは聞いております。それを実現するためには、町も一体となって対応する必要があるではないかということで、それが若い人が農業をやってみたいというような意識に変わるのではないかなという感じがいたしております。

これは早急にやらないと間に合わないということもあるものですから、そのような取り組みを積極的にしていく必要があるというふうに思っております。

農家の皆さんだけで頑張れという話ではないのかなという感じが実はいたしております。行政も一体となって対応する。また農協も、今度は役員の皆さんも代わったということもございまして、大変こちらに理解のある方が役員になっているということもあるものですから、そういう皆さんとも相談しながら積極的な対応をしないと間に合わないだろうという危機感を持っておりますので、一緒にまた検討方をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

引き続き似たような質問で申し訳ありませんが、お願いいたします。

短期的に見た場合、将来の短期、長期からの質問をさせていただきますが、とりあえず短期的なところで、やはり先ほども数字とかいろいろな資料の中で、今年本当にいろいろな被害があっても限定的、その地区の人たちにはこのことというのは大変申し訳ないんですが、本当に、例えば税金の軽減ということも難しいということも聞いておりますし、とにかく被害状況の確認がなかなかできないというのは、本当に問題があると思いますし、またお茶なんていうのは、霜が降ってもまた出るとは言うんですが、農家の体力的にも、非常にもう長年続いておるもんですから、限界がありますので、その中で、JAと行政が、去年は肥料、農薬なんかの補填をしていただいたんですが、JAは今回、聞くところによるとちょっと補填が難しいというお話を聞いております。また、その点を、資料がないんでお願いばかりできないでしょうから、何かお願いができればということをお願いします。

それともう一つ、今から皆さんの議員の中でも質問があると思いますが、9月の補正で大事な税金をいただくわけですが、やはり昨年並みの肥料、農薬の補填をしていただければと思います。

それと、本当に町長も前向きに考えていただく中で再質問というか、質問が重複するようですが、やはり今、町長が言った商工業者も含めた全体的な地域のお茶産業というのをもう一度考えていただきたいということを質問するつもりでしたが、先にお答えいただいたもんですから関連で結構ですので、お願いいたします。

それとすみません、続きます。もう一つ、長期的にということ。

○議長（中田隆幸君） 一問一答ですので、さっきのやつを。

○3番（野口直次君） 一問ですもんね、これがわからなくて、すみません。失礼します。じゃ、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） さきの生産のほうですね、野口さん。税金の補填のことでいいですか。

○3番（野口直次君） それはできないということですが、一応質問させていただきます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 昨年と同じような被害があったというような認識でおったという方がほとんどの方だと思いますけれども、数字的に見ますと、去年の生産量をほとんどの茶工場が確保した、生産者が確保したというような調査結果はあります。そのような中で、今提案されたのは、昨年並みの対応をしたらどうかということは、肥料、農薬等の関係だと思えますけれども、その中で、私、きょう残念なのは、静岡新聞に静岡市がこのようなことで対応するというので、JA共済の関係ですね、それをやるということが出ておりましたけれども。私どもは、やはり先ほど後継者の問題で申し上げましたけれども、所得が安定しないとどうしても後継者は育たないということを考えております。

その中で、これは8割と減額にされますけれども、基準は。しかしながら、このように補

償的な部分、いわゆる所得の補償の部分で、町が対応したほうが、いつきの肥料代ぐらいで、やはりそれで安定した農業が経営できるかということを考えますと、ちょっとそれは不安ではないかというふうに思います。確かにもらったときは、あ、得したという感じがするの、もらわないよりはよかったというような感覚で終わってしまうと何もならないということが考えられます。

その中で、私はこのような共済制度、これはこれまでこの地域は、大変異常気象もありますけれども、天候不順に悩まされて、毎年毎年被害が出ているという状況を見たときには、安定した経営、所得を確保するには、共済制度を活用する必要があるではないかと。そのような中で、やはり補填は町でも対応する、それが一つの方策ではないかということで、今、担当とも協議して、調べてもらっておりますけれども、そのような方法も具体的にやる必要がある時期に来ているのかなというふうに思っております。

これはどういうことかといいますと、やはり100%保険金を町が持つではなくて、一部を生産者の皆さんにも持っていただくということは、将来につながる農業経営につながっていくなという感じがするものですから、その辺で少し検討を重ねて具体化したいという思いを今現在持っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

それこそ私も静岡市の、やっぱり本当にこの、一番共済の前向きに考えていただく中で一番うれしいのは、国なんかは今までは法人とか農業法人のほんの一部だったんですが、静岡新聞のあれを見ると、静岡市でもこの条件でいくと9割の地域がカバーできるということで、本当に私のような自園自製、あるいは任意の共同でも入れるということで。また、本当に、私は金額の補填、大変ありがたいんですが、自分たちがその中に入れるということも大変うれしく思っております。また、静岡市のように国が55%、市が45%の半額を助成するというのをうたっておりますが、その金額に伴うと、とにかく農家にこの共済のよさを説明しながら、少しでも補填していただくということでお願いします。

先ほど失礼いたしました、長期的に今度は考えたときということで、ちょっと質問を再度させていただきます。

やっぱりすぐに長期的といってもなかなか難しいことですが、町長もよく考えてくれておりますが、複合経営を含めての中で、個人シフト、一部の篤農家ということに対して、一歩進んで助成というんですか、それもしっていく段階に来ているということを町長もおっしゃっておりますが、その点ですね、私はいろいろな方法があるし、また時間も必要だと思うんですが、所得補償、一部ですね。じゃ、どのような篤農家という、篤農家の縛りもあるでしょうけれども、本当に苦しい中に、地域の保全にもこれから、その若きリーダーたちはやっていただけたらと思います。ひいてはやはり町全体のいろいろな面で、農業に限らずリーダー

をしていきますので、その辺をまたどういう形の、なかなかお答えもできないと思いますし、私もちょっと考えただけでわからなかったですけれども。やはり一部の農家が残れば茶商も残る、ひいては川根茶、川根本町もという形で、結論はいいですが、とにかく長い目で見て、また施策がということを御検討願いたいと思います。ちょっと言い方がわかりませんが、そこら辺は適当にお答えをよろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 基本的な考え方は今までも申し上げたとおり変わっておりません。その中で、やはり篤農家という人に一生懸命やっていただきたいということも当然ありますけれども、その線引きも非常に難しいということも承知しておりますけれども、やはり先ほど申し上げました共済の関係でいきますと、やる気のある方は共済に入らないだろうということもありますし、そういう皆さんには応援するのは行政がやるべき、それが一つの一生懸命やる農家に対しての応援というふうに思っておりますし、本来は多くの農家の皆さんに入っていたきたいけれども、いろんな事情で入れない、入らないという方もおるものですから、そういう方と少し線引きができてしまうのかなという感じはいたしますけれども。やはりそのような形で、一生懸命やる方、農業を続けられる方には応援していくという一つの方策かなというふうに考えているところでございます。

当然ながら、先ほど来申し上げたとおり、やはり将来的には販路の拡大というのも当然ながら考えておかないと、そちらがないとなかなか後継者もできないということもあるものですから、その辺も含めて異業種の皆さんとも相談をしながら対応する時期に来ているというふうに思っておりますので、早急に対策を打ちたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。質問は要点を決めてお願いします。

○3番（野口直次君） すみません。

4番目の関連ですけれども、全国品評会で非常に町に一生懸命やっていただき、県下でもこうやって一生懸命やっている川根本町は、ほかの町にも少ないと思いますけれども、市町の中で。とにかく実際、平成13年、14年から農林業センターで一括製造していただいてから、非常に町が中心としてJAも手助けをしていただいているんですが、それを境に大臣賞、産地賞をいただき、入賞率も大変大幅にアップしております。先ほど町長の答弁にもありましたが、来年も継続をお願いしたいと思います。また継続ができるかどうかの質問です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、その辺が私と少し感覚が違うかもしれませんが、果たして全てを農林業センターで生産することがいいのかどうかというのは、私個人的には疑問を持っています。しかしながら、今までの流れで、そのような方向でやったら結果がよかったという実績は承知しておりますけれども。やはり個別の農家の皆さんが自分のある程度の信念のもとで生産をする、また自分がかかわり合って対応するというのも、ある面必要ではないかなというふうに思っておりますし、全てをあそこの農林業センターで対応することが

本当にいいのかというのは、個人的で申し訳ありませんが、疑問も持っております。やはりよりよい形で対応することも当然必要だなというふうに感じております。

ですから、今、質問が、ちょっと趣旨がわかんないんですが、あそこでやったから結果がよかったということなら、それで伸ばせばいい話で、しかし、私みたいに少し目的が違うのではないのかなという感じも実はする。個別の農家の皆さんが競争して、だんだん意識を高めるという方法もあるのではないかな、それが競争の原則で、もっともっといいお茶ができるじゃないかなという感じがしたもんですから、個人的な意見で申し訳ないんですが。やはりそれは結果がよければ全てよいというような形でいけば今のままでいいと思いますけれども、そういう競争の原則も取り入れたほうがいいではないかという、少し感じたもんですから。変な答弁で申し訳ないんですが、そのようなこともつけ加えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 関連の5番です。

今のお話の中でも思うわけですが、本当に、確かに、じゃ手とり足とりが長年続いたらどうなるかということになると、やっぱり技術的な後継の問題もありますので。現に、こういうことを言ってどうかあれですが、自分の家で35キロで勉強しながらもんでいるというのも、今年の品評会を見学させていただいた中でありましたし、本当にそういう努力もあります。ただ、本当に長い目で見たときの、今は技術がありますが、将来に向かってということになると、やはり町長の考えもよくわかります。

5番目ですが、今年のお茶どきに28工場の、茶工場の激励というんですか、巡視という言葉はいかんだよね。あれをさせていただいたんですが、そのときに本当に産業課の課長が初めてということで、また町長にそれをやっていただいたということで、本当に私たち議員も、第2常任委員が主なんですけれども、今後とも、そのお茶どきの忙しいときに回るといって、何となくその地域のあれがわかりますので、これからも続けていただくと同時に、商工とか企画とか、別に課長のあれを指名するわけじゃないですが、一度はこういう雰囲気をもみなで見るといって、行政に限らず議員もね。ぜひ今後とも、今年の町長のやっていただいたようにもう一歩進んで、これをよりよいものにしていただきたいと思います。その考えを一つ。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今回、私はじめてほとんどの茶工場を回らせていただいたということで、現場の話を聞きながら、行政が何をすべきかということ聞き取るには非常にいい機会であったというふうに思っております。

今の御質問は、ほかの担当課でない課長等々も、当然現場を知るべきだという話だと思いますけれども、私は常々申し上げているとおり、それぞれの職員が地域に帰ったら一町民として積極的にいろんな行事等々に参加するよということ常々申し上げております。その中の一環として、自分のところの茶工場は当然ながら回っていると思って多少は手伝って

いるかもしれませんがけれども、そのようなことで、地域と一体となって対応するようにということは申し上げております。

今のは、そのほかのところも回ったほうがいいということの御意見だと思いますので、検討して対応ができるように進めていきたいというふうに思っています。全てというわけにはいかないかもしれませんが、そのような意識を持って対応するようにということは、職員にも申し伝えたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 2番目の町民の暮らし・生活を守るということで質問をいたしましたら、大勢の、先ほど言ったように、課の人たちがいろいろな面で調べていただきまして、ありがとうございます。

その中で、私たちの町は暮らしにくいじゃなくて、暮らしやすいいろいろな条件がいっぱいありますので、それをPRというわけじゃいけないでしょうけれども、本当に県下の中でも、いろいろなことは言いながらも、やはり本当に子供のため、あるいはお年寄りのため、また女性の地位向上とか、いろいろな面でそれぞれ各課がいろいろなアイデアでまたやっておりますので、続けていただく中に、私は一つ、若者というか働く人の減少は全国的ではあると思うんですが、本当に町長も皆さんもいた中で、これから少しでも働く人の減少を食い止めるには、そういう中にも、今話題になっている情報通信の整備の中のあれをやっても出てくると思いますので、私は、生活を守るため、暮らしを守るということは人口増にもつながると思いますので、よろしくをお願いします。

その中で私は、一番思うのは、ここに教育長もおられますけれども、町内在住の中学生、高校生ですね。この若い人たちが今の町をどう見ているか、あるいは10年後はどんな夢があるかということですね、いろいろな今のお話を聞きますと、授業の中でやっていると思いますが、それをまたいろいろな資料を、また町民にですね、こういうような考えもあるよということをひとつアイデアをいただくということを周知徹底をお願いしたいんですが、その辺どう思いますか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の野口議員の質問についてお答えしますと、実は宮崎県あたりですね、これやっているのは地域学ということで、小学校から中学校までの9年間、ずっと通して、地域のことを知るだけでなく、地域を理解し、そして地域に対してどのような提案ができるかということを小学校段階から勉強していくと。それを9年間の最終の段階でそれぞれ発表し合うというような、こういうことをやっています。というのは、そういうことをやることによって、地域を単純に理解するだけじゃなくて、地域というものについての大切さを知って、その地域にとどまるという、こういうことを既にやっているところもあります。

今後本町においてそれを取り入れるかどうかはまだ検討中でございますけれども、そういうことをやっている町もありますということだけお伝えしておきます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 働く場所の関係、今言われましたけれども、これについては、当初から申し上げているとおり、ハローワークと今協議して、何とかそのような体制をつくるということで、企画のほうで今検討をし、具体的に進めているということだけを申し添えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） やはり今、教育長に丁寧にお話しいただいたんですが、今、学校教育のほうもキャリア教育とかいろいろなことでチャレンジをやっていただいておりますので、その辺の中に一つでも組み込んでいただいて、とにかく、私も質問の中で思うんですが、子供は国の宝と言うけれども、地区の宝でもございます。またその9年たってまた社会へ、高校、社会へ出ていく中で、ふるさとを思うような教育ということを私たちも先生方に教わって、非常に今でもありがたく思いますので、今後ともそういう小さな町の小回りのきく教育、あるいは小回りのきく行政ということをこれからもお願いして、この2番の質問を終わらせていただきます。

議長、いいですか。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） じゃ、基幹道路の整備についての質問をよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） やってください。

○3番（野口直次君） いつもすみません。

町長に先ほど道路のお話をしていただきまして、本当に少ない予算でやりくりしていただきながら、住民の災害に対する安全とか用地とかいろいろ努力していただきまして、質問の中の内容は既に、先ほど町長におっしゃっていただいたので。

本当に、このごろ住民に聞きますと、いろいろともう早くやっていただけるようになったよということはおっしゃっていただいておりますので、余り無理は言えないですけども、今後とも身の回りのいろいろなことから始めていただきたいと思います。これを本当は質問するつもりでしたが、質問内容は既に先ほどお答えをいただきましたので、大変長くなりましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで3番、野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。50分まで、15分間の休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） こんにちは。10番、鈴木です。これから一般質問を行います。

まず最初に、1点目は、先ほど野口議員からもありました待ったなしの課題である当町の人口減少対策について伺います。

これまでも私は、暮らしやすいまちづくりを目指して、子育て支援や若者定住、負担軽減など、目に見える支援策の拡充を求めてきました。先ほどの答弁にもありましたが、中学卒業までの入院、通院、医療費、子供の医療費自己負担の完全無料化や入院時の食事、療養費、自己負担分も全額助成するなど、子育て支援が拡充されてきています。出生数は年間30人前後と大変に少ない状況になっています。個々の実情、地域特性に合わせた母子保健事業の展開も図られており、今後も一人一人の顔の見えるきめ細かな子育て支援に努めてまいりたいというのが3月議会での鈴木町長の答弁でした。

3月議会では、突然の大鉄減便に対応するスクールバス運行の実施、補正予算が通り、また6月議会でも町外の高校へ通う生徒も乗れるようにする運行委託料の増額も可決しました。また、3月議会では、徳山への若者定住住宅建設を求めたところ、計画はないと、検討の姿勢も示されませんでした。12月議会での学校給食無料の要望にも、消費税増税分の上乗せ値上げはしない。また、奨学金の拡充では、1万円から2万円に増額するなどの施策が前進しましたが、でも待ったなしの課題に対する町の対応は甘過ぎるのではないかと危惧する声が絶えません。

これまでも繰り返し要望してきた、町民に見える励ましとなるような具体的な若者支援、子育て支援の拡充、取り組みを進めて、人口が増えるまちづくりを目指す本気度を町民へ示していただきたいと切望しながら、通告に従い質問を行います。

1、耕作放棄地対策とあわせた積極的な農業青年の呼び込み、6次産業化、定住取り組みについて、どのように考えておられるか。町にはどのような対策を持っておられるかを伺います。

2点目、保育料の軽減と同じように学校給食費や学童保育料においても、2人目半額、3人目から無料というような軽減を行い、子供が多いお宅の子育て費用の負担を軽減される考えはないか伺います。

3点目、また今年度より対象所得を生活保護基準の1.3倍から1.5倍へ引き上げた就学援助費の利用状況と利用拡大、それとあわせて月額1万円を2万円の貸与額とした奨学金制度の活用促進についてどのように考えておられるか伺います。

4点目、さらに3月の予算審査で問題になった三ツ星キャンプ場遊具修繕費290万円への対応はどうなったか伺います。

次に、大きな2点目の安心して老後が送れるまちづくりについて質問します。

一つ、介護保険制度改正の影響予測と対策について伺います。

制度改正で介護保険から外される要支援1・2の対象者の人数と、町が行うことになるサ

ービスへの対応について伺います。

2点目、介護保険事業計画策定の進捗状況を伺います。

ひとり暮らしの高齢者数、老老介護世帯数、特養待機者数、要介護看護者数の推移と対策などの現状について伺います。

3点目、小学校の空き教室を活用して、介護予防の取り組みや囲碁、将棋クラブ、花壇づくり、野菜づくり、料理教室など、子供たちとの触れ合いの場をつくる考えはないか伺います。

また、高齢者生きがいの郷などの施設ごとの利用者数や地区別利用者数、認知症予防や進行を防ぐ取り組みなど、今後の見通しについて伺います。

4点目、大鐵の運賃補助の実施や町営バス料金をもとに戻して、足のない高齢者がもっと気軽に外へ出かけられるようにするとともに、北部、南部の連携がない循環バスに町内循環路線をつくる考えはないか伺います。

町営バスの年間利用者数や運賃収入の推移について報告を求めます。

次に、大きな3点目です。情報基盤整備事業について伺います。

1点目は、初日の採決で3億円を超す増額補正予算が可決し、18億円を超す当町初の大型事業となりましたが、町民への説明や合意の確認はされていません。町長選挙の公約にもなかつたにもかかわらず、就任1カ月後には計画が示され、年末から23カ所での町政懇談会が開かれ、事業の説明が行われたときは町民第一の新しい町長の姿勢に感動しましたが、その後の状況は町民第一とはほど遠く、行政第一としか思えないものです。当初予算は、地区懇談会で説明した15億円の工事費でしたが、国の補助金申請を理由に、期限を切った上からの押しつけ事業に変わり始め、余裕のない進め方で、まちづくり基本条例にも反する6月議会の増額補正が可決されました。

もっときめ細かく説明し、町民の合意を図って進めるべきだと思いますが、今後説明会やアンケート、パブリックコメントなど行う考えはないか伺います。

2点目、もし赤字経営になった場合、行政はどう対応するのでしょうか、お答えください。

3点目、技術の進歩やニーズの変化などにどう対応する考えかお聞きします。

4点目、5年後、10年後、それ以後の運営業者との契約はどのようになっているのか伺います。

5点目、将来において悔いが残る事業とならない保証を町民へ示していただきたいと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは鈴木議員に対しましてお答えをさせていただきます。

私、ここへ来る前に町長室で予算書を見てまいりました。川根本町自主財源32.57%とい

う数字がございました。いわゆる基本的に全国津々浦々、市町村はそのような数字でございますけれども、3割自治の典型的な町だなということを改めて感じた次第です。

どうしてこのようなことを冒頭で申し上げるかとおっしゃいますと、やはりこの町が大変国・県の財政に依存しているということを考えておかなければならないという思いから、このような数字を冒頭で申し上げておきたいというふうに思っております。

その中で、先ほど言われました国・県が補助絡みで期間がないからどうだということをおっしゃいましたけれども、そのような事実もあるということだけを冒頭で申し上げさせていただきますというふうに思います。

それでは、質問にお答えさせていただきます。

鈴木議員におかれましては、常々若者支援、子育て支援など住民福祉に関する御提言をいただいております。また、耕作放棄地の増加につきましても、町民、そして私どもも心を悩ませるところでございます。

耕作放棄地は、予防的な対策が必要であります。現時点においては、予防と同時に対処療法的な事業も必要でありまして、農業施策としてその対応に正面から当たっていきたくと考えているところであります。

若者支援や子育て支援をテーマとした場合には、そこには夢とか希望とかが非常に大切であると考えております。農業青年の誘致、6次産業化、定住の取り組みも同じであります。このことから、今回は、耕作放棄地対策とは切り離して答弁をさせていただきます。

町では、農業に関連した田舎暮らしをテーマとした事業として、企画課所管の田舎暮らし基礎講座を7月12日にスタートさせます。これは、年間5回の農業体験を中心とした講座で、青年に限定をしているものではありませんが、農業をキーワードに定住や移住を促進する事業であります。そして、全国でも珍しい町営の試験研究機関、川根本町農林業センターの機能を最大限に発揮させ、参加者に、さすがは川根、奥大井という期待や安心も感じていただきたいと考えているところであります。

第1次産業を中心とした6次産業化においては、個人や事業所単位のみならず、地域として生産、製造、販売ができる体制を目指していきます。当町には、30年余の実績を残してきている四季の里ががございます。これは、本町にとってすばらしいモデルだと感じております。また、様々な個人や団体が新しい取り組みに挑戦してきておりまして、NPO法人の活動など、当町の特質を踏まえた活動や事業が展開され始めていると思っております。

この6月に南アルプスがエコパークに登録されました。これを機に、ユネスコエコパーク・トランジションゾーンにふさわしい活動を育て、町内の個人や団体、事業所などがお互いに連携し、農産物をはじめ、町内の生産品が流通していくような体制を築いていく所存であります。この点につきましては、農業関係団体、町商工会や町観光協会と方策を検討しております。

次に、2人目、3人目の学校給食費や学童保育料の軽減についてお答えをさせていただきます。

ます。

学校給食費についてですが、学校給食費に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設の設定費、人件費は設置者である市町村が、その他の経費として、食材費は保護者の負担とされております。現行の給食費は、平成21年度からの額で、栄養価や質に配慮しつつ、限られた学校給食費を食材費として充て、学校給食業務に努めている現状です。本年4月からの消費税5%から8%へのアップに対しては、学校給食費への転嫁をすることなく、増額分を町費負担としたところであります。

議員からの御質問の2人目、3人目の学校給食費の軽減については、今後の食材価格や消費税のアップに伴う学校給食の見直し検討の際の参考にとどめておきたいというふうに考えております。

続いて、学童保育料についてでございますが、6月1日現在、学童保育利用者は中川根児童クラブ14名と本川根児童クラブ20名合わせて34名となっております。そのうち兄弟で利用している世帯は8世帯16人となっております。

現在の利用料は1人当たり1日200円となっております。近隣の島田市では標準的世帯で月額7,000円、2人目から6,000円となっております。牧之原市や吉田町では月額7,000円で、2人目からの軽減措置はありません。

近隣市町の月額料金を日割にしますと、月20日の利用で1日当たり350円となり、島田市の軽減を受けた場合でも日額300円となり、当町での料金は他市町と比較しても安価であると考えられ、今の料金体系が適当であるというふうに考えております。

就学援助費と奨学金制度の活用促進についてお答えをさせていただきます。

就学援助費は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等を目的として、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱を制定し、必要な支援を行っております。奨学金制度は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、学習の機会均等を図ることを目的に、日本学生支援機構や都道府県教育委員会、市町村教育委員会をはじめ、学校法人や公益団体、民間団体など多岐多数で運営をしております。川根本町でも同様の趣旨のもと、川根本町育英奨学金条例で奨学金制度を設けております。

なお、本年から、就学援助費では認定基準を改正し、奨学金にあつては奨学金額の増額を行い、制度の充実を図ったところであります。

議員からの御意見のように拡充された制度は、民生委員の皆さんや学校関係者にもお知らせをしたところでありますが、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行い、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し奨学金が交付されるように周知徹底をしているところであります。

三ツ星キャンプ場遊具設置費についてでございます。

予算は、観光費の工事請負費にて計上させていただいているものであります。当該事業は、昨年度、同キャンプ場指定管理事業者より報告を受け、担当課で状況等を調査した結果、施設の老朽化が著しく、早急に対応が必要であるとの判断をし、その対応として本年度での施設更新工事予算を計上させていただいたものであります。

予算審査の際も、議会の皆さんから御心配をいただいていた事案でもあり、執行に際して、再度、施設指定管理事業者と当該遊具の利用状況、必要性等を再確認したところ、来場者のニーズ等をあわせ判断すると、本遊具の必要性は高くない旨の回答を得たことから、本事業の実施を見合わせ、その使用に関する安全性に問題のある当該遊具は、撤去することを予定をしております。

今後もキャンプ場整備事業に関しては、各キャンプ場とも指定管理事業者との連絡を密にし、健全な施設維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

介護保険制度の影響予測と対策についてお答えをさせていただきます。

安心して老後が送れるまちづくりという御質問ですが、当町は4月現在で高齢化率が44%となっており、県下で一番高齢化率が高くなっております。そのような状況の町では、高齢者の通院等を支援する外出支援事業や自立した生活を維持できるよう支援する食の自立支援事業や、生きがい対応型デイサービス事業、行方不明者や孤立死を防ぐための高齢者見守りネットワークの充実、緊急通報システム、地域包括支援センターによる介護予防事業や相談業務など、きめ細かな高齢者施策を展開をしております。

まず介護保険の制度改正ですが、国は、平成29年度末までに予防給付のうちの訪問介護、通所介護について介護保険制度の地域支援事業へ移行することを定めております。それに伴い、地域支援事業に移行する要支援の対象者ですが、平成26年5月末現在で要支援1の方が45人、要支援2の方が41人となっております。うち対象のサービスを受けている方が現在は44名いらっしゃいます。内訳は、訪問介護サービス利用者が20人、通所介護サービス利用者が26人となっております。うち2人は重複利用ということになっております。

地域支援事業で町が行うサービスについては、本年度作成する第6期介護保険事業計画の中で詳細な検討をしていく所存ですが、現時点では、訪問介護サービスについてはごみ出しや食事を一緒につくるなどの家事援助を中心とした有償ボランティア等の育成や、NPOや民間事業者による生活支援サービス、また通所介護サービスについては生きがい対応型デイサービスとの併用など、通所サービスの選択肢の拡大を考えております。

介護保険事業計画策定の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

第7次川根本町高齢者保健福祉計画並びに第6期川根本町介護保険事業計画は、本年度当初予算に計上させていただき、策定に向けて作業を進めさせていただいております。進捗状況については、5月19日にプロポーザル方式による委託業者の選定を実施し、株式会社サーベイリサーチセンターと320万7,600円にて委託契約を締結いたしました。

現在は、第5期川根本町介護保険事業計画年である平成24年度、25年度の介護保険の給付

実績や要介護認定者数のデータや第5期計画の達成状況等の資料を取りまとめを行っているところであります。

高齢者数等の推移ですが、ひとり暮らし高齢者は平成23年が467人、平成24年が473名、平成25年が501名、平成26年が514名と増加傾向となっております。特養の待機者数は、平成23年が48人、平成24年が77人、平成25年が94人、平成26年が72人となっております。要介護者数は、平成23年が517人、平成24年が547人、平成25年が555人、平成26年も555人となっております。老老介護世帯数は、現在、今お示しする数値を把握しておりません。

次に対策ですが、現在本町では、平成18年4月から地域包括支援センターを設置しており、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、様々な事業に取り組んでおります。地域包括支援センターの平成25年度の相談支援件数は延べ2,008回となっております。相談内容に応じて関係行政機関や医療機関、介護サービス事業者など必要なサービスが受けられるように援助を行いました。

65歳以上の町民に対し、要介護状態になるリスクを把握する基本チェックリストを実施した結果、1,150人がリスクのある方となっております。このうち2次予防の運動対象者35人、栄養対象者33人、口腔対象者31人、その他うつやとじこもり予防対象者延べ約1,500人に対し教室等を開催をしております。また、各地区のいきいきサロン等を中心とした地域巡回型の介護予防事業においても成果を上げております。引き続き地域包括支援センターを中心とした相談業務や介護予防事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、小学校の空き教室を利用して、介護予防の取り組みや子供たちとの触れ合いとの御質問がございました。

まず、学校教育の見地から、小中学校の校舎建設時に比べて減少した普通教室は、多様な学習内容に応じ、多目的教室として活用しています。子供たちとの触れ合いは、先日の静岡新聞にも紹介されました、「本川根中学生、地域高齢者が交流給食」の例のように、学習指導要領に基づく学校、家庭、地域の連携・協力の分野では、児童生徒と地域の方々やお年寄りの方々との触れ合いに取り組んでいるところであります。

現在、福祉課で行っている介護予防事業には、一般の高齢者を対象とした1次予防事業、要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる人を対象とした2次予防事業があります。その内容は、運動教室や栄養指導、口腔指導など、介護状態等の原因となる運動機能や口腔機能の維持向上を目的としているため、子供たちとの活動は取り入れにくい現状ですが、生きがいデイサービスへの保育園児の訪問や共同での活動が可能かどうか等を含め、高齢者と幼児との触れ合いの場を検討してまいりたいというふうに考えております。

高齢者生きがいの郷などの生きがい対応型デイサービス利用者については、生きがいの郷が、藤川区11人、水川区3人、上長尾区3人、高郷区2人、梅高区2人、下長尾区2人、久野脇区3人、下泉区2人、田野口区4人、徳山区3人の25人です。むつみの郷が、瀬平区2

人、久野脇区3人、地名区6人の11人、憩いの家いずみが、大間区2人、奥泉区26人、大谷区2人、沢間区1人、桑野山区1人、寺馬区2人、千頭東区5人、小長井区3人、田代区6人、柳三区5人の53人、3カ所合計で89人の利用者となっています。

次に、重症化を防ぐ取り組みとして、要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者を確実に把握するため、基本チェックリストによる生活機能評価を行っています。ここで把握された方々に対し、運動、栄養、口腔の2次予防事業を行っています。

また、現在開設しているふれあいいきいきサロン活動も、ひきこもり防止や介護予防に果たす役割は大きいものであり、引き続き予防事業やサロン事業の支援を実施してまいります。

次に、大鐵の運賃補助並びに町営バス料金をもとに戻して町内循環をつくる考えはないか、町営バスの年間利用者数や運賃収入の推移はという質問にお答えさせていただきます。

現状の運賃助成事業の制度について説明をさせていただきます。

現在は、町営バスが運行していない北部地区の一部の地域を対象に、町民が大井川鐵道の鐵道及び路線バスを利用して移動する際に、町で運行しているバスとの運賃格差を是正し、移動に係る費用負担の公平性を確保するために、公共交通運賃助成事業を実施しております。

この助成制度の拡大という点につきましては、現在見直しを進めている町営バス路線の再編とも絡めながら、どのような外出に対し、どのような方法で、どこまでを支援するのかというような、町全体の公共交通体系を考える中で、一つの方法として必要性を検討していくとともに、町外への広域的な移動については、地域公共交通としての大井川鐵道の存続と地域活性化に関する協議会において、大井川鐵道や島田市とも連携して検討していきたいというふうに考えております。

町営バス料金をもとに戻して町内循環線をつくる考えはないかという質問ですが、初めに、町営バスの料金については、平成9年8月のせせらぎ号運行開始時において、全区間均一料金100円、児童、障害者は半額の50円に設定をしましたが、平成15年9月、大人200円、中高生及び75歳以上100円、幼児3歳児以上、小学生、障害者50円へ運賃改定を行っております。年齢等による割引もあり、改定から現在に至るまで、運賃引き下げへの要望というものは特段なかったというふうに思っております。コミュニティバスという性質上、利益を追求するものではありませんが、利用者からは応分の負担を徴収することは必要であるとともに、現在の収支比率を鑑みましても、現時点では運賃の引き下げは考えておりません。

次に、町内循環線をつくる考えはないかという御質問ですが、現在の町営バス路線は、北部地区の中心部を循環する北部循環線が平日のみ1日2本の運行をし、南部地区の小井平・久野脇間を結ぶせせらぎ号が毎日運行で1日5.5本、下泉駅から役場、文沢、原山、地名地区を結ぶやませみ号が平日運転で1日3本の区間と、5本の区間にて運行を行っております。

町内循環線につきましては、北部地区と南部地区を結んだ新たな路線を設定することになるため、並行して走る大井川鐵道への影響を考慮しながら検討を進めていかなければならない難しい問題であると考えております。加えて現在、南北を結ぶ道路は、国道、県道ともに

狭隘であることから、道路整備の進捗状況も考慮しながら検討していく必要があるというふうに考えております。

年間利用者数及び運賃収入の推移についてですが、年間利用者数は、北部循環線は平成22年度の本格運行開始時の611人から年々増加し、平成25年度は975人となっております。

せせらぎ号、やませみ号においては、近年利用者が減少しており、せせらぎ号が平成20年度1万7,004人から平成25年度1万3,116人となり、やませみ号においては、平成20年度5,177人から平成25年度2,032人となっております。

一方、おでかけ号は、運行開始から北部地区で5年目、南部地区で4年目を迎え、いずれも利用者は年々増加しております。北部おでかけ号は本格運行初年度の平成22年度2,333人から平成25年度には4,392人となり、南部おでかけ号も、同じく運行初年度の平成23年度1,759人から平成25年度には2,621人となっております。

路線バス利用者が減少しているものの、デマンド利用者が増加傾向にあることから、全体利用者は、ほぼ横ばいで推移をしておると思います。

運賃収入につきましてですが、せせらぎ号、やませみ号、北部及び南部おでかけ号、北部循環線、定期、回数券の合計ですが、平成20年度239万2,000円、平成25年度286万9,000円となり、47万7,000円の増加となっております。増加の背景として、全体利用者は横ばいであるものの、距離制運賃を採用しているおでかけ号の利用者増加に伴い、運賃収入も増加をしているものと考えられます。

一方、運行経費は、おでかけ号のサービスの開始により、平成21年度、平成23年度に大幅に増加し、平成25年度は3,612万7,000円で、平成20年度と比較すると2倍以上に増加しており、その収支率は7.9%と大変厳しい状況であります。

今後は、現状のサービスを継続していくことを前提に、利用者の増加のための自主運行路線等の見直しを行い、収支の改善策を検討していくということにしております。

続いて、情報基盤の御質問でございます。お答えをさせていただきます。

事業の実施に関する合意については、昨年12月下旬から2月下旬にかけて実施した町政懇談会における説明で、町民の皆様から大筋の合意は得られたというふうに考えております。今後も引き続き、広報紙等などを通じて事業の説明を具体的に行っていききたいというふうに思っております。

赤字経営の御質問については、運営事業者の経営努力で改善をされていくものと考えておりますが、町としても、町民の皆様の利便性向上を目的として、提供するサービスへの加入者を増やすことを目的とする施策などを行っていききたいというふうに思っております。しかし、経営そのものへ助成をするということは考えておりません。

技術の進歩やニーズの変化への対応についてお答えでございますけれども、この通信技術は日進月歩で進化し、最新のものと考えて採用した通信機器などは全て平凡なものになったり、時代遅れのものとなっていく可能性があります。今回の計画では、基盤の根幹となる幹

線部分を光区域といたしました。この光ファイバーを基軸とする基盤は、さほど陳腐化せず
に無線ネットワークへの接続部としても利用できることから、安定した基盤になると考えて
おります。また、今回の事業は、超高速ブロードバンドの整備が目的ではなく、整備された
基盤を町の将来のためにどれだけ利用していくかだと考えております。技術の進化やニーズ
の変化に対応することも必要かもしれませんが、事業の目的をしっかりと見きわめ、対応し
ていきたいというふうに考えております。

I R U契約とは、設備の貸し手である町と借り手である事業者が、お互いに一方的に破棄
できない貸借契約でございます。一般的に10年間の契約となりますので、10年後以降も、両
者円満に契約を継続できるよう努力すべきだというふうに考えております。

将来において悔いが残る事業とならないようにという御質問がございましたけれども、現
在の川根本町は、県下一高い高齢化率や若者の人口の減少、主要産業の低迷など、大きな課
題を抱えています。また、医療、介護、健康、福祉、教育など、これからもこの町で町民の
皆様が安心して暮らしていただくためにも、必要な環境整備は直ちにに取り組む必要があると
考えております。今回整備する情報基盤をそうした課題解決のために利活用する、近い将来、
当然ながら悔いの残らないよう進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。

ちょっと待ってください。

福祉課長、鳥本宗幸君、先に。

○福祉課長（鳥本宗幸君） すみません、1点訂正をお願いいたします。

町長の答弁の中で、高齢者生きがいの郷などのサービス利用者ですけれども、生きがいの
郷、藤川区「11人」と申しましたけれども、「1人」が正しい数値でございます。訂正をお
願いいたします。

○10番（鈴木多津枝君） 合計89人、変わりませんか。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 合計はあっています。

○議長（中田隆幸君） 総務課長。

○総務課長（前田修児君） すみません、今の町長の答弁でもう1点、要介護状態のリスクを
把握する基本チェックリストの結果なんですけれども、口腔対象者が「31人」というふうに
申しあげましたけれども、実際は「81人」の誤りです。

○議長（中田隆幸君） 鈴木議員、いいですか、訂正の箇所。

○10番（鈴木多津枝君） はい、わかりました。合計は変わらないということですね。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさんの質問をまたやってしまって、本当に後悔しているん
ですけれども。

ただいまの答弁の中で、本当に担当の方たちがたくさん丁寧に調べてくださっているとい

うことが、本当に福祉のところなんか、本当によくわかりました。介護の問題、真ん中の質問ですけれども、本当にこれから介護保険制度が可決されて、国会を通過して、軽度者のサービスが行政へ移るということで、行政のほうも大変な状況になりますけれども、まずは人的な確保が一番問題ではないかと思うんですけれども、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） その件につきましては、当然ながら事業に合わせて人員を増加するというのは、対応できなくなると非常に困るということがあるものですから、そのような体制をとっていくというふうを考えて、基本的にはそのような考えであります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひよろしくをお願いします。

あちこち最初飛びますけれども、北部と南部を統一した巡回バスをとということに対して、大鐵さんの影響を考えると、なかなか難しい問題だというふうなお答えがあったんですけれども、大鐵さんも減便をしているということで、本当に町民の人たちは、車に乗れる人しかなか交流、旧本へ行ったり、北部へ行ったり、南部へ行ったり、イベントとか講座とか、そういうものになかなか参加できないという話をたくさん聞きます。

そういう面で、1日にそういう時間に一番便利な時間の全てでなくてもいいですので、巡回バスが1本か2本あれば、行き帰り乗れるようになるという話、午後1時に間に合うように、夕方3時ごろに間に合うようにとか、そういう話がよく聞かれますので、大鐵さんにはまた別の形で、最初に言いましたけれども、運賃助成ということで、大鐵に乗った方には、町民の方、町外の人もちろん引き込む意味で、運賃補助があるよということが設けられれば、それはすごく、もしかしたら活性化につながるのかもしれないけれども。そういうことなども検討して、運賃補助があれば町民の人たちも大鐵はとにかく料金が高いということが一番の大きなネックになっていますので、そのところで大鐵を使いましょうという施策を町は設けましたよということが、一つ大鐵さんへのアピールになるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の件につきましては、なかなか難しいところが当然あります。というのは、今言われましたように、減便したから対抗策として町がこうしたらいいじゃないかという話ではなかなか全体がまとまらないという思いがあって、今、先ほども大井川鐵道の沿線の支援というような形でありましたけれども、それについては具体的に今、計画を煮詰めております。その中で、当然ながら運賃の、以前もやったことがありますけれども、運賃の補助等については検討課題であるということは認識しておりますが、今の沿線の景観整備等も含めた中で、やはりそれだけ単独で引き出すではなくて、全体の大井川鐵道の支援策の中には当然入れて考えていく課題だというふうには思っておりますけれども、今具体的に、今

こうしますという判断はできていないというのが現況です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長がやはり一つの方向を持っていてくだされば、担当のほうもそのように努力をしていくと思いますし、一つの町に合併してなったのに、交通手段が切られている、大鐵しかないよという状況、その大鐵が今回は便数も少なくなったという状況をこのまま看過するということではなくて、ぜひ町民のために検討するという方向でお願いしたいと思います。

それで、質問のほうですけれども、1問目の一番最初の①ですけれども、農業青年を呼び込んでというところから始めます。

6月5日付の静岡新聞に、当町が再生可能エネルギーによるまちづくり協議会というのを4日に立ち上げたという記事が載りました。山間地ならではの資源を生かした太陽光や木質バイオマス発電を導入することで地域活性化を後押しすると書かれていて、とても心弾む思いで、想像を膨らませています。具体的な目標や今後の進め方、メンバーの方々、また町民参加の仕組みをどのように考えておられるか説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 立ち上がった協議会は、町がではなくて、資源協会のほうが事務局となっておりますので、資源協会です。町のほうはその中のオブザーバーとしての参加となっております。具体的には、これが一度会議が始まって、立ち上げの会議ができたところですので、それ以降のことにつきましては、協議会の事務局のほうで取りまとめということですので。すみません、今、メンバー的なものはちょっと、その資料が今、手元にないものですから、構成員について正確にちょっとお伝えできないので、申し訳ございません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、まだメンバーも決まっていないということですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町はオブザーバー的なことで、協議会自体は立ち上がっておりますので、そのメンバーのほうは前回の立ち上げのときに示されております。ただ、そこが今、私の手元にないものですから、正確な回答ができないということです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 会長さんとかはもう決まっているのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） その件についてはですね、私の知る限りでちょっとお答えしたいと思います。

先ほど言った環境資源協会というのが、これが正しい名前です。環境資源協会というのが、中小企業団体中央会の下部組織だったんですが、今は恐らく独立しているんじゃないかと思っています。

そこの平井さんという専務の方が会長となって、この方がいわゆる再生可能エネルギーについて県内でも推進している方ですので、その方が中心になってやっていると思います。ですから、町が関与しているんじゃないかと、民間的な機関だと思っていただければいいかと思えます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、町が立ち上げたと思い込んで、本当に素晴らしいことをやるなど、これこそ待ってましたという気持ちで読んでんですけども、そうではないということで、ちょっと今後の行方を見守っていきたいと思います。

また、情報がありましたら、全くこれ議会でも知らなかったことですので、お知らせいただきたいと思えます。お願いします。

それから、2点目ですけども、①のところでは、農業青年の積極的な呼び込みで人口を増やしている市町村が少なくないわけですけども、当町は何よりお茶の後継者づくりが課題だということをお先ほどの一般質問でも繰り返し言われています。生活できる支援を示すことが私は重要だと思えます。例えば3人以上を1団体として来てくれたら、定住奨励金を支給しますよとか。岩手県の葛巻町では15万円を、3人以上とかいう規定はないんですけども、最初に15万円プラス子供1人につき5万円の定住奨励金というのが支給されているということをおネットで見ました。また、収納奨励金などの国などの制度もあると思えますし、そういうものをきちんと提示して、生活支援ができる町だよということで、日本一のお茶づくりを継承する、いいものをつくれれば売れるし、いいものをつくる技術があるということをお町外に発信して、若い人たち、あるいは会社をやめたばかりのまだまだ働ける人たち、そういう人たちをお呼び込むことができれば、集落に活気が出るでしょうし、お祭りなどの伝統芸能の継承にもつながると思えます。若者パワーの呼び込みは、民宿や飲食店など魅力ある町、地域づくりにも希望が持てるのではないかと思えますけれども、積極的な施策についてどのように考えているかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今の質問で、農業のほうの給付金がありますので、御紹介いたします。

青年就農給付金というのがありまして、これは国の制度であります、農業を始めてから安定するまで年間150万円をお支給するという制度です。最長5年間となっております、青年というのが45歳未満の方が対象となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そういうものを提示するときに、うちの町で若い人たちが来ても、生活できる、産業を継承できるということをおきちんとPRしていくべきだと思えますね。日本一のお茶の名前、名譽を持っているこの町で、お茶づくりを、1人では大変だけれども、

例えば何人かで仲間で来てください、家も提供しますよ、畑もちゃんと手当てしますよと、そういうふうなアピールをする気はないかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それも前々から私が、そういう方向でやっていきたいということを申し上げております。その中で、やはり今やっている皆さんが素晴らしいと思わない限りはなかなか呼び込めないという現況が実はあります。今、篤農家と言われて一生懸命やっている方も、お茶の将来はというような不安材料を口に出すということの、町はなかなかそういう方が来ていただけないという中で、やはりそのような、一生懸命やればこれだけの利益も上がるよというのを確立しないとなかなか、そのようないい加減でやってくださいという話じゃなくて、これだけやればこれだけの利益、収入があって生活できるということを提示できるようなことをまずやっておかないと、なかなか皆さんに来ていただきたいというのは大変だろうと思います。

その中で、やはり今、農業で先進地と言われている町、特に長野県が私は気になっておりますけれども。あの辺ですと、やはり所得が何千万、1,500万から2,000万という家庭が非常に多いところでは、当然ながら都会に合わない人も多分いると思いますので、そういう皆さんも見えると。しかしながら、今現在、川根本町でお茶は素晴らしい、将来性があるよと思っている方がどのぐらいいるかによっても相当違う。それは行政でこ入れだけでは解決できないという中で、やはり篤農家も育てて、これだけの生活ができますよといういい面のほうもアピールすることは必要ではないかと。

そうすると、必ず私はお茶をやりたい、または複合の作物をつくって一緒にやりたいという方が出てくるというふうに思っておりますので、やはりそういう元気な人を育てていく。それには後継者づくりも当然ながらかわり合ってくるという思いで、今言われたようなことも含めて対応することは、当然早急に必要だというふうに考えておりますし、そのような方向でいくというふうに自信を持って私はおります。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当にそうなんですよね。でも、町長から何回かそういう答弁を聞いても、行政が本当によそから若者を呼び込むことに真剣に取り組んでいるかということ、なかなかそこが見えてこないんです。どういう宣伝をしているかということもわからないし、町長、その見えてこない理由が、今、町長が、この町に住んでいる人がお茶に対する自信とか情熱とか、持たない限りは呼び込めないよというふうな、あ、そういうことなのかと思いましたが、でも、やっぱり卵が先か鶏が先かということがあって、行政がこういう政策をつくりましたよという、若者を呼び込み定住といいますか、そういうことをもっともっと積極的に、土地を集約できたよとか、これだけの土地を提供できるよとか、そういうことを示していかないと、今、自信をなくしかけている農家の人たちも、若い人たちが入ってきてくれればかなり勇気づけられると思うんですよ。自分も先生になって教えてあげ

る、いろんなことを一緒に若い人たちから力をかしてもらえる。

もう本当に待ったなしだと、私何回も言ってきましたけれども、動かないから質問しているんで、ぜひ動かしてほしいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は町内見渡しますと、農業ばかりじゃないんですよ。特に観光業者もなかなか厳しいというような中で、やはり後継者がいないという中で、現実的に廃業をせざるを得ないという方もいます。そういう方は、今農業で質問されましたけれども、全体に、やはり後継者づくり、これは商工観光も含めて対応が必要であるというふうに考えておりますので、総体的な感覚の中で対応しない限りは難しいだろうと。農業を特化すると、今現在ではなかなかすぐ所得が上がらないというようなことになると、当然ながら生活できないということにイコールになるという中では、先ほども申し上げたとおり、異業種の交流みたいな形で対応すると、若干の窓口が開いてくるじゃないかなというふうに思っておりますので、少し相対的な対応を、もちろん議員の皆さんと一緒に考えて対応できないかもしれませんので、またいろんな先進地の事例等があったら教えていただければありがたいし、そのような、まねをすることは余り好きじゃないんですが、何かの方策として具体性に欠けるということであれば、具体的にやっていきたいという思いはございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先進地というのかどうかわかりませんが、インターネットで見たんですけれども、ほんの一例で、長野県の原村というところでは人口が7,000人程度ですけれども、御存じでしょうか。1976年以降、毎年50人ぐらいずつ人口が増えているんだそうです。日本一生産高を誇っているセロリをはじめとする高原野菜の生産、そしてそれを加工する人たち、それから販売する人たち、魅力ある直売店。そういうものがあって、レストランや民宿、村独自の新築補助も50万円出すとか、そういうことで本当に積極的にPRしているわけです。やっぱりうちの町にもそういう、よそに示せるものをきちんと積極的に示すべきだと思うんです。ぜひお願いします。町長もその気にはなっているということですので。それを信じて。

次に、2番目の4点目なんですけれども、三ツ星キャンプ場の遊具の修繕費290万円の対応について、先ほどお答えがありました。もう指定管理者の回答も、それからニーズもなかなかなかったということで、低かったということで、撤去することにしたというんですけれども。あの遊具は全くもう修理しても使えないものなんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 遊具の件についてお答えいたします。

遊具については、たしか当初予算のときにも御説明をさせていただいているかと思いますが、修理に要する場合でも、今回予算計上していただいた金額とほぼ同等の金額を要するという状況の判断をしております。修理の内容についても、たしか予算のときは国交省

の定めによる遊具の点検の経費でお話をさせていただいているかと思いますが、今年度に入りまして、地元業者等も含めて再度検討いたしましたけれども、それでも概算で百数万円という形の金額がかかると、百数十万円ですか、という回答をいただいております。

施設自体の状況をあわせて申し上げますと、根幹の部分の一番メインの支柱部分の場合が、腐食が大分進んでおりまして、安全面についても、根幹から修繕をしなければいけないという状況であるということを確認したことから、修繕ではちょっと対応が厳しいという判断をしております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、修繕費用が出てきたこと自体が間違っていたということですね。きちんと現地調査がされていなかったということで、また290万の予算が組まれているということでは、私は以前から何回も、茶茗館に販売店があるんですけれども、あそこに遊具が一つあれば、子供たち、連れてこられる人たち、また町内のお母さんたちも連れて行って、子供を楽しませることができるということで、ぜひつくってほしいと言っていますけれども、遊具はだめだと、茶茗館に合わないということで拒否されてきました。でも、私は茶茗館になぜ遊具が合わないのかが全く理解できないで、何回も繰り返して言っています。

ぜひ、これもインターネットで調べたんですけれども、とても最近はカラフルでかわいらしい遊具もいっぱいあります。それは丈夫で、夢のある遊具がありますので、そういうものは、1個の単品というか、1つの滑り台だけとかだったら100万円以下だし、いろいろ複合的になっていると200万円台で、物すごくすばらしいものになると、それこそ500万円台ぐらいのものもありますけれども。私はそんなに欲張らなくて、本当に遊べる、子供たちがそこに遊べるというものがあるだけで人が集まるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） まず、三ツ星キャンプ場の遊具については、議員、修繕という形でお話しされましたけれども、今回の当初予算については更新という形で計画予算を提出させていただいております。

茶茗館の遊具設置に関しましては、本日、中澤議員からも茶茗館の対応について御質問されております。そちらの中でも、また今後の茶茗館という形の中では、遊具設置も含めて様々な形での検討をさせていただきたいというふうにお答えをさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ前向きに、子供たちが喜ぶ部分もつくっていただきたいということで、お願いいたします。

大きな3点目の情報基盤の整備についてですけれども、まず1点目のアンケートやパブリックコメントなど行う考えはありませんかということに対して、メモができませんでしたけ

れども、まちづくり基本条例には、町民、議会、行政が一体としてのまちづくりをうたっています。各条項では繰り返し情報の共有、説明責任、住民自治、町民は意見を述べるができる、行政は町民の意見を聞いて進めるということを規定してあり、第25条では町の重要な政策の立案に当たっては、意思決定の前に当該施策の要旨を公表し、広く町民の意見を求めて意思決定を行うことを規定しています。

パブリックコメントをこれからでも、私は事業推進、いいものをつくっていくためには無駄ではないと思います。パブリックコメントを行って意見を公募したり、それからそういうものをもとに意思決定をして政策に反映していくということを、行政はそこに立ち戻って事業を進めるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） きょうの一般質問の最初に申し上げたことは、行政が将来のためにこのような方向でやりたいという場合に、なかなか町単独では難しいということを表示しなかったというのが32.57%という数字を出しました。その中で、15億の当初で予算を通していただいたという中で、今後将来のために行政が何を考えたかといいますと、やはり最低の基盤整備はしておく必要があるという中で、今現在、政治的な環境といいたいでしょうか、いろんな環境がいい中で進めておく必要があるという判断をしたということに尽きます。これは将来このようなことが、あ、あのときやってよかったという、先ほど後悔しないようにという話がありましたけれども、その思いから、将来を見据えた中での計画をしたという中で、当然自主財源が乏しい中ではいろんな補助金も含めた中で有利な起債も必要だという中で判断をしたということ。

これは当然ながら、将来につながる投資であるということの前提であるということの判断をしたということで、当然その後の説明責任については当然行政にあるという中で、やはり広報等も通じて全戸に配布するというようなことも必要ですし、場合によっては、今はまだ、その後は1地区しか要望がなかったようですが、そのような要望があれば、当然ながら出向いて説明するという責任はあるというふうに感じております。

ですから、この後には、当然地区の皆さんには徹底してお知らせするということは責任があるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 行政が幾ら町のために、町民のためにも思っても、サービスを受ける町民の人たちがそれを納得していなければ、本当に棚の上のぼた餅になってしまう可能性もあるわけです。必ずしも今の時点で、私はもう事業をもとに戻せと本当は言いたいんですけれども、当初予算も賛成していませんので。もっと町民の人たちと意見を交わして、今この町に情報基盤整備をするに当たって、何が一番必要なのかと、そのところを何も話し合わないで進めてきていると。それで計画ができました、御意見をください、図面ができました、国への申請、要望が通りました、視察を行いますって、もう順序が全部逆じゃない

かと思われても仕方ないんです。

でも、少なくとも15億円の当初予算は10名ですか、の賛成で可決したわけですね。だから、私はそこで進むのかなと思っていたんですけども、今回3億円の増額補正が出て、それはもう全く町民の人たちに説明していないし、町長が繰り返し言われてきた最低限の基盤整備というところで、本当にそうなのかと。本当にその3億円の増額の根拠は何なのかということが理解できないわけです。まず一番大きいのは光エリアの対象世帯が701世帯ですか、増えたんだよと、無線から光に増えたよという説明ですけども、それも小藪議員の質問で示された地図で、行政は水川地区とか幹線道路は光でやりますということを、図面をもう既に4月時点を出していたにもかかわらず、そういうところは無線で整備するというにしていたので、今回地域の要望、町民の皆さんの要望を聞いて光に変えたから、あげくの増額ですなどという、本当にきちんとした説明が全くされていません。

国への要望についても、町長は国の補助金なしではこういう事業はやっていけない町なんだというふうに言われますけれども、合併特例債は30億以上まだ残っているわけですよ。だったら、もし本当に国の補助がもらえないんだったら、合併特例債でもやれないことはないし、もちろん国の補助がもらえるようにやっていくべきだし、今年申請しなかったら来年以降はもう絶対にできないなどということは、多分国は言わないと思いますね。かなりそこを私たちも脅かされて、もうないんだ、ないんだと、予算はない、つかないんだというふうに言われていますけれども。30日までの国への申請書を出さないと、もうこの事業自体が全部だめになるという説明もありました、今回。でも、それは東海通信局ですか、国の出先機関に聞いて電話をしたら、そういう申請の期限なんて一切設けていませんというお答えでした。結局川根本町さんのスケジュールがそういうふうになっているということで、だったら7月中の入札に間に合うように国の補助金を確保したいということであれば、確保するというのであれば、6月いっぱいぐらいの申請がめどでしょうねという説明をしましたという話を聞きました。

本当に私たちは、その数日のことでも、本当に振り回されてきたわけですよ。行政の説明というのは、そういうふうの一つ一つが信頼を壊されていく。私は、この中でこんな大きな事業を採算の見通しも示さないで進めていいのか、町民の本当に要望もニーズも確認しないで進めていいのか。本当に心配でなりません。こういうことに対して、このようなことを今後も進めていくのかということをも、このまま進めていく、アンケートもとらないで進めていくということに対して、それで本当にこの事業が町民の人たちに信頼されるようになるかどうか、町長の自信のところを表明してください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今、国の機関である東海総合通信局とのお返事がありましたけれども、まず町としては、来年4月1日にサービス提供したい、それが大前提でありまして、そして、その工事、施工期間は十分に期限をとって工事が施工されることを町としても、発

注業者として準備をしなくてはなりません。その期間を検討したときが7月末に入札をかけ、それが町としての最低限の完成までの期間、確保ということでございます。その中で、国との中でいろいろな話をしていく中で、町としては8カ月間は最低設けたい。そうすると、やはり6月末がスケジュール的に国に出していただかななくてははいけませんと。現在7月に入りまして、国のほうでまた細かい精査が行われております。その結果によって決定が何日になるというのは、まだ予定としてはスケジュール的に7月の入札に間に合うような決定をいただきたいということでお願いをしております。

そのことが先ほど言いましたとおり、町のスケジュールの中での発注業者としての責任として、そういう期日を国とやりとりをしたということでございます。その点につきましては、若干説明不足があったと思いますけれども、町としての責任もそこに十分あったということで御理解をいただきたいと思っております。

アンケートのお話等が出ておりますけれども、従来から申しておりますことは、利活用について町民の皆さんから御意見をいただきたい。内容が大きな、町の人が本当に喜んでくれるのか、使っていただけるのかということで議員が危惧しているところかと思っております。実際に使う、また運営事業者が運営していく中で、加入者がいないことには運営自体も厳しいものとなりますし、また喜んでいただくものとなるように、広く実際の機材器具、今予定しております各家庭に配布する機材につきまして、どういうことができるのか、どういう活用方法があるのかというのは、なれていただくとともに、実際に利用をしていただいて、その利便性を実感していただくための取り組みをサービスの提供、来年の4月1日までには十分地域を回って実施していかなくてはならないと、そういうふうに現在考えております。

ただ、今の光のエリア、無線のエリア、そのエリアにつきまして、いま一度住民の皆様にとちらがいいですかということは、現状では、それは今の国の申請のままとった中での厳しいチェックを受けている中では、戻すことは大変できない、困難な状況であるということはどうか御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 事業の進め方が逆さまだということでは、もう根本から理解ができないということを私は表明したいと思っております。

インターネットの利用を900件と想定して料金を設定している、提示されているんですけども、900件とした理由は何ですか。根拠は。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） これは實際上、町の3,000世帯、ほぼその3割がインターネットに加入するのではないかと一つの目標値としての900件ということでございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 安芸高田市では、世帯が1万3,000世帯ぐらいあって、1世帯から月500円の端末受信機の使用料をいただいております。同市では、この整備前は全戸に農協

のオプトークが入っていて、月1,000円以上の料金がかかっていたことやADSLも入って
いなかったことなどで、今回の事業が大変喜んで受け入れられているという条件があったわ
けですけれども、運業者も端末使用料がこの月500円で7,800円も年間入る見込みになっ
ております。インターネットの加入者も当町よりは件数ははるかに多いはずですから、運営は
黒字で、基金へ積んで更新費用に備えているようなことも聞きましたが、当町では端末使用
料は無料として、インターネットの利用者も世帯数自体が少ない上に、当町では既にもう前
回の事件からいろいろ皆さんが自分なりの工夫で、余り不自由なく、いろいろな方法でイン
ターネットを使えるようにしていると思います。

こういう状況の中で、私は先ほど運営が赤字になったらということをお聞きしたんですけ
れども、そのときには、運業者の努力だけでは賄えない問題だと思うんです。もう根本的
に厳しい数字の中で運営がスタートする、そのことを行政はどう思っているのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） とにかく住民の方に使ってもらえるよう、行政も一生懸命、その
運営事業者が提供するサービスについて、いろんな形で広報したり、その内容について周知
をしていただいて、その点について努力をしていくしかないと思っております。今、金銭的
に将来赤字だからということ想定しての回答はできかねます。

それと、おっしゃっている、パイが少ないからということだと思いますけれども、それと
運営、実際の町としてのIRU契約でどの部分を運営事業者とやりとりするかというのは、
これから詰めていく話でございまして、全て安芸高田と同じという形は、まだそこまでは決
まっておられませんので、実際の運営費等につきましてはこれからの話となります。パイが少
ない中で、赤字を今から想定しておきなさいよという、そういうふうな御心配に対する町の
行政の立場はどうですかということだと思いますけれども、最終的には、町の人にサービ
スを提供するための町の施設を運営事業者が活用してやっていただくことなので、町民へのサ
ービスがなくならないために、そのときには、いま一度多くの方の意見を聞いて考えていか
ざるを得ないのではないかと思っております。

現状5年間は、会社としては資本金を食ってもやりますという話です。ですので、それ以
降につきましては、今ここで、運営事業者と契約に至ってもいない中では回答はできないと
いうことが、今の担当部署の考えです。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 一つの事業を行うのに採算性が見通しも立てない、運業者がや
るんだから、そこは赤字になろうがそんな推測はしませんと、こんなことで行政の仕事を進
めていいのでしょうか。公共事業ならともかく、公共事業なら、命にかかわる町民の暮らし
をちゃんと、それがなければ生きていけないという水道事業とか、そういうものなら赤字に
なろうが何だろうが、それは行政としてやらなければいけないことだと思うんですよ。とこ
ろが、このことについては、やってほしいという人、やらなくていいよという人、お金が本

当に大丈夫なのかと心配する人たち、大勢いる中で行政は進めていくんですから、いや、大丈夫ですよという、そういう見通しぐらいは、こういうふうにするから大丈夫ですよという見通しぐらいは示すべきだと思います。

5年間は資本金を取り崩してやると、運業者が言っている。じゃ、その先はどうなるんですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 契約自体はIRU契約で実際に結びますけれども、その時点での契約内容となりますので、こちらから、行政側から一方的にこうなりますとは、現時点、契約前からちょっとお話しはできません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） じゃ、この事業でどれぐらいの収入が業者に入るというふうに考えているんですか。見込みでいいです。

○議長（中田隆幸君） 答弁。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 運営費用ですけれども、運営事業者と町とでは、サーバーの管理費や回線監視料、障害時の保守料、通信機器の保守費、それらがほとんど、お互いに双方でやりとして、その部分はなくなります。そしてあと、運営事業者としては、上位回線、町のほうの機関を使う、NTTの多分1ギガの線だと思いますけれども、そちらのほうとの費用や、あと運営会社そのものの人件費は運営事業者が見ます。それと販売促進費、それらが運営事業者のほうで見ることであります。

当初5年間はというのは、やっぱり利用者を増やすために運営事業者が頑張っていくと。ですから、当初は利益はないというふうに運営事業者は見て……

○10番（鈴木多津枝君） 収入の見込みです。インターネット900と見ているなら出るわけでしょう。ほかには町から1,600万入るだけなんだから。

○企画課長（山本銀男君） すみません、今そこまでの細かい数字は手元にございませぬ。申し訳ございませぬ。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） こんな大きな事業をするのに業者とそういうやりとりというんですか、相談もしていないで進めていく。業者が資本金をたくさんかけて会社を立ち上げるから大丈夫だよ、そのお金で使って赤字は埋めますよと。そういうことを信じて行政というのは動いて本当にいいんでしょうか。私は、やっぱり将来において、この10年、20年、30年、続けていかなければ、整備した以上は続けていかなければいけない事業なので、もっときちんとその採算のところ、最初から赤字なんて考えられないとか予測できないとか言いますが、最初から赤字が予測される事業なんですよ。だから、私は何回も何回も繰り返しているんです。

安芸高田市のように赤字でない、毎月500円1世帯からもらえば7,800万円も入るよと。そ

ういうきちんとしたものがあれば、私も心配しません。でも、そこは全く業者には入らないでやっていく。しかもインターネットの件数は900件としか見込んでいない。それが増えるどころか減る可能性だってあるわけですね。そこまでは予測するなど言われれば、それは予測しないようにしようと思います。

でも、本当にそれだけでやっていけるのか。町が払う1,100万円、電柱共架料とか何とか、そういうのは業者としては出ていくお金ですよ、もらっても。それで、500万円は突発的な修繕費で、なければ積み立てをしていくような金額だというふうに聞いて、要するに町が出すのは1,600万円だけですと、本当に軽いような説明をされているんですけども、私はその軽い説明の奥には、本当に重大な問題がここにはあって、この事業というのは本当に進めていけるのかしら、継続していけるのだろうか。このことが一番心配なのに、行政の人たちがそこを心配しないというのが本当に信じられない話なんですけれども。今後きちんと議会に示していただきたいと思います。回答をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 答弁だけ。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 示していきます。

○10番（鈴木多津枝君） 終わります。

○議長（中田隆幸君） 許された質問時間が30分を過ぎましたので、これまでといたします。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

それでは、1時15分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 零時28分

再開 午後 1時14分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

2番、坂本政司君の発言を許します。2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 2番、坂本です。よろしく願いいたします。

通告書に従いまして、2点の質問をしたいと思いますが、先ほどの野口議員の質問と少しかぶる点があると思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

まず第1点目ですけれども、本年の凍霜害に対する支援策について伺いたいと思います。

今年の4月7日、さらに12日に凍霜害に遭いました。続きまして25日にはひょうが降りまして、その被害も受け、茶の生産農家は大変な被害をこうむっております。7日及び12日の凍霜害は、芽の伸びもそれほど進んでおらず、少し遅れる程度で大した影響はないと、最初は大半の農家は思っていたと思います。しかし、収穫が始まり、生葉を工場に持ち込み計量してみると、想像以上の少なさに皆驚いておりました。この状態が最後まで続き、昨年の凍霜害の被害同様多くの生産者が厳しい結果となりました。

昨年に引き続き本年も不作となってしまう、収入も減少し、肥料代などの支払いをどうしようかと悩んでいる農家も少なくないと思います。支援を受けなくてもなんとかやっていける体力のある農家もあることとは思いますけれども、大多数の生産者はそうではないと思います。また、どこの製造現場、これは茶工場ですけれども、燃料費の高騰によりまして、大変苦しい生産活動を強いられていると思います。

生産意欲を失い、耕作放棄を考える人もこれから増えるかもしれません。川根茶産地としてこれから生き残っていくためにも、多くの農家に頑張ってもらわなければならないと思います。

この災害は、誰のせいでもありません。防ぎようのない自然災害だからこそ、今支援が大事だと考えます。この1点目の質問に対しまして、町としてどのように対処をされるのか伺いたいと思います。

それから2点目ですけれども、転換作物生産者に対する支援についてということで伺います。

茶業が振るわない中、まだ少数ではありますが、転換作物、柚子あるいは柿、野菜、葉草などというものを栽培しようとする意欲のある農家があらわれてきております。新規作物に取り組み、成功あるいはある程度軌道に乗るまで、農家に対してできるだけの支援をしていただけるとありがたいと思いますし、農家としてもそれを望んでいると思います。

本人の努力が一番大事であることはわかっておりますけれども、取り組んでみたが、やっぱりだめだったということでは困るのです。今でも造成費、あるいは苗代などの助成は結構手厚いものであると感じておりますが、将来多くの農家に取り組めるようなさらなる支援をお願いをしたいと思います。この点についても今後町としてどのような取り組みを行っていくのか伺いたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの坂本政司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、坂本議員に対しましてお答えをさせていただきます。

先ほど野口議員からも同じような質問があったということで、お答えをさせていただきますけれども、少しダブる点があるかもしれませんけれども、御了承いただきたいというふうに思います。

坂本議員におかれましては、野口議員同様、町の農業経営振興会の中心的メンバーとして活躍をされ、また三津間製茶協同組合の中心メンバーとしても茶の生産に取り組み、町の基幹イベントである「川根時間」でもリーダー的な役割を果たしていただくなど、多彩な方面において、大変心強く感じているところであります。まずもって、町長として感謝の意を表したいというふうに思っております。農業者としての活躍にも非常に期待をしているということも申し述べさせていただきます。

坂本議員からは、議員として日ごろの町民の生活をきめ細かく掌握されて、町民生活の心配に関する心温かい御質問をいただきました。また、その背景には、自らの川根茶をはじめとした農業経営に取り込まれる現場そのものを前提に、周りの仲間や町民が訴えていることを伝えようとする御質問、及び複合的経営による発展的農業を展開しようとしている農業者へのサポートに関する御質問と承りました。

今年が一番茶は、4月初旬の降霜とそれ以降の開葉期における低温に大きな影響を受けたと考えておるところでございます。また、地域によっては4月下旬の降ひょうの影響を受けた場所も確かに存在いたしました。あるいは、近年の気象は、茶をはじめとする農業生産、収益に少なからず影響を与えていると感じておるところであります。特に、降ひょう後には、多くの茶農家におきまして、茶園の状況を目の当たりにして心を痛めつけられ、また茶園の丁寧な観察をされて、良質な一番茶の収穫にこぎつけていただきました。

今年が一番茶は、価格面での評価は厳しかったものの、極めて良質な、まさに銘茶川根茶の生産ができたことにつきまして、各茶農家の茶園管理判断と長年培われてきました技術が非常に高いものであると心強く感じたところでもあります。

しかしながら、このような状況は、毎年のように起こってきているわけございまして、露地栽培農業は常に何らかの気象の影響を受けるという宿命的风险を持っていると言わざるを得ません。農業を経営的視点で捉える場合、やはり事業として実施している以上、ある程度のリスクマネジメントが事業者側にも必要であるというふうに考えております。町といたしましては、茶農業共済への加入促進をその一つの手段として考えております。静岡県中部農業共済組合と大井川農協営農指導部門と連携をとり、これからは取り組んでいきたいというふうに思っております。

この加入促進についての施策を構築をさせていただきたいというふうに思っております。また、茶は未来永劫において当町の根幹をなす産業であることには変わりないだろうと思っております。また、そうであってもらいたいと思っておるわけですが、この根幹の茶業を補完しつつ、気象リスクを回避する手段として複合経営を推奨しているところでもあります。複合経営をしていくには相応の投資や労力や知識が必要となってきます。

町においては、特産物振興事業により、茶の補完的作物の栽培について支援をしていきたいと思っております。ただし、この支援水準の拡充について検討をしていかなければならないだろうと考えているところでもあります。技術面や資材面におきましては、農林業センターにおける試験研究機能や苗の供給機能の拡充によるサポートも行っていく予定であります。

さて、坂本議員の質問の趣旨としては、茶の生産販売の収入は各農家単位において相当の割合になるという現実を踏まえて、今をどうするという不安感が町民の声として発せられているということと捉えさせていただきました。また私としましても、そのことは承知しております。また、農業者においては高齢の町民も多く、数年先を見据えた対応が困難である農業者もおられます。そういう状況にあることは十分承知をしているところではありますが、

あえて対処的な施策ではなく、数年後を見据えて足腰が座った川根茶の農業経営を目指していきたいと考えており、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

2番目の質問でございます。

野菜は新鮮な保持をした流通が求められる農作物でございます。町においては、流通に関する支援を開始をしているところであります。具体的には、農産物出荷事業という制度を今年度から開始しているところであります。これは、個人や団体で出荷をしようとしているものを取りまとめて農産物の販路拡大と安定した流通体制をつくることを目的としております。消費者が期待感を持って川根本町の野菜などを購入していただくためには、ある程度認知度を引き上げるとともに旬の時期に安定的な出荷をする必要があると考えております。そのためには、一定規模の共同出荷体制を構築することが重要であると考えております。

また、町には特産物振興事業費補助金という制度があり、茶園の改植と自力作業道の開設が主たる事業となっているところであります。近年、柚子や渋柿などの栽培地の造成など、農産物栽培促進事業や特産化に向けた特定事業を利用する農業者や団体が増加傾向にあります。

当町には、農林業センターという試験研究機関がありますので、特産化を目指した苗の育成の種類を増やしていくなど、農業者への栽培実践への支援体制を強化していきたいというふうに考えております。また、個別案件につきましては、農協や農林事務所と情報共有を図りながら、それぞれの専門的な助言を受けながら的確な支援策を講じていくとともに、栽培方法や流通販売への支援も実施してまいりたいと思っております。また、作物によっては町内の先駆者が相応の技術を有し始めている状況にもなってきておりますので、農業者同士の連携体制、情報共有体制も構築をしていきたいというふうに思っております。この場合においては、農業経営振興会など団体が効果的に機能していくことも期待をしているところであります。

なお、野菜などの生産においては、当町は茶園が非常に多いという現状の中で、その主たる茶園の防除の関係もあり、園地の適正な配置が重要な課題と認識をしております。この点につきましては、きめ細かい指導的な業務が伴いますので、農協の営農指導との連携により、消費者に安心して購入していただける農産物生産を実現をしてみたいと考えております。

加えて、茶以外の農作物におきましては、野生動物から畑を守るということが必要となると認識をしております。野生動物被害対策の普及啓発、町猟友会の活動を維持増幅していく、あるいは農業者自身が狩猟者になっていただく必要もあろうかと思っておりますので、議員各位の御理解と御協力をぜひともお願いいたしまして、答弁に代えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 大変細かい説明をいただいたと思っております。ありがとうございます。

今、町長の答弁の中で、お茶というものがやはり主要の産業だというようなことで位置づ

けられているというふうな受け取り方をしたわけですがけれども、町としまして、農家に対して心配をしているんだよといったような姿勢を見せることが、非常に今回凍霜害を受けてまわってしまったなどと言っている農家には大変心強く感じるようになると思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 言われたことは正しいと思っておりますし、私どもと感覚的には同じというふうに思っております。

その中で具体的に何が一番いいのかということを考えたときに、やはり未来永劫続けて農業をやっていただくためには、安定した所得が必要ということで、先ほど野口議員にも説明させていただきましたけれども、やはり共済制度のあり方、もう大分、今現状に合ったような形で改善されるということも、国のほうからもお聞きしておりますし、そのような中で、所得がないではなかなか後継者も出ないという中で、それには相当の、応分というより相当の応援をする。それが行政として今やることで一番実行力のあることかなというふうに考えております。

先ほども申し上げたとおり、やはりいつときの金銭、その他ではなかなか解決策にはならないだろうという思いから、もう少し長く続けられるような方策を行政として支援していくべきだという考えのもとで、共済制度の掛金の負担については町も積極的に対応して応援をするということが将来につながる農業ではないかというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

ただいま共済の説明が出てきましたけれども、私も基本的にはこの共済制度というのは加入するのが一番いいのではないかなというような感じは持っておりますけれども、この共済の掛金といいますか、補償というものに対して、ちょっと不安を感じているのも事実です。なぜかといいますと、この共済の補償、どういうことになっているかということ、過去5年のデータの中で最高と最低をとった3年分が補償の対象となりますよということなんですけれども、ここ数年、どんどん最高、最低もそうですけれども、お茶の価格の低迷で基準額というものが大変下がってきております。もう数年前に比べると半分程度になってきているんじゃないかと思っておるんですけれども、それに対する8割までの助成という保険金の支払いということになりますと、もう何ていうのかな、以前の収入に比べたら、その8割でも全然足りないよといったようなことになるのではないかと思いますけれどもね。もう少し、もしできたら制度の基準額の決定方法等も変更していただけるような働きかけをぜひしていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことが一番懸念しているところです。その中で、この数年間、例年並みという言葉は3年も4年も前の話で、それから以降は確実に3割ぐらいは減を

しているということでございますので、7割がまた3割減ということになりますと、当然ながら相当落ち込んでいるのも事実ということ承知しております。数字的にも、担当のほうから資料もいただきましたし、そのような実績であるということも承知しております。

その中で、やはりこの制度は制度としてあるもんですから、これをまず利用しなければいけないということで、単価は安くなっても経済的には安定する、最後の保険であるというような考えのもとでいけば、当然入っていただく。それが農業に対しての継続性につながるのではないかという発想があります。

それから、今、議員から質問ありました、やはり町に合った基準をつくるべきだということも、当然ながらこれは国のほうには幸い理解していただける方もおるもんですから、そのようなことも、この静岡新聞に載っておった以上に対応していくことはお願いをしておりますけれども、町に合ったことも並行して考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

ですから、今回、共済に対しての負担を町がするという事は、一つには継続して、やる気のある人が当然入ると。やる気のない方は多分保険にも入らないだろうという、小さいからもあるかもしれませんが。そういうことも勘案しますと、短期・中期的に考えると、まずこの辺から、線引きはできないもんですから、その辺からやる気があるのかなのかという判断もできるのではないかということもあるもんですから、そのような方向で進めていきたいなというふうに考えております。

今言われた、当然町に合った対応も考えていく必要はあるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） どうもありがとうございます。

私の意見もちょっと聞いていただいたようで、町独自のというような発言もございましたので、ぜひこれから頑張って制度のほうの改革、できたら取り組んでいただきたいなと思っております。

それから、次の質問に移らせていただきますけれども、町として、今年度の生産量、あるいは販売金額というものを把握しておられると思うんですけれども、それをちょっと報告いただきたいと思っておりますけれども。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今年度の生産の数量ですが、共同製茶工場の協議会に入っている数字は把握しております。摘採の時期ですが、4月25日から5月29日まで、生葉の生産数量が72万7,668.2kg、前年比97.7%です。荒茶数量が16万3,574.7kg、前年比94.9%。販売金額ですが、5億4,722万7,024円、前年対比93.4%、これは町内にある共同茶工場の数字でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

ただいま報告いただいた数字というのは、あくまでも前年対比というような形だと思うんですけども、これおとしと比較したらどうか、あるいはその前年と比較してどうかというような数字が把握しておられましたら報告いただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） それでは、平成23年度と比較してみますと、生葉の生産で70.9%、荒茶数量で72.2%、販売金額で73.4%でございます。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

先ほどの前年対比で言う数字は大変、ほぼ100%に近いような数字が出てくるわけですが、過去のある程度当たり前にとれていた時期から比べると、もう歴然として差があるわけですね。7割、工場の平均ということでしょうから、もっと悪い工場もあれば、若干いい工場もあるというようなことだと思いますけれども、平均すると7割程度しかないということですので、いかに悪いか、今年度のお茶がいかに悪いかということで、この数字を見てもわかると思います。

ですので、ぜひ町長、先ほどから個人への補填といいますか、にはちょっと消極的だなというような感じを受けているわけですが、ぜひですね、再度検討していただいて、できれば去年並みの生産資材に対する支援というものをやっていただければありがたいと思うんですが、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、課長のほうから前々年対比を説明をさせていただきました。また、それから今年は茶工場によって大変差があるということがございます。一律に全てが被害に遭ったという感じではなくて、最終的には前年度より増えた茶工場もあるということで、非常に茶工場それぞれの比較をしますと、いいところと悪いところがあったというのが現実に出ております。これは何が原因かというのは非常に複合的でわからないところがあります。というのは、片方が茶工場をやめたから、その分がどこかの茶工場へ行ったというようなこともあって、なかなか生産自体が増えたということばかりじゃないというようなこともあるようですが、実質的には先ほど申し上げたとおり3割ぐらいは減っているというのが現実ということがございます。

その中で、先ほど来申し上げておりますのは、その中で単発的に、今言われたような前年並みの対応をしたらどうだというふうな御指摘だと思いますけれども、それよりもっと効果のあるものを考えるべきだというふうに考えて、先ほど来、3年、5年と続くような共済の関係をやったらどうだろうと、それが一番所得の安定につながるということがあるものから、それをまず検討したいということで申し上げております。

その中で、当然ながらこれからもいろんな数字等も、もっと詰まってくる可能性があります。

すので、その数字等も見ながら、農協の関係、J A大井川ですが、その皆さんとも相談しながら、対処方はいろんな方法があると思いますので、検討させていただきますけれども、今ここでこうするという事は、具体的に煮詰まっていないということで、申し訳ないんですが、そのような方向で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

まだ答えが出ているわけではないという御説明でございます。私もそれは理解いたします。

これからですね、まだ今年度末まで時間はありますので、じっくりと議論をしていただいて、なるべくいい方向へ進めていただきたいなという要望をしたいと思っております。

それから、今までは個人に対する支援についてお伺いをしたわけですがけれども、今度は製造現場ですね、工場に対する取り組みということで、重油代なんですけれども、もうずっと以前は10 30円とか40円とか、そんなような単価だったんですけれども、最近はもうずっと高どまりをしております、今年などはもう100円を楽に超えるような値段になっております。その重油の値上がりによりまして、製造コストというものが非常に工場にとって負担になってきているといったような面がございますので、もしよろしければ、これは工場に対する、一生懸命やっている工場に対する支援ということで、重油代、ちょっと、ほんのちょっとでいいと思うんですけれども、支援をしていただけないかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） こういう案件というのは非常に多岐にわたって難しい判断をしなければいけないというのがあります。といいますのは、重油を使っているのが農家だけではないということがあります。例えばで申し訳ないんですが、観光の皆さんも温泉のボイラー等は使っているということもあって、やはりそれも基本的には、行政として対応するためには同じではないかという反応が出てくることは確かです。ですから、農業だけに重油が上がったコストの関係、上がったという話じゃなくて、当然ながら温泉のボイラー、これにも重油は当然使っているということもあるものですから。やはり今ここで即答しろと言われても、いろんな総合的なような判断をしないと、ある業種だけがこうだという話には、行政としてはできないと思っております。

ただ、検討課題という感じはするものですから、担当課を中心に少し検討させていただきますけれども、なかなか難しい土壌があるということだけは御理解いただければありがたいというふうに思います。

確かにコストが上がる、当然大変な打撃であるということは承知しておりますけれども、そういう懸念もあるものですから、少し検討させていただいて、いい方向で対応していきたいなというふうに考えております。担当課と相談します。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

ぜひとも検討していただいて、他業種との絡みもあると思いますけれども、何とぞよりよいお答えを期待をいたしまして、1番目の質問は終わります。

それでは、引き続きまして2点目の質問に移りますが、よろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○2番（坂本政司君） 転作作物の支援対策ですけれども、先ほど造成費とか苗代とかという中で、基準が10a以上というような条件があるわけですが、初めての転作作物をつくるのに、ちょっと10a、いきなり10aというのは、初心者にしては大き過ぎる数字ではないのかなと思うので、これを例えば半分程度にするとか緩和するお考えはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それも非常に難しい問題だと思います。といいますのは、家庭菜園的にやる方と農業として転換作物でやる方と、果たして同列でいいかというのがあると思います。やっぱりきょうは反対する、要望に応えられないような答弁ばかりでつまらないんですが、そこを全部同じにしてみると、少しやった人ももらう、多く、本当に転換して、新しい作物を開発しようという方と比較になるかどうか。その辺のことが非常に難しいと思いますけれども、これも即答したいんですが、できなくて申し訳ないんですが。その単位の基準、1反歩にするのか、5,000にするのか、その辺のことは少し検討させてください。

だから、今言われたことで、やはり家庭菜園的に、道楽という言い方は悪いですが、道楽的にやられる方と、農業としてこれから広げていきたいという方と、果たして同じでいいかというのがあると思いますので、その辺微妙なところがあると思いますので。微妙なところは余り好きじゃないんですが、そういうこともあるということで、少し検討させてください。その点、担当課と協議をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

検討していただくということで、返事をいただいたわけですが、私の考えですが、どれもね、とりあえずたくさんはできんけど、ちょっとやってみて、うまくいきそうなら規模を広げたいよというような方も出てくると思いますので、ぜひ検討のほうをお願いをしたいと思います。

それで、次の質問に移らせていただきますけれども、今、作業機械の購入の補助ということでは、お茶の摘採機が対象ということでちょっと認識しておるわけですが、例えばトラクターとかその他の農業機械については、この補助対象となっているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 現在のところは、荒茶製造工場ということで、対象となっております。

ません。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 製造工場は当然そうだと思いますけれども、摘採機ですね、お茶刈り機も今は補助対象なんですけれども、農業用のトラクター、畑で使う、これは補助対象ではないということによろしいですか。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 現在のところ補助対象ではありません。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

転換作物で野菜等をつくるようになりますと、やはり大きな機械が必要になってくるということで、これもちょっと条件緩和ではないですけれども、トラクター等も補助対象に入れていただければありがたいなというふうに思いますが、その点、御検討いただけますでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 答弁。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、こちらで聞いたような話で、思いでしておりましたけれども、県単にはあるようです。ですから、町もつけやすいということになるかと思っておりますので、その方向で進めていくということだと思います。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。

ぜひそのような制度があるということであれば、県のほうの事業も皆さんに周知をしていただき、町としてもぜひ取り組んでいっていただきたいということで要望をいたします。

それで、これ最後の質問にしたいと思っておりますけれども、以前、農林業センターで小型のバックホーを所有していて、使いたい人には自由に使ってもらうように貸し出しをしていたということで、大変便利だなという思いがしておりましたけれども、あの機械が壊れてしまっただけからは、次の次世代の機械がないということで、大変残念に思っておるんですけれども、今後バックホー、小さいのでいいので、農林業センターにぜひ整備をしていただきたいと思いますけれども、その検討をしていただけるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） バックホーにつきましては、以前、農林業センターにあって、確認したところ、特定の少数の方が利用されていたということで、バックホーにつきましては、土建業者等、水道業者等も持っているものですから、特殊な機械ではないということで、借り上げのほうで対処していただきたいということで、今のところ購入の予定はありません。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 確かに、業者がたくさんありまして、その方が持っておられるのは事

実ですけれども、業者を頼むにしましても、自分の都合のいいときに来てくれるかわからないし、仕事が忙しいということになりますと、どうしても後回しになって、やりたい時期にできないというようなこともございます。それとあと、自分でやりたい人もいると思いますが、もし業者に頼んだりすると、ずっとついていて、そこはこうしてくれ、あそこはこうしてくれとかという指示を出さないといけないというようなこともございます。ですので、自分である程度自由に使っていていいよということであれば、もうほんの短い時間で対応できると思いますので、ぜひバックホーというのは導入の検討を、再導入ということをお願いしたいと思いますが、全くその目はないという話でしょうか。検討の余地、多少ともあるのでしょうか。ちょっとその点をお伺いしたいんですが。

○議長（中田隆幸君） いいですか、答弁を。手を、挙手してください。商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 商工観光課長ですけれども、今の御質問の件については、以前、産業課におるときにその事案が発生いたしました。議員御指摘のとおり、その当時は、改植等については農林業センターのユンボを、機械を貸す、またはオペレーターつきで貸し出していた時代があります。機械が故障した、基本的に壊れてしまって、その後の対応については、主に改植業務については町内の事業者さんが、改植業務をやる業者さんが新たに参入された業者がおるといことも踏まえて、町としては民間が参入している業務に対して、いわゆる圧迫を与えるという形の対応はしかねるということで導入を遠慮したというか、やめた経緯があります。

その後、様々な業務が必要な場合も出てきているとは思いますが、現状については先ほど産業課長が申し上げたとおり、購入はないということで聞いております。すみません。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 全くその可能性はないことはないというような感じを私は今受けたんですけれどもね。この議論もまた堂々めぐりになってしまいますんで、この辺でやめたいと思いますけれども、要望としましては、ぜひもう一度整備をしていただいて、壊れにくい丈夫な機械を入れていただくということを検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで坂本政司君の一般質問を終わります。

次に、5番、中澤荘也君、発言を許します。5番、中澤荘也君。

○5番（中澤荘也君） 5番、中澤荘也です。

一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項は、ユネスコエコパークの理念実現についてということで3点、茶茗館、道の駅の活性化についてということで3点、防災拠点の機能充実についてということで2点の質問をさせていただきます。

最初に、ユネスコエコパークの理念実現についてであります。

平成26年6月12日に、南アルプスを含む周辺地域約30万2,000ヘクタールがユネスコエコパークに登録されました。ユネスコエコパークの掲げる保全と共生の理念、それを実効あるものにするためには、ふるさとの自然や文化をいつまでも守っていくため、どのように行動していくのかを地域住民と行政、研究者などが一緒になって考えることが必要であり、そうすることにより、地域の持続可能な発展がもたらされるものと考えられます。

今回、町全域がユネスコエコパークに指定された川根本町、その中には昭和51年3月に本州唯一の原生自然環境保全地域である南アルプス最南端の光岳が含まれています。鈴木町長は、ユネスコエコパーク登録記念式典での挨拶の中で、世界に評価された地域の宝を広く発信したいと述べられておられます。そのためには、静岡新聞の社説、南アルプス共生の頂の中で、増澤静岡大学特任教授が強調されておられます、保全と利活用には住民の力が不可欠であるという言葉や住民の意識をどうやって高め、主体的に保全などに取り組んでいってもらうか、静岡市や川根本町には住民への啓発、教育という課題が突きつけられているとの指摘がされております。

そこで、住民の啓発、教育をどのように行い、どのような形で住民と行政が連携する中で、ユネスコエコパークの理念を実現していこうとしているのか、以下のことについて伺います。

1つ目は、地域住民へのユネスコエコパークの理念等の周知啓発について、2つ目がユネスコエコパークの登録を活用した地域の活性化と拠点整備について、3つ目が次代を担う子供たちへの環境教育について伺います。

次に、茶茗館の道の駅の活性化についてということで3点の質問を行います。

道の駅として認定されている茶茗館を訪れる観光客からよく、ここには昼食を食べさせるところもないのか、どこに行っても食事をすればいいのか、道の駅だからそばぐらいは食べれると思ってわざわざ寄ったのにといったような声を耳にいたします。

そこで、茶茗館の活性化、道の駅としての機能の充実を図る観点から、以下のことを伺います。

1つ目は、茶茗館における管理運営についてであります。2つ目が、茶茗館における飲食の提供についてであります。3つ目が、災害時の避難場所としての道の駅の活用についてであります。

最後に、地域の防災拠点の機能充実についてということで、2点の質問を行います。

地域振興センター、これは各集会所等ではありますが、地域の避難場所に指定されているが、非常災害時にライフライン、ガス、水道、電気等が途絶えたときの緊急用設備が整備されておりません。大規模災害時において、地域の人たちが長い避難生活を送るために、非常用電源設備等は不可欠なものと考え、以下のことを伺います。

避難場所に指定されている集会所等への非常用電源設備の設置について、2つ目が自主的に非常用電源設備等を設置しようと考えている自治会等への支援について伺います。

以上の質問に対して町長等の答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、ユネスコエコパークは、地域の自然環境と共生に率先して取り組んでいる地域として、国際的に認定された場所のことであり、当町は全域が認定をされたものでございます。

今回の登録は、本町の豊かな自然環境と人々の暮らし、歴史・文化や川根茶栽培に代表される地域農業、森林環境整備等を含めた川根本町そのものがユネスコに認められたものであります。記念式典での発言は、川根本町は世界に認められた宝であり、今後も広く川根本町を発信していくといった趣旨のことを申し上げました。

しかしながら、エコパークは、同じくユネスコが認定登録する世界遺産と比べますと、認知度はまだ高くないのが現状であります。まずは、住民にエコパークとは何かを御理解をしていただき、自分たちが世界的に認められた地域に住んでいることを誇りに持ってもらうことが重要であると考えております。

今回、発行される町広報紙7月1日号においてエコパークに関する特集を掲載したほか、7月4日には、住民の皆様や関係の機関の方々を対象としたエコパークに関する勉強会を開催する予定であります。今後、このようなエコパークのさらなる周知を図るための取り組みを様々な機会を捉えて展開していきたいというふうに思っております。

2点目の活性化方策と拠点整備に関する御質問がございました。

ユネスコエコパークの登録を受け、経済的發展を目指す取り組みとして、町内の自然環境を生かした自然体験フィールドの提供やエコツーリズムのさらなる充実、推進、地域の農林生産物のブランド化に取り組んでいくことが可能であり、重要であると認識しております。行政といたしましてもこれらの円滑な推進を図るため、関係課から成る検討会議を持ち、多方面からの連携を図りながら、エコパークの町としての振興方策を協議、検討、推進してまいりたいというふうに思っております。

拠点整備に関しましても、資料館やまびこ、南アルプス山岳図書館、茶茗館等をエコパークに関する情報発信拠点と位置づけ、検討会議において検討協議し、今後のより適切な対応を図っていきたいという考えを持っております。

次に、次代を担う子供たちへの環境教育についての御質問にお答えをさせていただきます。

21世紀を担う子供たちへの環境教育が極めて重要であることから、教育基本法及び学校教育法は、教育目標の一つに環境教育を掲げております。学校教育法は、環境教育を学校内外における自然体験活動及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことと規定をされております。また、国は、国民一人一人の環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくために、平成15年7月に環境教育推進法を定め、さら

に平成23年6月には、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政、企業、民間団体等の協働がますます重要になってきていること、国連のESDの動向や学校教育での環境教育の関心が高まったことを踏まえ、自然との共生の哲学を生かした人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があるとのことから、「環境教育推進法」を「環境教育促進法」に改めております。

一方、静岡県では、平成24年3月に、静岡県環境教育行動計画のふじのくに環境教育基本方針普及版を策定し、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくりを基本目標としております。県の基本方針の中には、環境教育により、ライフスタイルやビジネススタイルをはじめとする社会全体のシステムの変革に向けて、主体的に行動する人づくりが大変重要であることから、人間と環境の関わりについて正しい認識に立ち、自ら考え、判断し、行動する人材を育成することを目指すとしております。

国及び県の方針のもと、川根本町では、総合計画後期基本計画の中で、学校教育や生涯学習の場で町民と協働で町の特色を生かした環境教育や自然体験学習などを積極的に推進することをうたっております。本年6月、川根本町全域を含む南アルプスエリアがユネスコエコパークに登録されました。本町の大部分が、人が生活をし、自然と調和した持続可能な発展を実現する地域である、移行地域となっております。

ユネスコエコパークでは、自然や文化をきちんと理解し、その上でその資源を保全しながら、利用し、豊かな地域をつくることが求められております。

町内の資料館やまびこは、地域の民俗文化や昆虫類、チョウ類などが展示され、植物や昆虫などの知識に精通した職員がおり、ユネスコエコパークの拠点の一つとして重要な施設になり得ると考えられております。その場合には、資料館やまびこは、川根本町の資料館やまびこから世界の資料館やまびこへ昇華し、国際的に自然や文化を担保する施設となる可能性が出てきております。

そのため、10年ごとの年次報告書で、動植物リストなどのリストの提出や、継続的なモニタリングも必要になると聞いております。したがって、当町が南アルプスの環境の学術的研究拠点となり得ることも想定され、その成果を次世代を担う子どもたちへの環境学習に役立てることが期待できております。

次に、茶茗館における管理運営に関する質問でございますが、同施設は平成6年度に、地場産業の振興及び地域の活性化を図り、あわせて住民の福祉を増進するため設置された施設であり、管理運営につきましては、平成14年4月より一般社団法人川根本町シルバー人材センターと管理運營業務に関する単年度更新による委託契約を締結をしているところであります。

同施設に関しましては、平成21年2月に示された川根本町行政改革推進委員会における公の施設の在り方に関する検討結果においても、地場産業を代表する川根茶の情報発信基地としての機能の重要性は高いものであるとの評価の一方、現状の施設のあり方及び運営状況に

は検討を求められていると認識をしております。

町といたしましては、本答申を踏まえ、当該施設のあり方を再検討するとともに、現状に即したよりよい施設運営管理が図られるよう、様々な方面から意見をいただき検討していきたいと考えております。

2点目の質問であります。茶茗館における飲食の提供について質問がありました。

同施設開設時には、周辺の飲食店等への影響を考慮する観点から、飲食提供を行わない形態での施設設置としてスタートし、現在に至っております。施設来場者からは、飲食提供を求める幾つかの御意見があることは承知しておりますが、現時点での飲食提供には多くの課題があるということも事実であります。先ほどの管理運営に関する対応とあわせ、今後、当該施設のあり方を検討する中で、飲食提供に関しても協議をしていきたいと考えております。

最後に、災害時の避難場所としての道の駅の活用に関しましての質問ですが、道の駅整備に関して、平成16年10月に発生した新潟県中越地震を契機に防災拠点として機能整備が進められているところであります。当該施設においても現在、県の手により非常用トイレ、非常用発電機、情報提供設備の設置が進められているところであります。

今後、発災時における当該施設へ滞在した観光客や周辺地区住民等の一時避難場所として活用が図れるものと考えております。

次に、避難所として指定をされております集会所等への非常用電源設備の設置についてでございます。

現在、自主防災組織には、発電機と投光器が配備されておりますが、これは川根本町自主防災会防災用資機材整備事業費補助金交付要綱に基づく3分の2補助などにより整備しているものであります。集会所は第一次的な避難所として指定をされておりますが、集会所において夜間等に電源の確保ができなくなった場合には、こうした発電機、投光器を使用していただき、対応していただきたいと考えております。

また、飲料水等の確保につきましては、断水となった場合に備え、各自主防災組織に応急給水用ろ水機が配備されておりますほか、2tの水を供給できる能力を持った給水車が総合支所に1台配備されております。

自主的に非常用電源設備等を設置しようと考えている自治会等への支援につきましては、今後につきましても、各地区自主防災組織が防災用資機材を購入したいという場合には、川根本町自主防災会防災用資機材整備事業費補助金交付要綱に基づき、経費の3分の2を町から支援をさせていただくこととしております。

ただし、例えば太陽光発電設備や蓄電池などはこの補助金の交付要綱のメニューには入っておりませんが、事例といたしましては、平成23年度に川根本町地域自治振興事業交付金を活用し、崎平区が太陽光発電設備を整備しております。この太陽光発電設備や蓄電池は、災害時にはもちろん、環境分野においても有効な設備であることは認識をしておりますが、まだまだ高額な設備費用がかかることから、各地区の負担も大きくなりますので、今後の普

及率等を見きわめながら、町の支援が必要かどうか、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、茶茗館のことにつきまして、茶茗館の管理運営ということで、平成14年にシルバーに管理委託をして現在に至っていると。行革によって茶茗館というのは地場産品の情報の発信基地ということで捉えられているようですが、町長がよく言われます高齢者の知識や経験を生かしたまちづくりを進めたいという観点から、今、シルバーに委託しているのはお茶の提供の部分だけだと思うんですが、そうではなくて、全ての管理、いろいろなイベント等をやる企画などにも高齢者の知識とか知恵、そういうものを生かしてやるという考え方をお持ちかどうか、まず伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私が個人的に感じておりますのは、果たして茶茗館にシルバー人材センターの事務所が入っていていいのかという疑問が実はあります。やはりここは対応を考えて、もう少し茶茗館としての施設を充実するほうがいいではないかというような感じをしております。そうしますと、いろんな展開が変わるのではないかと、茶茗館自体が。そのように感じておりますので、何とか検討してそのような方向で進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 管理運営ということで、今、シルバーの事務所があることについては今後検討していきたい、シルバーの運営についても多分今後検討されていくということですが、現在茶茗館の管理運営というのですか、活性化の面で、茶茗館プロジェクトチームというものがあるかと思いますが、それについては、そのプロジェクトチームが実施する事業に対して町のほうで予算措置をしているわけですが、その団体に年間の計画等を全て委託して事業を任せる、そのような考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

茶茗館プロジェクト会議につきましては、発足当時より茶茗館の誘客促進を図る上で、茶茗館で行うイベントに対して御協力をいただくというコンセプトで活動をお願いしているというふうに理解をしております。したがって、通年全てを委託するかどうかという形については、今後いろんな形で協議をさせていただきたいことにはなろうかと思っておりますし、先ほど来申し上げておりますとおり、茶茗館のあり方と関係してくる中で、今後は茶茗館の誘客を図る上のイベント等についても検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 茶茗館の関係で3点目に、非常災害時の避難場所ということで道の駅の活用について再質問をさせていただきます。

土木事務所の事業の説明があったときに、先ほど町長からの説明がございましたが、仮設トイレとかモニターテレビ等、非常用発電機ですか、そういうものを置いて、施設の充実を図りたいというお話が県からございました。その管理運営については、管理者ということで、当然町になるかと思いますが、その管理運営をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、お答えいたします。

今お話がありました県土木が実施しております道の駅への防災設備については、災害時にトイレとして使うことが可能な非常用トイレ、また災害時、もしくは通常時も含めているような情報発信ができ得る情報発信モニター、それと発電機という形の整備を進めております。発災時におきましては、当然施設の管理者、茶茗館におきましては管理委託をお願いしておりますシルバーの職員になりますけれども、また音戯については町が行っていますので、町の職員という形になりますが、その現場の職員が一時対応するという形になるというふうに考えております。

先ほど来、説明の中で一時避難所という形で御答弁させていただいておりますけれども、漢字で書くと一時ですけれども、いつきの避難所という形です。茶茗館であったり、周辺の方々がまず避難をできる場所としての最低限の整備をするという形が現在進めている道の駅での防災整備であります。施設の状況等につきましては、いろんな意味で全国的には道の駅、多々ありまして、かなり防災機能を充実した道の駅もございますが、現在町内の道の駅2カ所については、先ほど申し上げましたトイレ、情報発信設備、発電機という形の整備になりますので、いつきの避難体制、そこに滞留していた方々及び周辺の方々がいつき避難できるという形の対応を考えております。

その後につきましては、茶茗館におきましても、広域避難所につきましてはたしか第一小学校になっていると思いますし、地区の避難所については、先ほど来質問がありました地区集会所という形になりますので、そこまでの形という形の整備というところで現状は進めておるところであります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今の答弁の中で、もう一度確認をさせてください。

この資機材についての管理というのは、管理者ということで、町がやるということで、そういう考え方でよろしいですね。はい、わかりました。

それでは、もう1点、茶茗館に関することですが、飲食の提供ということで、これは考え方も変わってきたのかとは思いますが、昨年、これは課長も代わられているので、考え方

も変わってきたとは思いますが、全協のときに、茶茗館での飲食の提供ということで質問をしたとき、商工観光のほうから、それは個別的な相談になると。もし任意にやりたい団体の方があったら、内容等を検討しながら協議をしていくという答弁がございました。

今、町長は、飲食も含めて総合的に判断していく必要があるということですが、以前も任意の団体がそこに飲食を提供する場所を図面まで描いて提供した経緯があるということを知っています。ですので、やはり茶茗館の活性化、今後のユネスコエコパークの拠点ということを考えれば、食事の場所の提供というのは必要不可欠な施設ではないかと考えますが、再度伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） それでは、お答えさせていただきます。

茶茗館での飲食提供の要望については、昨今、議員言われるように道の駅というものに対する要望とニーズの中では、情報発信、トイレだけではなく、飲食の提供ができる場所という社会通念の認識があろうということは理解をしております。

しかしながら、先ほど管理運営のときにも申しましたとおり、茶茗館のあり方というものを検討する中で、飲食提供についてのことも含めて再検討させていただくという形の中で対応させていただきたいというふうに考えております。

従前、いろんな形で一時的に飲食提供という形のものが行われた経緯もあろうかということも了解をしておりますけれども、基本的な考えとしては、イベント時であるとか催事のときに飲食提供の場があったという形の考えの中で、施設として飲食提供する状況、恒久的に飲食を提供するための状況を維持していくためについては、協議の上で実施をしたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 再確認をさせていただきます。

今後の運営を含めて飲食の提供、そういう施設もあそこに設ける、茶茗館に設けるということも今後の検討課題ということで捉えてよろしいでしょうか、伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） 議員おっしゃるとおり、茶茗館のあり方も検討する中で対応していきたいと思えます。

飲食については、設けることの検討ではなく、設けることもどうかということも含めて検討したいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） やはり茶茗館もユネスコエコパークの拠点という考え方であれば、設けるという前提のもとに協議をしていただきたいと思います。

次に、防災拠点の機能充実ということで再質問をさせていただきます。

先ほど町長のほうから、いろんな防災資機材、発電機、投光器等については町の3分の2

の支援をしてやっているが、太陽光とか蓄電池などについては大きな経費もかかるので、まだ今後検討していきたいということですが、非常に太陽光にクリーンエネルギーという面から考えても、避難生活をするに当たっても、やはり電源の確保というものは非常に大切になってくるかと思いますので、再度この点について伺います。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいま議員御質問の太陽光につきましては、蓄電池も含めて御対応したいと思います。

まず、議員は大変費用がかかるというお話をされておりましたけれども、担当課は企画のほうになるんですけれども、工事費のほうが1kW当たり大体40万から50万ぐらい、一般家庭のものでかかるということであります。

先ほど実例です、崎平区が平成23年度にこの設備をされたということでもありますけれども、大体一般家庭ぐらいの大きさです。4.8kgのものを整備しております。そのときには、自治会交付金がありまして、実質、金額を言っていないのかちょっとわかりませんが、260万ぐらいの工事費の中で、補助金というか交付金が146万8,000円ほど出ております。ですから、これが大体56%ぐらいの補助率であります。

全県のをちょっと調べてみました。太陽光発電がですね、これが集会所等に適用されているかどうかということについて調べてみたんですけれども、4市該当がありました。実質34市町のうち、富士宮市と袋井市、沼津市、裾野市において、集会所等に補助するという項目がありました。かなり非常に低い金額の補助であります。まず裾野市につきましては1kW当たり3万円で上限が12万円、つまり4kWまで。それから沼津市が1kW当たり1万5,000円、上限が4万5,000円で3kWまで。それから袋井市については、1kW当たり3万円、上限が12万円ですので、4kWまで。それから、富士宮市については、これがちょっと大きかったんですけれども、上限が21万円で1kW当たり2万5,000円です。ですから8.4kWぐらいのものまで見ていただけるということなんですけれども、これが例えば5kWだと12万5,000円、4kWだと10万円ほど、このぐらいの補助があるということで、蓄電池についてはありませんでした。やはりこの蓄電池も、この太陽光と一緒に整備をするということになりますと、いろいろ規模もありますけれども、蓄電池については本当にちやちいものから非常に性能のいいものもあるんですけれども、10時間ぐらい使用できるものを基準とした場合、やっぱり太陽光発電と合わせると400万から500万くらいかかってしまうような形です。安いものを選べばそれなりのものがあるでしょうけれども、それでもやっぱり蓄電池が、太陽が照っていて蓄電をされた場合には二、三日もつということにはなるんでしょうけれども。なかなか集会所、一時避難所ということになりますけれども、そこら辺が長期の使用にはなかなか耐えられないのではないかなというふうな、そんなことを考えます。

太陽光発電、蓄電池につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、非常にクリーンなものでありますし、今後本当に普及していけるものではないかということで、実際

4市においてもこうした補助金があるということであれば、川根本町としてもある程度の検討は、前向きに検討することもあるかと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、総務課長のほうから前向きな答弁をいただきました。今後の検討の中で防災資機材、非常用電源設備ということで補助の対象ということで、検討を進めていただきたいと思いますと考えます。

防災資機材の中でもう1点伺いたいことがございます。

この川根本町の地域防災計画の中に自主防災組織の主要資機材等の一覧ということで、避難生活用の資機材の中で仮設トイレというのがあるわけですが、先ほど一時避難場所だということで説明されましたが、やはり長期の生活を強いる場所であるというふうに考えます。仮設トイレがほとんどの自治会に配布されていないし、非常用の便等を回収する袋、そういうものも設置をされておきませんが、今後資機材の整備という中で、町のほうで計画をされているのか、これは自主的に自主防災会で整備をしていくのか。その辺についての考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今の御質問にお答えします。

今のは、この川根本町地域防災計画資料編という形の中で拾われたと思うんですけども、これが平成23年2月の時点で防災計画が出ていると思います。先ほど担当のほうにも少し確認をさせていただいたんですけども、例えばここですね、発電機についてもゼロという地区があるんですけども、これは、この防災用資機材の補助金そのものが平成21年度から制定をされておきまして、その後、各地区順次そろえておきまして、今はほとんど全て各地区で整備されているということでありまして、仮設トイレにつきましてはゼロが確かに多いんですけども、ここら辺につきましても、今手元に現状の資料はもっておりませんが、こうしたことにつきましても、自主防災会でもいろんな、区長会ですとかそういうことを含めまして、いろんな御意見を聞きながら、必要なものについては当然設備を整備していきたいと、そんなふうに考えておるところであります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 非常に避難生活に必要なものでありますので、早急な整備をお願いしたいと考えます。

最後に、エコパークの関係のことで再質問をさせていただきます。

まず、理念の周知と啓発ということで、先ほど町長のほうから御回答をいただきましたが、やはり住民に周知がされていないと、ユネスコエコパークの理念というものなかなか達成することができないと思います。町のほうでもDVDとかパンフレット等で啓発をされているということですが、現在そのユネスコエコパークを住民に周知するためにつくられている

DVD、その状況がどのようなになっているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） お答えいたします。

町が作成しましたDVDにつきましては、まず骨子としましてエコパークの登録を目指してという形の言い出しになっております。ただ、全体におきましてはエコパークとはという形のをPRしておりますので、認定後でありますけれども、現在、本庁舎、支所においては連日流させていただいておりますし、関係する町の施設、先ほど申し上げました拠点施設等についても把握をさせていただいて、活用させていただいております。

また、町内の各学校についても、DVDをお配りさせていただいて、活用していただけるようお願いをしたところであります。

また、今後ですけれども、冒頭申し上げましたとおり、エコパーク登録を目指してという形のところでありましたので、登録後という形で、議員御心配のとおり、理念啓発についての新たなDVD、リニューアルするような形も含めてDVDという媒体も検討していく中で、より多くの方に理念を伝えるということに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） まず、意識の高揚というですか、皆さんに誇りを持っていただくということ、先ほど町長も盛んに言われています。それが非常に大切なことだというふうに考えます。

これは新聞のほうに載っていたわけですが、南アルプスエコパーク、市職員一丸PRということで、静岡市が行ったものでありますが、このようなポロシャツをつくったりのぼり旗をつくったりして、バッジをつくったりして、自ら啓発をされているわけです。町のほうにおいても、以前、川根茶魂というポロシャツをつくった経緯があるかと思いますが、そのような形のを進めていく考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） お答えいたします。

静岡市のポロシャツについては新聞記事のとおり、静岡市エコパーク担当の清流の都創造課の職員が自費でつくって対応しているものであります。

当課におきましても、冒頭、菌田議員の御質問にもありましたとおり、7月12日からきかんしゃトーマスの運行が予定をされております。多くの来場者、来客が見込まれるということもありますので、現在、当課の職員で、有志で出し合っつくろうかなというバッジの予定を進めているところであります。

のぼり旗につきましては、エコパークの協議会、3県10市町の中でつくった統一ののぼりを役場、本庁支所並びに千頭駅周辺等には掲載させていただいております。また、庁舎には横断幕を上げさせていただいておりますけれども、そのような形でPRを図っております。

また、バッジにつきましては、協議会で共通して作成するバッジであります。ちょっと今、

自分がつけている上のバッジは、デザイン自体は南アルプスエコパークの統一デザインでありますけれども、小さい文字が「ACTION FOR」という形で、目指せという形の書き出しで始まっております。登録を受けて、南アルプスユネスコエコパークというバッジを基幹市であります山梨県の南アルプス市のほうで作成を進めているところであります。まだ来ておりません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、ポロシャツについても有志でつくっていらっしゃるという、非常に前向きな答弁をいただきました。ぜひつくっていただいて、私たちもそれを着て、南アルプスエコパークに認定されたということを町外に周知をさせていただきたいと思いますので、間違いなくそれは実施していただきたいと考えます。

次に、2番目に、エコパークの登録を活用した地域の活性化と拠点整備ということで伺いました。エコパークの理念を実践するには、先ほど町長も言われましたように、山梨県もそうだし、長野県もそうであります。静岡県、川根本町も含めて、広い範囲にわたっていますので、地域の連携ということが欠かせないかと思えます。特に井川地区もエコツーリズムというものを推進してまちおこしをしていますが、近隣町との連携強化というのですか、そういうことについて、どのようなお考えか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 井川のほうは大変重要で、静岡市並びに井川とは、それぞれいろんな形で協議をしております。その中で、やはり全県をもって対応するというのが必要ということが共通認識ですので、環状線も含めていろんな形が出てくるのではないかなというふうに思っております。

その中でもう一つ、近隣市町もそうなんですが、やはり国有林の関係、林野庁の関係ですが、それらも当然ながら対応をお願いしたいということで申しておりましたが、今幸い、お立ち台の先までは車で行けるようになったということなものですから、何とかいい機会を捉えて、議員の皆さんも一緒にぐるっと回ってくれば、また認識が違うのかなという感じがするものですから。なるべく雨の上がったときとか、日が出たころにはできればそういう形で見ていただければというふうに思っております。

これについては、当然ながら林野庁だけじゃなくて、中部電力も関係するということもあるものですから、それらの対応をまだ詳しくしていないものですから、一緒になって対応したいということも将来的には必要になるかというふうに思っております。

それから、やはり川根本町のほうは、なかなかアプローチが悪くてなかなか見えない、行けないということがあるものですから、先ほども申し上げたとおり、川根温泉、それから、拠点のほうにもいろんなパンフレット等も置きながら宣伝をするという、PRをするということも当然重要になってくるというふうに思っております。

やはり先ほど申し上げました伊那市のほうなんていうのは景色が非常にすばらしく見えるというところだもんですから、見えない、行けないということは、本当にPRをしないと意識が上がってこないんじゃないかなという危惧を持っているもんですから、積極的にパンフレットもつくってPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 先ほど言った光岳の原生自然環境保全地域も、なかなかこちらからは行けないという状況です。やはり実際に目で見て考えるということは必要なことだと考えますので、行政が主体になって、そこのお立ち台のところまで行ける、そのような計画を今後考えていただければ、非常にありがたいと思います。

次に、今、連携ということで、静岡市とか井川、山梨県、長野県のことを町長のほうから答弁していただきましたが、町長がまちづくりの基本と考えている千年の学校、千年の学校の基本理念を見直して、人づくり、人づくりが魅力づくりにつながり、魅力づくりが活力づくりにつながるという、そういういい循環型の社会をつくりたいということで、町長が目指しておられますが、エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進ということがユネスコエコパークには欠かせないという、そういう認識も町長は持っておられるようです。

ですので、千年の学校との関係ですか、どのような形でエコツーリズム、グリーンツーリズムに協力して推進していくのか、その辺について伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一番得意の分野だもんですから、答弁しやすく、非常にうれしく思っておりますけれども。

基本的に今後多分必要になるであろうと感じておりますのは、やはりいろんな場面で説明、案内ができる人材を育成する必要があるというふうに思っております。特に歴史、または川のこと、山のこと、いろんな花のこと等々、それぞれの分野で専門的に勉強している方もおるもんですから、そういう皆さんをピックアップして、今、町にありますマイスター制度、これと連携を持ちながら、人づくりというよりは、もう人をピックアップする時期に来ているのではないかというふうに思っております。

そうしますと、今後トーマスの関係で大勢人が見えても、それぞれ井川線のアプト式の関係の説明をする方、それからハイキングの案内をされる方等々がそれぞれ専門的にやっていたら、毎日毎日勉強しておれば、もっともっと先生になれるという思いがあるもんですから、やはり今後早い時期に人のピックアップをしたいというふうに考えております。

当然ながら、千年の学校でも多くの先生、千年の学校では仙人と言っておりますけれども、そういう皆さんも育ってきているということもあるもんですから、やはりそういう皆さんに、いろんな作業をすることもできる方もおるもんですから、少しピックアップをして、そういう皆さんを早く教育して、前面に出て案内等、もちろんエコツーリズムの関係の皆さんも入っていただくわけですが、そういう皆さんとともに、人材を発掘する、または認める、その

ような時期に来ているというふうに思っておりますので、積極的な対応を私どももしていきたいと思っております。どうか議員の皆さんも、これが得意だという方は、手を挙げていただければ、私どもがピックアップをし、指名をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今の町長の答弁の中で、やはり人というのが非常に核になる。この理念が実現できるのも人だということ捉えられているようであります。

今、人をピックアップして、仙人というですか、インタープリターのような形で利用を考えているようですが、今いろいろな山とか川とか鳥、そういうものについての知識を持っている方がエコツーリズムネットワークの中にも数多くいます。ですが、そういう人たちは限られた人たちでありまして、そういう人たちが何かがあったとき、これはある方が言いましたが、水生昆虫の調査があったと。だけれども、その人が法事等があつて出れなかったとき、それが中止になったというお話を聞いております。ですので、そういう人たちと同じレベルになるのは何年もかかるのでしょうか、そういう人たちを養成するということがまず行政の仕事だと考えます。

ユネスコエコパークの推進事業計画の中で、ガイド養成ということで予算措置がされているかと思いますが、現在どのような形で取り組まれているのか、もしこれからということであれば、どういう形でガイドを養成していこうと考えているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長（野崎郁徳君） ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

本年度予算で、今、議員御指摘のとおり、ガイド養成という形の予算を計上させていただいております。本予算につきましては、今、実際ガイドを取り組んでいただいている方のスキルを上げるというような部分も含めての研修と、今、町長が申し上げましたとおり、新たな人材確保といった両面の取り組みを考えております。

誠に申し訳ありません。まだいろんな形で事業着手に至っておりませんが、本年度において各方面から人材を募集する形で対応をしていきたいというふうに考えております。研修についても、様々な分野について、外部の指導を招いて研修を重ねるとか、町内の既に先駆的にガイドとして取り組んでいる方々のお知恵をかりながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 早急な取り組みをお願いいたします。

ガイドの養成について、やはり実際にただスクリーンを見たり話を聞くのではなく、フィールドに出て実際に自分でやってみる、自分でその中で学んだことを自分なりに解釈しながら、自然や歴史を案内する、そういうような研修をぜひ取り入れていただきたいというふうに考えます。

最後に、環境教育ということで、町長のほうからも御説明がございました。これは、まずお聞きしたいのは、当然次代を担う子供たちに南アルプスの自然の豊かさ、私たちがユネスコエコパークという地域に暮らしているという誇り、そういうものを持ってもらうことが非常に大切なことだと考えます。

例えば高校生に対してはどのような環境教育が考えられるのでしょうか。よろしければ伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 高校生ということですので。私が想定しているのは義務教育が中心になりますけれども。義務教育の中では学習指導要領があります。高校生に対しても学習指導要領がございます。

この中で、今手元にあるんですけれども、高等学校に対する学習指導要領で、各教科ごとにいわゆる環境教育をしていくということになっています。例えば理科について言いますと、理科ですと、持続可能な社会をつくることの重要性を踏まえながら、環境問題等の内容を取り扱うということで、エネルギーとかプラスチックとか、非常に専門的になってきます。ですから、例えば生物系ですと、生態系のバランス、生物多様性の重要性とか、それから、それに伴っての大気の大気熱収支、それから大気、海水の運動とかですね。大きい意味でいくと地球温暖化とかオゾン層の破壊の問題とかですね。それから、日本の自然環境の思想や災害などの自然環境と人間生活とのかかわりについて考察をしていくということがうたわれておりますので、こういう各教科、全部の教科についてはちょっと触れませんが、そういう教科の中でやっていくということになるかと思えます。

したがって、高等学校に対してどういう教育をしていくかといった場合に、学校教育としてはこういう学習指導要領を通してということ、それ以外の場合ですと、社会教育とか生涯学習の中で、例えばですね、一つの方法としては、高校生を中心として例えば自然学習、体験学習をさせるというような方法もあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 私が聞きたかった環境教育というのは、例えば南アルプスについての知識を深めるとかそういうこととお聞きしようと思ったんですが、申し訳なかったと思います。

教科については、今、教育長のほうから詳しく説明していただきましたが、静岡市においては、高校生を対象にした高山植物の保護セミナー、そういうものを実施しているわけです。今、非常に南アルプスの自然というのが、ニホンジカの被害に遭っていて、今、植生の保護ということをやっているんですが、そういうものに高校生も参加して、実際に現場を見て、どのような状況に今、南アルプスがあるのか、そういうことを考えていったらいいのではないかとということで、提案を含めて今、学校ではどういうふう考えているのかというふうに

伺ったわけです。

小学校においては、静岡市は小学生向けの南アルプスの価値を漫画でわかりやすく解説する環境ハンドブックの作成をしているという記事が載っておりました。やはり子供の啓発をターゲットにして、子供を次代の担い手として期待していると。貴重な自然が近くにあるという認識と誇りを持ってもらうのが第一歩。これはユネスコエコパークの理念を理解してもらった第一歩だというふうに考えられますが、意識が高い町民を、市民を育てることが人と自然の持続的な共生につながるということで社説は結んであります。

ですので、こういうことをですね、教科書の中でいろいろエネルギーのものとか持続可能な社会のこととか多分勉強するかと思いますが、そうではなくて、実際に見て感じる、そのような教育も、特に教育長が言われるキャリア教育、いろいろ目的を持って9年間でいろいろなことを実践していく教育につながるのではないかというふうに思います。よろしく御答弁をお願いします。教育長の考えを伺わせていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、中澤議員の言うとおりで私も思っております。

したがって、学校教育の中で今言ったような地域に密着した環境教育というのは恐らく必要であろうということは痛感しております。したがって、そういう教材をつくるかつくらないかということは今後検討の課題でありますけれども、現在も社会科教育の中で、やっぱり地域と密着したものというのは当然教えられております。したがって、ここの南アルプスのふもとという形の教育というのはなされていると考えております。

ですから、それを発展的にするかどうかというのは、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 環境問題で非常に大事なこと、これについて最近、ホテルの関係で福井と伊豆の天城に行っていました。その折にも、やはり学校教育に蛍の飼育等の観察も含めて対応することが地域の活性化につながる、また子供の教育にもつながる。それが親の教育にも環境問題でつながるという話をお聞きしました。これについては、川も非常に大事な話で、川の環境。これはどういうことかということ、魚の関係でいうと、魚の放流、稚アユ等も入りますけれども、ヤマメの稚魚もありますけれども、それらの放流も学校ぐるみでやったらもっとも環境に対しての意識が上がるだろう。それから、将来大きくなる魚を見たときに、自然というのはこれほどの偉大な力がありますよというのわかるだろう。

それからもう一つ、川根本町でいいますとカヌーの関係、これらも環境の一番の最たるもので、非常にすばらしいカヌー、場所もありますし、艇もあるもんですから、何とかそのようなことで教育を進めていくことが、これから先、具体的にやることはできるというふうに思っているのです、そのようなことも含めて具体的に進めていきたいというふうに思っており

ます。それはもう全て環境教育につながるという思いでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） いろいろ前向きな御答弁をいただきました。やはり地域の住民の理解を得た上で、行政と住民とが連携しながらこの事業を進めていく必要があるかというふうに強く感じました。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

3時15分に再開をいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時13分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

6番、芹澤廣行君、発言を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 6番、芹澤廣行です。

通告に基づきまして、大きく2点につきまして質問させていただきます。

第1番目の26年度一番茶の概要についてということで、この質問につきましては同僚議員が先ほど来詳しく行政にお聞きしましたものですから、この中で、5番目まであるわけですが、少し足りないところだけ行政にお聞きします。

まず1番目の一番茶の生産量について、26年度の概要を産業課長のほうから説明していただきました。前年比97.7生葉、94.9荒茶ということで、昨年が非常に悪かったものですから、それを先ほどの答弁の中でちょっと計算しましたら、23年度分につきましては、生葉につきましては、私の計算が間違わなければ、約30万kgの減ですね。荒茶に至りましては6万3,500kgぐらい一昨年に比べまして減っているという非常に厳しい中であります。

なぜいつもこの一番茶のといいますか、茶業について行政側にお聞きしたいというのは、確かにちまたではお茶という作物について、そんなに町民が、一部の方を除いて、かつてほど熱の入れようがないと。今年に至りましては凍霜害にやられ、霜にやられ、それから特に旧本川根町は4月25日の降ひょうでやられて、ある意味生産意欲を失った方が多少なりとも出ております。しかし、我々としては、やはりこの町は当分の間、茶業、林業、そして観光というこの三本立てで何とかこの町を守っていくと。そして、この母体を中心に雇用を確保しながら、他の中間山間地の市町に比べまして、何とか人口の流出を防いで、この自治体を守っていくんだと、そういう意味においてたびたび質問させていただきます。

私の質問の前に5人の議員のほうから茶業以外のおおむね全てにわたり、この町が抱えて

いる山積問題についてどのような町長以下、お考えがあるか答えていただきまして、なるほどと思うところもあるし、また別な面で切り込んでいく面もあるんじゃないかというような考えで、事前通告に少し載っておりませんでしたけれども、皆様5人の意見を聞きながら、総括的に最後に意見をちょっと述べさせていただきます。

2番目に質問で、竜泉市の訪問が間近に迫っております。私個人は3月の予算委員会で賛成しました。これにつきまして、別に反対という立場ではございません。ただ、あのときは急行列車の車窓に見えるような電柱を数えたぐらいで、細かな説明というものがよく私が聞けなかったものですから、この場をおかりしまして、この訪問についての目的、それから訪問団の構成、あるいは費用、それから今後この8,000人を切った小さな町が中国の大陸のど真ん中にある竜泉という、ネットで調べてもなかなか検索が難しい、役場の職員に聞いても、知らんよというやつが半分、町民に至っては99%が、それほどこの町だというぐらいの町なんですよ、町民の意識はですね。

これは町長以下、今度派遣される皆さん、一部議員の皆さんはよく御存じだと思いますので、この辺について少し今後の我が町の対応も含めて質疑をさせていただきます。

以上、あとは個別の質問で。

○議長（中田隆幸君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） まだ緊張が続いております。申し訳ありません。

実は今、一般質問の要旨もないような感じだったんですけれども、通告でいただいておりますので、せつかく職員にも数字を並べて丁寧に書いていただきました。その関係で、表面だけを少し述べさせていただいて、後ほどはダブったところは質問をしないようにしていただいて、お許しをいただければ、そのような形で対応をしてよろしいかどうかお伺いしたいと思いますが。

○6番（芹澤廣行君） 議長、結構でございます。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、大変、芹澤議員を褒めているものですから、そこだけは少し大きな声でお答えしたいなと思っております。

それでは、芹澤議員の質問にお答えさせていただきます。

議員におかれましては、茶業関係につきまして常々御意見、御提案を頂戴しております。参考にさせていただいていることをお伝えし、大変心強く感じているところであります。芹澤議員の川根茶や私たちのこの地域に関する並々ならぬ愛情を感じるにつけ、町民の顔を思い出しながら、町長として身が引き締まる思いをいたしているところでございます。

さて、芹澤議員からは、川根茶の状況に関する御質問をいただきましたが、これからデータをお示ししながら、町の捉え方を御説明させていただきますけれども、芹澤議員が茶業や農業に関して日ごろの話題として御提示をいただいております点につきましても、少し言及をしていきたいというふうに思っております。

これがダブりますけれども、本年の一番茶の生産量と価格でございますが、なかなか正確な数量、金額をつかむことが難しいというのが現実でございます。これは、賃もみによる製造分があることや荒茶ではなく仕上げ茶として販売をしている状況が混在しているとういことであるためでございます。

そのため、共同製茶工場の生産実績及び農協の川根茶業センターの取引実績に基づく荒茶ベースのものを提示させていただきたいというふうに思います。

共同製茶工場の荒茶生産量は164 t でございます。また、川根茶業センターの荒茶取引量は77 t でございます。金額ベースでは、共同製茶工場の荒茶出荷金額合計が約5億5,000万円で平均単価3,345円、川根茶業センターの荒茶取引金額が2億5,000万円で3,267円でございます。個人工場の数量を勘案いたしますと、歩どまり係数などで精査をいたしまして、荒茶換算で約250 t、金額においては8億2,500万円程度ではないかと推測をしております。

収穫をする計画で茶園管理をしていたにもかかわらず、その摘採を行わなかった茶園面積は約2 ha、これは4月下旬の降ひょうの極めて深刻な被害を受けた茶園であります。この場所は極めて深刻な被害を受けておりました。そのほかの茶園に関しましても、志太榛原農林事務所、農協及び役場などの全体状況調査に基づく対処方法の提案に対して、各茶農家や協同組合が冷静かつ的確な御判断をされた結果であるというふうに思っております。

議員をはじめ、議員各位が非常に心配された4月前半の降霜もありました。この時点で、萌芽と外葉が被害を受けていたことは否めません。加えて、4月から5月にかけて気温がなかなか上昇しない日が継続していたのも本年の特徴でありました。

これらのことから、全体として昨年の生産数量とほぼ同じ程度の結果となっております。昨年度は、平年に比べ3割程度の減収量でしたので、平年との比較によれば減収となっております。また、そもそも収穫をしない茶園面積実数の把握はできておりませんが、この面積は拡大していることは確実ですので、単位面積当たりの収穫状況は昨年よりはよかったですのではないかとこのような評価をしております。このことは、茶農家の使命は良質な川根茶の生産と供給であるという大前提とわきまえて、萌芽期から開葉期の茶樹の経過を観察して、適期収穫をする、非常に冷静かつ高度な技術が、やはり我が町の茶農家にあるのだということを確認した年でもありました。

農協の品評会及び互評会においては、各出品者の茶の品質について非常に高い評価を受けておりました。これが価格に反映されなかったのは大変残念なことでありましたが、しかし、このことは短期的に醸成される技術ではなく、関係機関のサポートやアドバイスを理解して、現地で実践できる伝統ある銘茶川根茶産地だからこそなした、今年の一歩茶であると、町長として感慨深く思っております。そしてさらに、我が町の茶農家の心意気を誇らしく感じた次第でございます。

さて、議員から御指摘をいただいております茶共済制度でございます。

静岡県中部農業共済組合においては、茶農業共済制度ができた当時から制度の普及啓発に

尽力されていると聞いております。農協においても普及啓発活動を実行しているとのことでございます。しかしながら、農業共済への加入者数は非常に少ないのが現状でもございます。現在の加入者数は、8組合54名でございます。これは、共同製茶工場加入農家においては農業共済に加入できるものの、個人製茶方式の茶農家は茶農業共済に加入できないこととなっておりますが、この点の改善が国会議員をはじめとする制度改正要望により、6月末に改正をされた模様でございます。

この動きと近年の気象動向を踏まえて、町として、茶共済の加入促進を推進するために、農家の掛け金の一部を当面の間において補助することとしたいというふうに考えております。農業経営の体質強化を図るための施策であります。やはり農家の経営自体をきめ細かく強くしていくことが目的でございますので、共済事業の運営主体である静岡県中部農業共済組合を中心に、農業経営の実務を担う農協とも連携して一層の普及啓発活動を実施していきたいというふうに思っております。

これまでの議会でのやりとりや議会以外での意見交換において、芹沢議員をはじめとし、それぞれの議員が、農業者そして町民同様に心から川根茶を愛し、心配もしていると常々痛感をしているところでございます。議員からは具体的なアドバイスや指摘を頂戴をいたしました。町としても何とかしていきたいと考える契機をいただいておりますというふうに考えております。

本日は何人もの議員の方が近年の、そして今年のお茶の動向に注視され、心配されている旨の御発言いただきました。そして、危惧的な発言だけでなく、前向きな御提案もいただいております。大変ありがたく、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、茶業者から日々具体的な相談も寄せられております。役場においては、相談された案件そのものの解決だけでなく、関連する多方面の情報提供をしておりますが、役場で対応し切れない部分や技術的な部分については、農協の営農担当や県農林事務所などに直接指導を依頼して対応しているところでございます。

今後は、新規作物導入によるお茶との複合経営が本格化してくると思われまますので、関係機関との連携を一層強くし、的確なサポートができる体制を築くよう尽力し、足腰の強い川根本町の農業経営を築いてまいりたいというふうに思っております。

これからもお力添えをよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、2点目の8月に予定されている竜泉市訪問についてのお答えをさせていただきます。

友好都市推進事業の概要を説明をさせていただきます。当町は、平成21年度より中国浙江省竜泉市との交流を開始し、平成24年8月、竜泉市書記を初めとする訪問団来町時に友好交流推進に関する意向書を取り交わしております。その後、竜泉市からの提案で、さらに有効期限を5年と定めた友好関係を樹立する協議書の締結を求められているところでございます。

現在、町では、首長も代わったことで、政策理念の変化、また日中友好協議会の御助言等

もあり、町民や議会の意向も踏まえた上で、今後の友好関係の推進について、再度判断をしたいと考えているところでございます。このことから、平成26年、議会、町民から構成する訪問団を結成し、スケジュール等の調整の結果、8月18日から22日までの期間で中国竜泉市に訪問したいというふうに考えております。

質問にありました1番目の訪問団の構成についてでございますけれども、茶業及び商工業にかかわる方々の意見を聞き、竜泉市との友好交流が各種産業においても有効なものであるかの判断材料にすると同時に、同行する議員からも意見を聴取し、今後の有効交流が効果的であるかどうかを総合的に判断するため、商工会、観光協会、JA大井川中川根支店・本川根支店、川根茶業共同組合より各1名、町議会より3名、私ほか事務局3名、通訳1名の構成となっております。

この訪問団の費用につきましては、今後の友好提携について判断をしていただくということが目的であり、また行政から依頼したものであるため、一般会計からの支出とさせていただいております。訪問事業業務委託は入札の結果、名鉄観光サービス株式会社静岡支店と129万7,400円で契約をしております。

今後も相互訪問を継続していく予定かということですが、訪問後には、議員の皆様全員協議会等の場で報告させていただきたいと思っております。その後、訪問団に参加していただいた各団体の方々、また議員の皆様のご意見等もお聞きしながら、町として竜泉市との今後の友好提携の進め方について、総合的な判断をしたいというふうに思っております。

判断した内容については、もちろん尊重しなければなりません、しかし海外という特殊な事情、また静岡県の浙江省との交流の関係もありますので、町としての方針が定まった後、県・日中友好協会等にその方針を伝え、相談を行い、竜泉市との友好提携について交流の方針を決定をさせていただきたいということで対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 1番目の一番茶の概要につきましては、産業課のほうで出していただいた資料、誠にありがとうございます。

ただ、3月の定例会におきまして、製茶協同組合に入っている方の人数把握、価格の把握というのは非常に多いんですけども、自園でやっている方、あるいは家庭農園的に近所の精揉機屋さん頼んでわずかな量をこなして、親戚、身内、あるいは一部販売というふうな、生産形態、販売形態が非常に複雑な川根本町の実態です。この実態があるがゆえに、静岡県の生産量のおおむね1.2、1.3%の量しかないんですね、川根本町の。しかし、ネームバリューとしましては、私ども60代、あるいはもうちょっと下の55歳以上ぐらいの方は、川根茶と言えば静岡の銘茶だと、そういうのが本当にパーセントでいきますと、生産量1.5%に対してその20倍ぐらいのネームバリューはまだ残っております。

こういう非常に煩雑な生産体系、あるいは販売形態の中を産業課のほうにとりよりも行政にお願いしまして、一度悉皆調査をお願いしたいと、3月に申し入れをしておきました。担当の課長さんも代わられて、室長も代わられて、その辺がうまくいかなかったと思うんですけれども、鈴木室長に聞いたら、4月の当初ですけれども、アンケート調査みたいなことをやりたいよと、全戸やるということで。それもなかなか難しいなど。アンケートを出しても、返事が返ってくるというのはなかなか室長、難しいよと。例を挙げますと、議会だよりを読んだかどうか感想を求めたところ、昨年約3,000件配布した議会だよりの返答がわずかに73件、はがきが来たのは73件、間違いはないですね、事務局。恐らく七十二、三件です。それぐらい町民がペンを持って自分の意見を申し述べるというのは、議会だよりは確かに見えていながらも、それに対するコメントというものは、なかなかこちらが求めているようなものの数値が返ってくるとは思いません。

ここでですね、3月に町長もお答えになりました、町の実態を忙しい中、誠に恐縮けれども、町の職員の方に、あるいは我々も含めて、各訪問しながら実態を調査する方法もあるかといったら、町長、記憶にあると思うんですけれども、地域支援という形の中でそういうこともこなしていきたいというふうなことをおっしゃられました。

また、これは農業に関して以外の部分については、医療関係、福祉関係、教育関係、これは非常にデータを各課、具体的に持っているわけですね、家族構成とか。細部にわたるデータもあります。この際、この茶業の問題を今年、来年で片づけるというふうなスタンスではなくても結構です。まだ町長も3年半も在期がある中ですからね。ライフワークとして何とかこれからの茶業の方針、町長が各23カ所で言われたような篤農家の支援、それから、じゃ篤農家の以外は何だということになりますけれども、一般生産家といいますか、あるいは家庭農園的にやっている方、これ全て網羅しながら、実態をまず役場、産業課がつかんでいただくと。そういう中で農家が所得を上げるような道を模索していくというふうな方針をぜひこの1年、2年の間に私はつくっていただきたいと思うわけです。

茶が悪いと、先ほどの単価を聞きまして、3,345円云々とあります。これが果たして再生産に回して、あるいは次の機械を買う再投資に結びつけられるかという数字ではないと思うんですね。実際の問題、肥料、農薬が高い、労賃、電気料金、重油も高い中で、再生産に回すだけの能力というものは、なかなか今、農家は持ち得ないと思うんですね。そういう中で私の意見ですけれどもね。他の業種を見ますと、私、ちょっと個人的になりますけれども、かつて畜産業というものに携わったことがあるんです。これは、お茶と同じようにピンからキリまである食べ物なんですね。お米というと、コシヒカリ、魚沼がどのと言ったって、その3倍も4倍もするような値段じゃありません。ただ、ああいう極めて少ない量の中でうまいものというものに対するの評価は、日本人一億二千何百万いる中で、お金持ちという表現がいいかどうかわかりませんが、高いものでもうまけりや食うよという、そういう事例が1つありました。それは但馬牛のヒレ肉、1匹800kgぐらいの牛でわずかに4kgしか

とれないんですね。そのうち油と筋をとりますと、大体食べるころは2.6kgしかないんです。それが150gのパックにしますと、何と1個6万円。これはもう食事ではないんですね。おいしいものを食べたいと。

そういうことが全てお茶に当てはまるかというと、御飯を食べた後に飲むお茶と、それから本当に喫茶という意味で楽しむというふうなものの上下の価値の判断をされるのが、極端に牛肉並みとは言わぬまでも、高いんですね。非常にその金額は問わない。とにかくあと何年か生きる間に、私はいいものにめぐり会いたいよという金持ちは確かにいるわけです。どうも私は、一部、川根本町も、町長が言われるような篤農家、こういう方に対して、もうとる時期は構わない、別に八十八夜がお茶じゃないよと。5月の中旬過ぎでも6月に入っても、本当に口に合うよううまいお茶であれば売れるんだというふうなあたりも、皆さん、皆で検討しながら、とにかくわずかな量をつくれるところではないですよ。南九州や牧之原に比べれば、本当に生葉の生産量というのは半分以下、あるいは3分の1までいかないものがこの川根地区の北部地域なんですね。狭山、宇治、静岡茶というのは三大銘茶と言われる中で、とにかく川根地区というのは北遠に近いんですね。もっと北で新潟県の村上かどこかで多少お茶をつくっていますけれども。緯度と高度を勘案すれば、日本の中で一番寒くて凍霜害がある、非常にお茶の生葉の生産量が少ない。かえってね、これを悩むよりも、逆に売りにして、本当に苦勞してつくったお茶だと。時期も少しずれますよと。ただ、これはもう高級茶に尽きるというふうなことをまず行政も応援する。それ以上に地元にいる茶を主たる職業にしている茶商の方ですね。これもどんどん川根本町の生産量が下がってくれば、この茶業に携わる茶商の方も、本当に今後原料加工という意味について大変なことになってくるわけですね。

原料は減りながらも、そこで収益性を上げていくんだというふうな、何か名案をですね、この1年かけてやっていきたいと。私どもも毎月顔を合わせる全員協議会あたりでも、おのおのが議題として出しながら、あるいは担当課の皆さんに、あるいは課長以下相談を受けながらこの問題を進めていきたいと思っています。

それとですね、事前通告には全く上げていないんですけれども……

○議長（中田隆幸君） 芹澤議員、質問を。

○6番（芹澤廣行君） そういう意味で、じゃ、一遍切りまして、その篤農家と言われる、町長がおっしゃるですね。このあたりのお茶をどのように売り抜いていくか、この辺、1点、お答えを願えませんか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の話が一番問題のところで、なかなか解決が難しいというのが現況ではないかと思っております。確かに川根茶というブランド、これは全国ほとんど通用する銘柄であろうということは、先ほどおっしゃいました三大銘茶産地の川根茶であるということが一つにあると思っておりますし、これは大変長い間の歴史、伝統文化があるというふう

に思っております。

その中で、今も言われましたけれども、販路の拡大が非常に大事であるということも承知しておりますし、その中で高級茶をどのような形で高く売るか。少ない生産量の中でどう売るかというのは非常に難しいというふうに思っております。これは確かにとんでもないお金持ちがいて、酒は飲まないけれども、お茶ではピンからキリまであるけれども、ピンのほうを飲みますよという方も実際、私、お会いしたことがあります。やはり高ければもういいんです、そういう人たちは、値段が。それが自分の口に合うと、高いのが口に合うということで、味じゃないなという感じが実はいたしております。それも実際お会いしたことがあるものですから、痛切に感じましたけれども。

その中で、やはり販路の拡大はどうしたらいいか。これは我々行政だけでとても対応できるというふうには思っておりません。それぞれの皆さんからいろんな御意見をいただきながら、これをやったら成功するか失敗するかわかりません。しかし、その判断は後から判断するしかないな、やってみなければわからないなという面が多分出てくると思います。そのような中で、皆さんの御意見も聞きながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど全戸農家を調べるという話がありましたけれども、これは農業センサス等でも当然ながら収集はしているというふうに聞いておりますけれども、その中で、特別に私は地区の懇談会でも申し上げましたけれども、やはり篤農家と中間とやる気がない人と、3つぐらいに分かれるじゃないかという話をして、これまでの行政の指標は、どうしても全体の底上げを考えていたという中で、私は特化すべきだというふうに申し上げておりますけれども、一生懸命やる方、いわゆる篤農家というのは、後継者がいる方だというふうに基本的には思っておりますけれども、そういう皆さんには当然応援すべきだというふうに思っております。

つい最近の話ですが、磯自慢というお酒があります。720ml、十二、三万というのがございました。現物を私、見ました。そうしますと1合幾らになるかという計算をしたんですが、とても私どもが飲むお酒ではないなという感じがいたしました。

先ほどはお米の話がありましたけれども、やはりお酒でもそのように、同じお酒です、磯自慢の。それでも十何万と何千円、何百円もありますけれども、そのぐらい700mlで違うということもそれぞれの分野であるものですから。やはり今、芹澤議員がおっしゃいましたように、高級茶としてのイメージづくり、これをどういうふうにつくるかということも非常に大事で、やはりそれにはいろんな物語もつくる必要があるというふうに思っています。川根茶はこうしてこうでこうだったという物語をつくってやるべき必要があるなというふうに考えております。作り話をお好きな皆さんにつくっていただければ、そのような物語ができると思っておりますので。うそを言うじゃなくて、実際長い歴史があるものですから、そのような形で物語もつくる必要があるのかな。それによって何かに取り上げられれば大きな宣伝効果になるというふうに思っております。

その一つが結婚式でそれぞれカップルができたときには、町でも急須とお茶は提供する。桐の箱に入れてお届けするというのも、一つのそのような、販路拡大よりはPRの部分があったと思いますけれども、そのようなことも、地道ではありますが、対応していくということで。やはり皆さんからもこれをやったらどうだということ、それはやってみなければわからないことがたくさんあると思いますので、それらも含めて御提言、御提案いただければありがたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 非常に町長にいい提案をしていただきました。物語ということではないんですけども、物まねということではちょっと配置したのですが。

1890年にビクトリア女王がインドの植民地からヒマラヤへ登って行って紅茶を発見したんですね。非常にうまいと。88kmのかの有名なヒマラヤダーズリン鉄道を敷設してしまって、それで本国に送ったと。そのシチュエーションを考えますと、我が川根本町は、ヒマラヤ山脈は南アルプス、聖なる川のガンジス川は大井川、ヒマラヤダーズリン鉄道は大井川鐵道井川線。これはね、こじつけでもいいから。これ有名なんですよ。本当のエコパークで認定された中で、私、昨年、課長たちと京都のトロッコ鉄道、山陰鉄道の払い下げを、そこをがらがら走ったんですね。走ってみて、このシチュエーションは、はっきりいって大井川の井川線のほうが上だと思ったんですね。あそこを何とか利用できないかと。

彼らは、京都に来るお客さんの1,000人に1人か100人に1人乗ってくれば採算が合うぐらい集客能力があるんですけどもね。なかなか島田から静岡というのは大変ですけども。何とかお茶、エコパーク、私はごちゃまぜでしゃべると怒られますけれども、今度のエコパークの認定というのは非常に結節点になると思うんですね。こういうふうなヒマラヤのダーズリンは1,900mぐらいの標高で、非常にこっちより標高は高いわけですけどもね。

いずれにしても大井川、それから井川線、赤石山脈というのは非常に似ているんですね。紅茶でないけれども、日本のダーズリンの緑茶というぐらいは、行政が思い切ってこのエコパークに乗っかって発信していくと。今度はこちらの課長、皆さん、7月から御苦労すると思うんですけどもね、トーマスで来た方に最高級のお茶を振舞ってみたり。そういうことですね、もう産業課だけの仕事じゃない。どここの仕事じゃなくて、町全部挙げて基幹産業を伸ばすというふうな気概でやっていただきたい。

私はちょっと変なね、こじつけみたいなそういう物語を言いましたけれども、町長も何か物語というのがあったら。何か一つ。いいですよ、何でも。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私は事実を述べるのが好きで、物語をつくるのが下手なもんですから、申し訳ないんですが。

今言われたように、そのほかにもあるんですよ。しょうちゅうがいつも何ていうかな、ブームになったり下火になったり、ブームになったり。そのときに一番最初の吉四六なんてい

うのは大変有名になりました。これは簡単な話ですよ。住民が吉四六を置いていないお店は余りいい店じゃありませんよということを自分のまちのお金を使って料理屋を回ったということもある本に書いてありました。

やはりそのように自分の町のお茶を自信を持って推し進める、そういう気持ちがない限りは相手にも通じないということがあるものですから。やはりそのような思いで高級茶というイメージをもっともっと幅広く提案する必要があるのかなというふうに思っております。

ですから、私はよそへ行ったときに、川根茶は「お茶だ」と言っているんです。しかし、よそのは全部「茶だ」と言っている。そのようなことで、少し色分けしたような形で説明したほうが相手に記憶に残るのではないかという思いがあるものですから、そのようなことを時々冗談話みたく言っておりますけれども、そのような意識で対応することが必要ではないかというふうに思う。それは、やはり川根茶を自信を持ってお勧めできる、そのようなことに全町民が一丸とならなければ大変だなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 町長の今、答弁にお答えしまして、先ほどの話に戻りますけれども、このように高級茶ブランドで本当に川根本町のメンツにかけて、世間に出しても恥ずかしくない、これがどれくらいあるのかというのは先ほどの話に戻りますけれども、産業課を中心に、農家の実態調査をしっかりやっていただきたい。我々も各地元の区なり、自治区がございます。そういう全てを使いながら、あるいはもちろん役場の職員にも応援してもらいます。昨年の9月に少し嫌な質問をしました。28人ほど町外に住まわれている役場の職員がおられるということもまた現実ですね。こういう方こそ地元貢献するという意味において、この調査には、町長が言われるところの地域支援員として、自覚をもってやっていただきたい。

それはですね、ほかの職員の方の、24時間ここにへばりついて、火事が出れば、起これば出る、水が出れば出るという職員がですね、本当に税金もほかの藤枝や島田に納めて、同じような対応でというのはおかしいと、私は個人的な議員として思います。要するに、個人を攻撃するわけじゃないし、それなりの事情はあるとしても、やはりこの町に給料をいただきながら、育てていただいたことに対して、少しでも応援するという意味で、少し厳しいお達しになるかもしれませんが、これはぜひお願いしたいと思います。

それから、1番目の最後の質問は、農業共済の取り組みについて。坂本さんとか皆さん質問されたんですけども、この問題については、非常に農家の体力が低下している中で、取り扱いについては非常に慎重にならざるを得ないと思うんですよ。来年霜が来るか来ないか、ひょうが降るか来ないかなんていうのは、樂觀すれば来ないだろうと思えば入れないし、なかなかお金もかかることだしね。この辺を、けさの静岡新聞、出がけに見ましたら、田辺さんはこういうふうにするというふうなことで。ここまではいかなくても、何とか基幹産業で残っていただく方に対して応援をしていくんだという姿勢だけはもっと重ねて、町長、応援していくんだと、この共済問題について。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、共済の話は、当然ながら私は推し進めていきたいという思いで検討を具体的にしていくということを申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、職員の関係の話、少し私に伝わらなかったんですが、何を言いたかったかちょっとわからなかったです。

○6番（芹澤廣行君） じゃ、再度。議長。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） これは、私、こういう公的な議会で憲法違反を起こすつもりはありません。住むところの自由と宗教の自由と職業の自由は完全に日本国民は保障されているわけですね。その中で、残念ながら、特別な、ここにいたお嬢さんがほかの町の方と結婚して嫁に行ったというふうな事情以外に、何ともね、去年の筒井課長の答弁は、明確でなかったんですよ。婚姻による形で出ていったというね。長男が婚姻によって出ていくわけではないんですよ、嫁をもらえば済むことなんですよ。

これは議会議員としてこういう低劣な言葉を発したくはないんですけども、その辺はですね、町の職員のモラルだと思うんです。少子高齢化、税金が少なくなる中で、何としてもこの町のためになるのが公僕の一つの役目だという、これは自覚なんです。これ以上言っても切りがないもんですから、これは住むところの自由とか宗教の自由を特別職が厳しく言うことは、これは憲法違反です。ただ、人事に関しては、あなた方が権力を持っているわけですね。これは公平な人事をするための町長と副町長の判断で結構です。こういう中で、役場職員の公正を図っていただきたい。以上です。

じゃ、次に、竜泉の問題に移らせてもらいます。

今、町長から、構成につきまして、今ちょっとメモをあれなんですけれども、全部で何人になるんですか。

（「12プラス1」の声あり）

○6番（芹澤廣行君） 規模につきましてはわかりました。

それですね……

○議長（中田隆幸君） 芹澤議員、質問ですか、今。

○6番（芹澤廣行君） 聞きました。12名で、はい。

じゃ、次の質問。

○議長（中田隆幸君） ちょっと、答弁だけ。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町と議会で7名、それとその他、それぞれの商工会等、茶業協同組合等、そちらで5名、それに通訳の方1名含めて13名という形の構成となります。

○議長（中田隆幸君） いいですか、芹澤議員。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 通訳の1名という方はどちらの方でしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） これは常日ごろ竜泉との連絡をとっていただいています崔紅さんという方です。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 崔さんとおっしゃいましたが、私が知る限り、千頭にお嫁に来てくれた崔さんだと思うんですけれども。

（「はい、そうです」の声あり）

○6番（芹澤廣行君） この方とは10年ぐらいよく話をしまして、出身是北京だということで。生家は北京大学と肩を並べるほどの武漢大学の出身だとも聞いているんですけれどもね。この際、上海から武漢まで出張されるということ、ちょっと聞いたんですけれども、それは間違いないですか、行程のほうは。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 武漢のほうは入っておりません。そちらは県のほうの別の事業で組まれているのは聞いておりますけれども、今回、町として行く8月の訪問には入っておりません。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） そうすると、上海経由で竜泉に行って、竜泉から上海に戻ってそのまま帰ってくるという、そういう行程ですか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 上海、広州市、そして竜泉、竜泉からまた上海のほうに戻って帰路につくという形になります。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 先ほどの前段の町長のお答えで、今度8月18日から22日まで行った後、継続して友好関係を結んでいくか決定するという事をおっしゃいましたけれども、この判断で継続するかやめるかという判断を終わった段階でやるという解釈でいいのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） どういう判断で、白か黒かというふうになるのか、灰色になるかはわかりません。そのときの両国の関係等も入りますし、いろんなプラスマイナスがありますのでわかりません。浙江省との県のつながりもあるという中で、ちょっと微妙なところがございます。これはいつかの全協で皆さんからお聞きしましたけれども。そのぐらい微妙な点があるということなものですから。なかなか通訳に対しても、非常に微妙な感情が入っては正確な判断ができないのではないかというような危惧も持っているというのが事実でして、やはり慎重に対応するという事で、公にべらべらとしゃべってこうなりましたと話になるかどうかはわかりません。慎重には慎重を期して対応しなければ、大変厳しい状況であるものですから、慎重に対処をするということで御理解をいただきたいと。

当然ながら説明は皆さんと、説明というか、相談はさせていただきますけれども、その辺は、先ほど申し上げたとおり、白、黒、灰色になると、どの色になるかはなかなかわからないというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） そういう判断をされるということで。質問が前後したとは思いますが、24年8月の暑い中、竜泉の書記の皆さんが8人ほどですか、川根本町を訪れてくれてまして、私どもその玄関先で旗振って迎えたわけですが、

その後ですね、企画と竜泉の間に公式な友好を深めるような文書なり物品の贈呈なり受けるなりですね、どれぐらいの行き来があったか、簡単でいいです。何通があったか、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 訪問に関してのやりとりはございますけれども、それ以外のやりとり、連絡等は特にございません。昨年も来て、今年、今まで訪問に関してお互いに向こうの政府を通したり、県の事務所を通してのそのやりとりだけでございます。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） あれほど友好、友好と言った相手が2年も音沙汰なしなんていうことは、普通ね、我々人間の友だちをつくるにもないわけですよ。2年もたつてまた向こうから訪問の要請があったから行くなんていうのも、少しね、この2年間、本当に友好というものに対して我が町が真剣に考えたかどうか、ちょっと私、疑問に思うんですけれども。これは向こうから手紙が来なかったから返答しなかったというだけで、解釈すればそれで済むんですけれどもね。

そういうふうな希薄な2年間もある中で今度行くというのもひとつ町長ね、今後の私ども町が対応していく一つの材料にはなるかと思うんですから、その辺、何で2年間音沙汰がなかったのか、その辺も聞いてきてください。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません、先ほどちょっと報告を忘れていましたけれども、新しい町長、首長になったというときには、向こうのほうから電報が、電報といいますか、文書は届きました。すみません、ちょっとそのことを忘れておりました。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） そういうことであれば、慎重に皆さん、12名の訪問団、見識を深めていただきまして、今後8,000人を切った町が27万5,000人の竜泉と対等におつき合いできるかどうか。ネットで調べますと、竜泉の主たる産業はしいたけだと。一部、約1,000年の間、青磁を焼いているというぐらいで、こちらですね、先ほどの前段のお茶に関しても、本当に新規開拓の相手としてなり得るかどうかあたりもですね。前の町長が向こうで焼いたきれいな器で川根茶を飲めばいいだろうというぐらい私ども聞いたことがあるんですけれども、

飲んでうまいと言ったって、買ってもらわにや始まん話なもんで。そういうね、経済的なベースにおいてひとつ判断をお願いしたい。

それから、まだ5分ほど時間がありますので、前回の質問にもありましたように、昨年3月、大人数でニューヨークに、呈茶のサービスに行かれたわけですけれどもね。その後、ニューヨークから緑茶なり水出し煎茶の注文があったかどうか。関係課、あったら教えてください。なければなくても結構です。

○議長（中田隆幸君） これ通告なしだね。

○6番（芹澤廣行君） ありません。

○議長（中田隆幸君） これは後で文書か何かで、ちょっと調べて出してください。通告なしです。

○6番（芹澤廣行君） 大変失礼しました。通告がありませんでした。

○議長（中田隆幸君） 再質問。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） それでは、全ての質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 以上で芹澤君の一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第29号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任委員会の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） 大変お疲れさまです。

第1常任委員会に付託されました議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、審査の経過と結果を報告させていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原案可決です。

それでは、審査の経過についての報告をいたします。

第1常任委員会審査は、6月26日木曜日午後5時50分から8時まで行われました。開催場所は川根本町役場3階大会議室。出席者は、第1常任委員、鈴木多津枝ほか委員の皆さん全員で6人と、議長、それに説明員として生活健康課長ほか職員、税務課長ほか職員、それから町長及び副町長、それと第2常任委員会の委員の方3名の傍聴もありました。

審査の経過と結果については、平成26年6月26日に第1常任委員会に付託された議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、担当課の職員より詳しくきめ細かな資料をもとに丁寧な説明を受けました。

医療分、後期高齢者支援分、介護分ともに増えている状況ですが、前年度は1人当たりの調定額は改善されたことで据え置きとし、基金を4,900万円取り崩したため、25年度末の基金残高が8,300万円となる見込みで、20年度保有高の40%まで減少し、今後の安定した国保の運営に影響が出てくるおそれがあるという説明がありました。

また、25年度からの繰越金は7,527万円となる見込みだが、3分野の単年度収支も赤字が見込まれ、医療で4,098万円、後期支援で479万円、介護分で652万円、合計5,229万円の財源不足が見込まれる。この不足に対し、医療分で、基金の取り崩しで3,350万円を充て、税率改正で667万円を充てる。後期支援分で基金取り崩しで50万円を充て、改正分で352万円を充てる。介護分では、基金取り崩しで500万円を、改正分で136万円を充てるという説明でした。

26年度は、専決で保険税負担の公平の確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るために後期支援金と介護保険分の賦課限度額を2万円ずつ引き上げ、医療は51万円を据え置き、後期支援は14万円から16万円に、介護納付分は12万円から14万円に引き上げ、本算定税率を所得割、均等割、平等割を引き上げ、代わりに資産税の引き下げを行うなどの説明の後、委員からの質疑が行われました。

詳細な要旨などについては、配付された資料を参考にしてください。

審査の結果は、討論はなく、採決は起立によって行い、起立全員で原案のとおり可決しました。

委員から出た質問の内容を少し紹介をいたします。全部を記録にしたのではなくて、重要なところを記録にさせていただきました。

医療費は確かに伸びているが、町の所得に対する段階での人数はほとんど低いところに位置しているがという質問に対して、県内市町の1人当たりの調定額を見ると、現年度分の一般退職を医療、支援、介護の合計で1人当たりの調定額をそれぞれ算出すると、24年度実績では県内市町で一番多い保険税調定額は11万3,796円に対して、川根本町は7万1,853円と低いということ。県内でも所得階層が低い世帯が多い中で高い保険税ではないという回答がありました。

平均所得に対する所得の割合の他自治体との比較について質問があり、25年度の本算定の状況で、川根本町は25年度で一般退職含めて合計で1人当たり課税対象額は54万7,518円であり、25年度の状況で見ると、県内平均が71万432円、課税所得で比較すると1人当たり平均所得額は、26年度の試算では59万3,739円になるとの回答がありました。

資産割の税率が極端に下がっているが、これは何か意味があるのかという質問に対して、今回の改正をさせていただくに当たって、全体の所得割、資産割、均等割、平等割の賦課割合のバランス、応能応益の割合のバランスを調整する中で資産割部分を下げて、所得割、均

等割で調整をさせていただいた結果で、資産割が大きく減少となっているとの回答がありました。

広域化に向けて、保険税の低い市町は上げるようにとの指示があるのかとの質問に対して、広域化につきましては、具体的なところ今現在まだ示されていない。現時点では、保険税が均一化されるとかの話もまだ具体的に出ていないので、保険税が均一化されてくれば、広域化に伴って保険税の負担というのが若干増えてくるであろうというふうに思われる。7月、8月あたりで、国のほうからも今後の具体的な方針が示されると思う。ただし、広域化に伴って被保険者の負担というのは増えてくる。医療費自体は伸びているので、医療給付費の状況を見ながら、まずその都度検討していかなければならない。26年度においても、実際の2月診療分までの医療給付の状況によって基金も取り崩し、一般会計のほうから繰り入れもお願いしているところで、対応させていただきましたとの回答がありました。

今後の流れが見えるような形態の調査というのを推計でできれば出していただきたい。人口動態の変化でいけば、所得は下がる。病院に行くのは多くなる。それに合わせた推計予測などをいただきたいとの質問があり、推計の見込みについて、統計的なデータを集めてつくっていきたいと思いますとの回答がありました。

5時50分から8時までの約2時間近い時間、まだまだたくさんの質問がありましたけれども、主なものを議会事務局長のメモ、音声認識などによって抽出させていただき、報告に代えさせていただきます。

すみません、なれていないもんですから。

以上で6月26日に開きました第1常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 少し確認をさせてください。

今、委員長の説明の中で、応益応能割というのを50、50というか、そういうものの平均的なことにするために資産割を下げたという説明があったわけですが、その資産割を下げた理由はただそれだけなのでしょう。その辺ちょっとお伺いします。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） 最後のところがよくわかりませんでした。

○5番（中澤莊也君） すみません。それでは、50、50にするために資産割を下げたのかということなんですけれども。ただそれだけの理由だったんですか。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○第1常任委員長（鈴木多津枝君） そのことについては、委員会でも資産割だけを下げたことについていろいろ質問が出ました。担当の説明では、50、50のためということではなくて、資産割というのはもともと固定資産税ということで、税金に対する割合だから、二重課税で

はないかという説明があつて、よその市町では資産割を下げていると、また廃止しているところもあるということで、そのことについて、ほかの所得割もそれでは税金に対する課税ではないかという発言などもあったんですけども、細かいことについても間違っていましたら、生活健康課長のほうから説明をいただければありがたいんですけども。

そういうことで、資産割は所得に関係なく負担がかかるもので、なるべく高齢者など、持っている家とかで、収入にならないのに資産がかかるというのは大変だからということで、資産割を下げたというような説明もありました。細かいこと、間違っているところがあったら、説明をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子さん。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 鈴木委員長、ありがとうございました。

少し追加をさせていただきたいと思います。

一般、退職、後期高齢支援分、介護納付分で、資産割をどこかで廃止をしている市町は、35市町中13市町に今なっているかと思えます。3つを全部なくしているところもわずかにありますけれども、後期高齢分、介護納付分というふうに、少し年齢が高くなる方のところで資産割をなくしている市町が今見受けられます。

あと、これから国民健康保険税の資産割部分をなくす方向で検討したらどうかというような意見が出ている状況です。そういう検討はどうかというところの状況であります。うちの町というわけではなくて、県であります。

あと、鈴木委員長が御説明くださいましたとおり、川根本町の国保の被保険者の割合も65歳以上の方々がもう50%を超えておりますので、固定資産の資産は持っていても、家屋とか畑とか、それが日々所得に結びつかない資産をお持ちの方が大変、多い状況ではないかと思われま。固定資産税で課税されていてさらにとすると、二重というようなこともちょっと課題になっているところもあります。

あと、75歳以上の方々が20年度から新しい制度でやっている後期高齢者医療制度の保険料につきましては、資産割というのは課税されていなくて、所得割と均等割の2本になっている状況にあります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

私は、委員会審査の委員長は務めさせていただきましたけれども、委員会でも一生懸命、

値上げになるということについてたださせていただきました。それで、回避できなかったのかということは何度も聞きましたけれども、私は、やはりそのところで、どうしてもこの議案に対して賛成することができないということで、反対討論を行います。今後の参考にぜひしていただきたいと思います。

今回初めて見込まれる約5,000万円の歳入不足とほぼ同額の一般会計からの法定外繰り入れが行われることになりました。この点に限れば非常に画期的なことと考えるものです。

しかし、この金額は、一旦基金へ積み立てるということです。不足が見込まれる分については、基金から3,500万円取り崩して、これに充て、基金の積み増しに約1,500万円を充て、あとの1,500万円を国保税の引き上げによる増税分で穴埋めするための国保税条例の改正です。

国保税が高いというのは全国共通したことですが、4月からの消費税8%の増税に加えて、当町では、お茶も3年連続の減収、商店の売り上げも減り続け、加入者の大半を占める年金生活者も、支給額の連続的な削減で、この上一体何を削ればよいのかとの悲痛な声が絶えないのが実情です。値上げしなくても済むだけの財源を確保しながら、あくまで値上げを強行するなど、加入者の実態を分かろうとしない行政に、私は強く怒りを覚えざるを得ません。

町長は、初日の総括質疑の中で、「安定的な基金を確保したい。応分の負担はお願いしてよいかと思う」とか、「全部町が持つのでなく、若干の負担は財政の安定のために必要と思う」などと述べ、長年町政に携わってこられ、町民の暮らしの実態も把握されている立場にあるはずの方の言葉とは思えないような、国保財政の安定化にしか関心を持っておられないような答弁が繰り返されました。また、当町の国保税が県内で一番低いことも値上げの要因であるといった答弁もありましたが、当町の国保の加入者の所得は県内でも低い水準にあり、少ない収入の中から、負担は限界だということも、私はこれまで繰り返し指摘してきたところです。

今回、担当者から出された資料は、そういった深刻な実態を如実に物語るものがそろっており、町長の姿勢や責任こそが問われるものと言わなければなりません。

所得階層別で見た世帯数は、所得ゼロから33万円までの世帯のところに36%もあって、最も多数を占めています。100万円以下まで範囲を広げると、53.8%と半数以上になり、どうやって暮らしているのかとのつぶやきが同僚議員の席から漏れていました。さらに、200万円以下では78.5%にも達し、国保加入者の大半がいわゆるワーキングプアと呼ばれる所得ランクに属しており、1世帯当たりの所得は96万円しかないことも明らかになりました。

1人当たりの国保税額は9万5,650円で、平均所得58万円の何と16.5%にも上ります。1人当たり平均で1万円の値上げが決して若干の値上げなどとは言えない、加入者の生活実態を直視していない負担増であることは明らかです。

国保の加入者は、何度も言いますが、他のどんな医療保険にも加入できない人たちです。国保制度は、憲法第25条の「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す

る」という生存権の保障に基づいて具体化された社会保障制度の重要な一環であり、このことは、国保健康保険法第1条にも明記されています。実情を見ると、生活保護基準以下の収入しかない加入者も少なくなく、健康で文化的な最低限度の生活を営むためのやりくりは限界を超えています。

6月10日に、年金者組合と連名で値上げ回避の要望書を提出しましたが、町長、ごらんになっていただいたのでしょうか。検討していただけたのでしょうか。

今議会には、情報基盤整備事業費として、町民の要望を聞いた結果の計画変更として3億2,000万円もの増額補正が提出され、町民への説明も全くといってよいほどなされないまま、7人の議員の賛成で初日に可決、成立しました。

町長の耳、あるいは心の耳は聞こえる声と聞こえない声があるのでしょうか。多くの町民の声は、負担をこれ以上増やさないでほしいということです。できれば、少しでもいいから下げてほしいという声が圧倒的です。そういうと、安い方がいいと言うに決まっているとも言われますが、国保税負担は安いほうがなどと言えるほど生易しいものではありません。我が家では2万円の値上げを覚悟するように夫に告げると、年金の3分の1が税金で消える、血圧の薬を減らすしかないなとつぶやきました。

もし、国保税値上げが加入者の医療抑制につながれば、重症化が進み、これによって高額医療費が増え、国保財政はますます逼迫を来す結果になるのではないのでしょうか。払いたくても払えないという人を増やし、短期被保険者証や資格証明書の交付を受ける人が増えるかもしれません。ますます受診抑制が進み、医療費が増えたから国保税を上げることを繰り返していけば、国民皆保険そのものの目的とも相入れない結果を招くことになるのではないのでしょうか。また、担当の職員の皆さんの日ごろの懸命な努力も水の泡となるかもしれません。

このことに関連して、国は広域化を進めようとしています。現在はどの市町においても一般会計繰り入れなどで負担増を抑えたり、予防策の充実に取り組むなど、それぞれ努力をしているために、医療費の抑制が図られている面があります。しかし、県単位の国保運営主体の広域化が図られるなら、後期高齢者医療制度同様、市町レベルでの努力がほとんど反映されなくなるのは明らかです。これらの事情から、国保広域化の計画はなかなか進んでいないのは幸いです。これからも大いに抵抗していくべきものと思います。

また、国が国保の負担を50%から38.5%に下げたままのため、市町村や加入者の負担が増え続けており、国に対して負担を早期に戻すよう、行政、議会が連携して意見書を上げるなど、声を上げていかななくてはなりません。

国保の主な加入者である商店などの自営業者、農林業者、年金生活者などは、地場産業を懸命に守り、観光客を呼び込むイベントを盛り上げ、まちづくりに力を発揮して、町の魅力づくりの中心となってこの町を支えてくださっています。まちづくりは国保の加入者なしではできないと言っても過言ではないと思います。

そうした方々の暮らしを一層困難に陥れる国保税の引き上げは、今、国が進めている数々

の国民負担増や社会保障の切り下げなどの悪政に加えて、本来、そうした悪政の防波堤としての役割を果たすべき行政が、自らさらに耐えがたい負担増を強いるもので、必死で頑張っておられる人たちのまちづくりへの参加の意欲さえ奪いかねない重大な結果をもたらしかねないものと言わざるを得ません。

羊を泣かないように少しずつ毛をむしるのが増税の極意だと言われます。しかし、それが繰り返されれば、羊だっていつまでも黙ってはいません。あるいは同じところにいつまでもとどまっていけないでしょう。

大事なのは、医療費が増えるから国保税を上げるのではなく、値上げを抑えるための一般会計繰り入れを行い、きめ細かな予防や健康保持の指導、支援に人材も確保し、力を尽くすことであり、安心して医療機関にかかれるようにして、早期発見、早期治療に努めることです。値上げしなくて済むだけの財源を用意しながら、基金の積み増しに回し、若干の負担などと言って値上げを押しつける逆立ち政治は、優先順位も逆であり、町にとっても国保会計にも逆効果であることを指摘して反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、山本信之君。

○8番（山本信之君） 議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の立場から討論します。

国保運営協議会と委員会において慎重な議論を行いました。今後の医療費の見込みや基金の補充状況など、不足する財源の一部については、受益者である被保険者の方に負担をお願いし、さらに不足する部分については、基金の繰り入れと減少する基金に対する一般会計からの繰り入れにより基金に積み立てるという内容でした。基金の取り扱いや保険税の滞納額の改善など、継続して検討していく必要がありますが、被保険者が安心して医療の給付が受けられるように、安定した国保の運営を目指すためには、即刻財源の一部について、被保険者の方に負担をお願いしていかなければならない状況であります。

今回の改正では、保険税率の改正にあわせて基金の繰り入れや一般会計の繰り入れにより、被保険者の負担増の緩和が図られる形の改正内容となっていますので、私の賛成の討論とします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員の委員と行政側では副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、その他の議員は大会議室へ移動をお願いいたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時57分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎会議時間の延長

○議長（中田隆幸君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

では、また暫時休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 6時17分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

ただいま、町長から議案2件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程（第2号の追加の1）のとおり追加日程第1から第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) したがって、追加議事日程(第2号の追加の1)のとおり、追加日程第1から第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第35号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第3号)

○議長(中田隆幸君) 追加日程第1、議案第35号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 大変お疲れのところ申し訳ありませんが、追加日程第1、議案第35号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第35号は、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,651万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,162万1,000円としたいものでございます。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴うものであります。

事項別明細により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般6ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は5,651万円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う拠出金を調整をさせていただくものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は41万8,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を増額するものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金は154万1,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の増額です。

第18款繰越金、第1項繰越金は5,455万1,000円の増額です。これは、前年度歳計剰余金の一部を計上するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

先ほど全協で補正予算の説明をいただいたんですけども、今回、先ほど委員会審査で可

決をし、そして本会議で可決をした国保税の条例、所得割、均等割、平等割のところ、値上げとなっている各医療・介護支援金全てに値上げとしているんですけども、まず最初に、先ほどはもう委員長報告でしたので、聞くことができませんでしたので、1人当たり、私、反対討論で、1万円の増額だと言ったんですけども、このことに間違いがないかどうか確認をしたいと思います。

それから、基金について、先ほどの全協でも、それから委員会のときの説明でも、平成29年度までに23年間の医療費の平均の25%を確保したいという、したいとか、するよという厚労省の通知があって、それに基づいて、これまでそれに反してどんどん取り崩してきていたので、これから増やすんだと。29年度には1億3,800万円を保有できるようにするんだというふうな説明があったんですけども、この1億3,800万円を保有しなければならないということでは、ほかの藺田議員ですか、財政が体力があるときにためておくんだというふうなことをおっしゃいましたし、町長も、いざというときのために、医療費がたくさんかかるためのにというふうに言われましたけれども、私は、そういうことをしなくてもいいんじゃないかなと、一般会計から繰り入れをすれば、不足分はやっていけるんじゃないかと思うんですけども。なぜ一般会計からの繰り入れを、ここで基金の増額に使ったのかというのは、もうずっと疑問に思っています。

町長は、値上げをすることについて、値上げをしても基金を1億3,800万、目標まで4年間ですか、積み増しするほうが重要だというふうに考えるのか。その点、2点お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 何回も申し上げておりますけれども、やはり今のうちに体力を温存すべきだということで、厚労省の指導もあったということもありまして25%、これを目標として対応することが今現在できる最大の努力というふうに考えております。

その中で、当然ながら負担もお願いし、町でも安定的な財政運営ができるように体力を整えるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） もう一点、1万円というのはいいですか。

生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） では、まず税率を、25年度の税率を据え置いた場合と、今の税率を改正させていただいた場合の1人当たり調定額、1世帯当たり調定額の差をちょっと申し上げたいと思います。

まず医療分ですけども、これは一般退職被保険者合わせてですが、据え置いた場合と改正した場合、1人当たり調定額が3,385円の増となります。後期高齢者支援分につきましては1,617円の増となります。介護納付金が1,671円の増となります。先ほど1万円ほどということでお伺いいたしましたが、1世帯当たりの調定額が医療分で5,700円の増、後期高齢者分で2,723円の増、介護納付金で1世帯当たり2,166円の増で、合計で1世帯当たりが9,477

円、約1万円の増ということになります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑がありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

世帯の間違いだったということで、1世帯当たりの値上げの平均額が約1万円になるということです。先ほどの反対討論の中を訂正をここでさせていただきます。1人当たりではなくて世帯当たりの増額分です。

町長は、今、体力を温存できるときに、今できる最大の努力だというふうに言われましたけれども、町の体力があるということで、加入者の体力のことは考えられないんですか。もう私は、限界だというふうに何度も言ってきたけれども、そんなことはないだろうと町長は思われているということですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） やはりこういう末端の自治体というのはいろんな形で交付金、補助金に頼っているというような中のことをきょうの冒頭で申し上げました。そういう中で、今できることは何か、これはやはり将来につなげなければいけないという思いの中で、今できることは何だろうと考えたときには、将来に向けた対応をしておく必要があるということで、負担はお願いしてありますけれども、安定した運営ができるような形にしておくのは、このような基金の積み上げが必要である。

これは当然ながら、今現在取り崩しがずっと続いてきた中で、やはり今やらないといつやるかという話になりますし、それがもっともっと不安の材料につながると。将来の川根本町の財政がどのような激減があるかわからないということも、どこかに頭に入れなければいけない。それが将来につながることならば、今現在できることはやっておく必要があるということでございます。

○議長（中田隆幸君） 再々質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） いいです。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第35号、川根本町一般会計補正予算第3号に反対の立場から討論をいたします。

大変緊急な議案の審査で、本当に審査をきちんとやったのかなということがまず一番不安に残ります。もう本当にこんな値上げを決めてしまったから、補正予算で出たら、もうそれ

はそのまま間違いないということで、大丈夫だろうというふうに思われておられるんだと思うんですけども、私は、やはり議員としては、きちんと納得できるように調べてやっていき、賛成、反対の態度を決めるのが議員の責務だと思っています。それをまず最初に申し上げておかなければいけないことなんですけれども。

それと、この補正予算は、先ほども反対しました国保税の一般・支援・介護分で、医療分、所得割、それから均等割、世帯割の部分を全部、資産割のところだけは下げましたけれども、ほかの3分野では全部上げるという、本当にこれまでにない、初めてではないかと思うんです、こんなにずらりと軒並み上げていくというのは。そういう値上げ案が出されました。

本当に何度も何度も言いますけれども、町民の人たちもそうでしょうし、加入者の方々もそうでしょうし、ましてや国保の加入者というのは、決まった収入が補償されているというのは年金生活者ぐらいしかないと思うんです。ところが、その年金がどれくらいあるかといったら、生活するのが、本当にやりくりが大変だと、できない状態でも、できないと言われても仕方がないくらいの収入でやりくりをしているわけですよ。貯金がある人は取り崩しているかもしれません。畑がある人たちは野菜を一生懸命つくって、食料を買うお金を抑えているかもしれません。町長にその苦しさというか大変さというのは到底理解していただけないみたいなんですけれども。

私は、そういう人たちのために、今回5,000万円も一般会計から繰り入れをすることができる、体力があるから基金に積み立てるというよりは、基金を積み増しするのではなくて、基金を使った分、3,500万円はもちろん税を抑えるために基金を取り崩しているわけなんですけれども、なぜ全額を値上げをしないために使わないのか。そのことが本当にもう理解できません。決算になってみないとわからないわけなんですけれども、もしかしたら余るかもしれないじゃないですか。そのときに、じゃ、またその分も基金に入れますよというふうに言うんですか。みんな見込みで出した数字です、これは。本当に担当者は大変な思いをして数字を出していくんだと思うんですけども、説明を聞いていても本当にわかるんですけども、その大変さは。

でも、決算になってみれば、はっきり出てくる数字というのは、見込みだから、今一般会計の補正予算見てみると、前年度の対比、決算の対比がわからないといって私はしつこく言ったんですけども、大きな膨らました見積もりはしていないという担当者の職員の誠実さというのは本当にあらわれているなというのは感じました。でも、やはり担当者が一生懸命やっている誠実さを町民の前に信頼されるものとしていくのは、私は町長の責任だと思うんです。町長が基金に、今突然基金を増やすなんていうことを、なぜこのときに言わなければいけないのか。今まで取り崩してきた、そのときに一般会計から入れれば、今年は減らないわけですよ、使った分を入れるんだから。だから、残りの分を増やしましょうなんていう必要はないということで、この補正予算、それに基づいた補正予算であるということで、反対討論をいたします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） この第35号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算については、平成26年度の国民健康保険税本算定に伴う保険税の軽減に対する繰り入れと、国民健康保険支払準備基金に対する基金積み立て分の補正予算が一般会計の予算として上がってきたものでございます。

国民健康保険の被保険者が安心して医療にかかることができるために、また、安定した財源確保を確保するために必要な補正予算となっております。

これが私の賛成討論といたします。皆様よくお考えの上、御賛同ください。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第35号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。



◎追加日程第2 議案第36号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 追加日程第2、議案第36号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、追加日程第2です。議案第36号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,470万円としたいものです。

保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成23年度から平成25年度の年間給付費額から平成26年度の給付費見込額を算出するような補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保11ページ、12ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は884万6,000円の減額です。これは、過去の給付実績額等から算出した療養給付費の減額です。一般被保険者療養給付費は減額となっておりますが、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費及び退職被保険者等療養費は増額となっております。

12、13ページをごらんください。

第2項高額療養費は496万5,000円の減額です。過去の給付実績額等から算出した高額療養費の減額です。一般被保険者高額療養費は減額、退職被保険者等高額療養費は増額、一般被保険者高額介護合算医療費及び退職被保険者高額介護合算医療費は財源更正となっております。

13、14ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は277万7,000円の減額です。これは、後期高齢者支援金及び後期高齢者事務費拠出金について、26年度分支払額決定通知額による支援金の減額です。

14、15ページをごらんください。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は9万2,000円の減額です。これは、前期高齢者医療費拠出金及び前期高齢者事務費拠出金について、26年度分支払額決定通知額による支援金の減額です。

15ページをごらんください。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は1,000円の減額です。これは、26年度の拠出金が決定したことにより、老人保健医療費拠出金を減額するものであります。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は91万6,000円の減額です。これも26年度分納付額が決定したことによる減額でございます。

16ページをごらんください。

第9款基金積立金、第1項基金積立金は5,390万円の増額です。これは、26年度の本算定に伴い、6月補正で保険給付費等支払準備基金の取り崩しにより基金が減少してしまうこと、また基金残高を過去3年間における保険給付費の平均額の25%相当額にするよう平成29年度までに順次積み立てていくため、一般会計から繰り入れを行い、同額を積み立てるよう増額をお願いするものであります。

第11款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金は1,232万8,000円の増額です。これは、25年度療養給付費交付金の実績見込みにより返還金を補正するものです。最終的に返還金が確定したところで、再度補正により調整させていただく予定がございます。

17ページをごらんください。

第2項繰出金は7万5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への繰出金の精

算です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページ、6ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は6,254万円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより、一般被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものであります。退職被保険者についても、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分を減額するものであります。

6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は560万6,000円の減額です。これは、本年度の決定額等から算出した現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は225万6,000円の減額です。財政調整交付金は、一般分、支援分及び介護保険分の減額による普通調整交付金の補正をお願いするものであります。

7ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は12万2,000円の減額です。交付金決定による退職者医療療養給付費交付金の増額、後期高齢者支援金交付金及び退職者医療に係る前期高齢者交付金の減額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は2万6,000円の減額です。これは、交付金決定による減額です。

第6款県支出金、第2項県交付金は252万6,000円の減額です。これは、交付金決定による都道府県調整交付金一般被保険者分、同支援分及び介護保険分の減額をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は5,651万円の増額です。これは、保険税の本算定に伴う保険給付費等支払準備基金の減少及び基金残高を過去3年間における保険給付費の平均額の25%相当額にするよう平成29年度までに順次積み立てるための繰入金の増額をお願いするものであります。

第2項基金繰入金は3,999万7,000円の増額です。これは、医療一般分不足額、後期高齢者支援金及び療養給付費負担金返還金への充当のため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

第10款繰越金、第1項繰越金は2,527万1,000円の増額です。これは、平成25年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいま町長の答弁の中で、少し訂正をまたお願いをしたいと思います。

歳出のほうの第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は「9万2,000円」の減額ですというふうに申しあげましたけれども、「9万8,000円」の減額です。

もう一点、歳入の第3款国庫支出金のところですけども、第1項国庫負担金は「560万6,000円」と申しあげましたけれども、「560万8,000円」であります。

御訂正をお願いします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほどから基金のことを言っているんですけども、基金の通知というのは平成12年、今から14年ぐらい前ですね。なぜ今これを持ち出したのかというのが私は不思議ではないんですけども、議会で支払準備基金を取り崩して不足に充ててもいいように条例改正したのはいつだったかわかりますか。

そして、そのときに多分5%以上、基金の目標をと言ったような気がするんですよ。その5%以上というのが結局、25%というのは私初めて聞いたんですけどもね。25%と今まで言ったことがなかったから。ということを見捨てずずっと取り崩しをしてきたということになるんですかね、うちの町は。突然これを見つけ出したんですか、12年の通知を。どこから引っ張り出して。全くここに依拠しないでずっと取り崩しをこの間してきて、8,300万になってきた。それは歴代の町長さん、担当の職員の皆さんが、なるべく値上げをするときではない、お茶が連続で収益が落ちている。そういう実態を見て、本当に大変だからということで基金を取り崩して、不足分に充ててきたわけですけども。その改正12年の通知というのが、今これを持ち出した。それで、こういうことを無視して今まで取り崩していたということについて説明をお願いします。

あ、それから、5%ではなかった、うちの町。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 平成18年ころにちょっと勉強というか、記憶にあるのは、3カ月分というふうに耳にした記憶がありますので、常に3カ月分、3カ月分というふうに当時は頭に置いて、それよりも今ちょっと多いとかという形で見えていた記憶がありますので、3カ月というと、この25%と同じ、ちょっと微妙にニュアンスは違うんですけども、今の25%というのとかつて聞いた3カ月分という基準と一致するなというのは今感じているところですよ。

それを無視して取り崩してきたのかということなんですけれども、ちょうど23年度末の段階では、ちょうどその25%に相当する基金の残高がありました。でも、その後のやはり急激

な医療費の高騰等に対応するために、税率は据え置いてありましたので、基金を取り崩して対応させていただいた都合上、今8,300万の残高に落ち込んでしまったという経過と思います。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 23年ごろまでは25%を確認していたわけですね。それで、医療費が急激に増えたから税率をそこで据え置きをして基金を不足分に全額充ててきたことで、それがどんどん減ってきたという説明だったんですけども、結局24、25、2年間でそういうふうになったということ、今の。ずっと基金取り崩していましたよね、今までも。不足する部分に対して。12年の通達じゃないですね、通知ですね、これは通達ではなくてね。通知を今取り上げたのではなくて、ずっときちんと確認をしながらやってきたということですね。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 5年前の平成20年度には基金残高は2億ありました。その後、基金の取り崩しによって今の残額が8,304万円に減少をしていることになります。

○議長（中田隆幸君） 再々質疑ありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） こういうふうにしてこれからもいくということなんでしょうけれども、そうすると、毎年医療費が上がれば値上げをするよと、その分。もう基金は25%ためるまでは取り崩せないよ、一般会計からは全額は入れないよということなんでしょう。一般会計からは基金を取り崩した分しか入れないよ、プラスアルファで増やすために一般会計を、その分は入れるけれども、医療費が増えればその分、全額ではないけれども、応分の負担だということで、値上げはずっとやっていくよということなんでしょう。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 値上げはずっとやっていきますよということは言っておりません。基本的には、やはり25%の基金を持つことは必要であると。この基金をほかの財源に使うというわけにはいかないと。当然ながら安定基金ですので、これ以外には使うことはできないという確定した基金になるというふうに思っています。一般的な財政調整基金等とは違うというふうな感覚でいくと、やはりここで安定させておかないと、もっとどのような高額療養費が出るかわかんないという状況の中では、当然、先ほど申しあげました厚労省の通知の中にあつたような、基本的な財源だけは確保していく必要があるということです。

それで、基金の中で、当然ながら相当値上げをしなければいけないという段階になったときは、基金から取り崩して負担をなるべく抑えるような方法をとるということには変わりないです。

○10番（鈴木多津枝君） そのときは一般会計から入れるんですか。

○町長（鈴木敏夫君） だから、一般会計の使い方が少し、方法が違うといいましょうか、より確実に基金を安定させながら対応ができるという方向ですから、ほかに財源として使うことはないということです。安定するだろうということで、基金を早目に25%積み上げら

れるだけ対応したいということで、安定するではないかというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案第36号、川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号に反対の立場から討論を行います。

ただいま町長に確認をしたんですけれども、医療費が増えれば国保税を上げるんですかと聞きましたら、上げるとは言っていないといいましたけれども、上げないとも言われませんでした、ですね。ということは、町民の人たちはいつも、加入者はおびえていなければいけないですね。医者にかかれば国保税が上がるぞとされているようなものです。

○議長（中田隆幸君） 質疑ではありませんから、討論をやってください。

○10番（鈴木多津枝君） 討論です、これが。ということで、顔を見て言ったら町長が反応してくださったんです。

そういうことで、町民の方々は本当に、これ、今は国保でない人たちも今から、これから国保に入る人たち、定年退職でどんどん出てくると思います。そういう方たちも川根本町、今、国保税は安いから、県内でも安いから、基金は少ないから値上げをするんだよということで、医療費が増えれば値上げをするんだよという、私は危機感を抱きながらお医者さんにかからなければいけない状況がつけられるのではないかと、非常にそのことが危惧されます。

なぜなら、それは個人の一人一人の心配だけにとどまらなくて、国保会計の運営も悪循環させてしまうのではないかと。うちの主人が言ったように、じゃ、薬一つ減らすかな。そういうことをしたら、余分にお医者さんがくれているんならいいですけども、そういうことでなければ、必要な薬が与えられているとすれば、それをやりくりするためにお医者さんへ行くのを1回やめようかな、そういうことになっていくと、私は病気を治すのではなくて、抑えていくのではなくて、重症化していく。そのことは国保会計の医療費を膨らませていく。そしてまた医療費が膨らんだからまた値上げを求めますよ。値上げされればまたみんながおびえていく。そういう悪循環をつくるもとを今つくられようとしています。提案されているわけです、そういう悪循環が。

私は、非常に重大な問題を、条例改正については委員会で審査をしましたけれども、今、補正予算が出てきて、同じような観点で討論をしなければならぬと思っています。町長は、1人当たり若干の値上げというふうに言いましたけれども、1人当たり、私、条例改正の反対討論で間違えましたけれども、1人当たり7,000円の値上げ、世帯で1万円の値上げです。

決して若干の値上げではありません、若干の負担増ではありません。町民の人たちにこういうことを私が知らせなければ知らないでいる人たちもたくさん多いと思いますが、私はこういうことを続けさせないためにも、一生懸命お知らせをしていきます。そして、そのことがまちづくりに本当にいい影響を与えないだろうということを私はとても危惧をしています。でも、これがずっと繰り返されるであろうということを考えると、それを食いとめるためにも町民の方々にお知らせをしないではいられません、事実です。

そういう意味で、決していい方向にいかない、悪循環をもたらすであろう、この国保特別会計の補正予算、そういう条例改正に基づいた補正予算には絶対賛成できないということを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、森照信君。

○9番（森 照信君） 私は、議案第36号、川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算について賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算については、歳入については、保険税条例の改正に伴う保険税額の補正及び不足する財源を補うための基金繰り入れの補正、歳出については、医療の給付に係る費用の補正、後期高齢者支援金や介護納付金の支払額確定に伴う補正予算となっております。

医療費については、現時点で見込める医療費について、過去の実績により精査されているものであり、また医療費に対する国庫負担金なども、現時点、見込める金額を歳入として見込んでおり、今後安定した国保事業を運営していくために必要な補正予算となっております。

よって、賛成の討論といたします。皆様、御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第36号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 川根本町議会議員派遣の件

○議長（中田隆幸君） 日程第3、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりと決定しました。



◎閉 会

○議長（中田隆幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年度川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 7時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 7月 2日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 森 照 信

署 名 議 員 鈴 木 多 津 枝